

平成30年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

— 平成31年度のプレ版 —

平成30(2018)年7月

別府大学



## 目 次

評価機構が定める基準に基づく自己評価	1
基準 1 使命・目的等	1
基準 2 学生	7
基準 3 教育課程	39
基準 4 教員・職員	65
基準 5 経営・管理と財務	75
基準 6 内部質保証	89
巻末資料（入試関係基礎資料）	96

参考：基準項目には、（ ）書きで自己判定の際の留意点を記載

### 表記のきまり

授業科目名や名称等 「」

人数は 人 50 人、5,000 人、50,000 人、50 万人

数字は 5,000 円、13,500 円、20 万 23 円

数字を含む語で、数量・順序を表す場合は、算用数字を

3 年次、5 教科、第 3 位

年号は 平成 30（2018）年

英語の略語 初出時のみ注釈等を以降略語で

DP（ディプロマ・ポリシー）

ただし、IT,A0 入試、OJT,PDCA、は、注釈不要

## 評価機構が定める基準に基づく自己評価

### 基準 1. 使命・目的等

#### 1-1 使命・目的及び教育目的の設定

(使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により、異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。)

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

#### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

#### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性（具体的に明文化しているか。)

##### 1-1-② 簡潔な文章化（簡潔に文章化しているか。)

学校法人別府大学は、学校法人別府大学寄附行為第 3 条において、その目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基に、人間教育を中心とした教育を行い、地域社会並びに国際社会の発展に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする」と明記している。

別府大学は、この寄附行為に基づき、別府大学学則第 1 条において、その目的を「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、深く専門の学芸を教授研究し、もって高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人材を養成するとともに、学術・文化・社会の発展に寄与することを目的とする」と定めている。また、大学の目的を踏まえ、学部学科ごとに教育目的・教育目標を定めている。

別府大学大学院にあっても、別府大学大学院学則第 2 条において、その目的を「真理はわれらを自由にする」という建学の精神を基礎に、学術的な理論及び応用を教授研究し、広い領域の学問的視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を養い、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。

本学は、平成 24(2012)年度からの 5 ヶ年計画「教育研究発展計画 2012-2016（別府大学 未来へのアプローチ）」（以下「教育研究発展計画」という）において、本学が果たすべき使命を、「(1) 【教育】別府大学の使命は、真理を探究し自由を愛する姿勢を持ち、高い専門能力と深い教養を身につけ、豊かな人間愛・地域愛を備え、進んで社会に貢献しようとする人間を育て社会に送り出すことです。(2) 【研究】別府大学の使命は、研究や創作を活発に行い、教育に活かすとともに、科学や文化の発展に寄与することです。(3) 【地域貢献】別府大学の使命は、地域に立脚した特色ある教育・研究を展開し、その成果をもって地域に貢献することです。」と述べ、建学の精神や目的を踏まえて、今後の具体的な教育の在り方を示し、さらに使命を果たすための目標や具体的な

行動計画を掲げている。平成 29（2017）年度から始まった第 2 期中期計画においては、別府大学の教育目的を実現し、教育力を強化するための課題として教育の質保証や授業内容・方法の改善など多くの問題について具体的に対策を明示して改善を図るようにしている。

### 1-1-③ 個性・特色の明示

#### （使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。）

法人及び本学の目的は、教育基本法及び学校教育法に則るとともに、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づいている。建学の精神の教育理念は、本書の 1 頁で述べたとおり、学問研究の究極目的を何よりも真理の探究におき、真理の認識によって無知や誤った主義思想から解放された真に自由な人間を育成することを意味している。

建学の精神は、戦前・戦中の様々な抑圧から解放された、戦後の自由主義的な雰囲気の中で掲げられた理念ではあったが、それが人の理性と尊厳を尊重するという、人として最も本質的な考え方に立脚するものであるがゆえに、時代を超えた普遍的なテーマでもあった。その意味で、最高学府である大学の在り方を示す指針として、今なお我々に大学人としての在るべき姿を教えてくれている。法人及び本学の目的は、この建学の精神に貫かれており、自由と人間性をこよなく尊重するとともに、そのことを学ぶ方途としての学問研究の意義を何よりも重要視するという特色を持っている。

ところで、本学は、本学の前身をなす明治 41（1908）年創立の豊州女学校の開設から数えれば、ここ大分の地で百十年の長きにわたり郷土の若者の教育に携わるとともに、また郷土の恩恵を被ってきた。このような歴史を顧みるとき、本学が郷土大分に大学の知的資産を還元することは、本学の使命とも言うべきものである。そのような意味において、本学は郷土大分に深い愛情を注ぐとともに、様々な地域から入学してくる学生に、自らの郷土を愛する精神を涵養することを教育の特色の一つとしている。このことは、法人の目的においては「地域社会の発展に貢献できる人材を育成」、本学の目的においては「進んで社会に貢献しようとする人材を養成」という表現で明示している。更に、「教育研究発展計画」では、教育・研究とともに、地域貢献を本学が果たすべき使命の一つとして明確に掲げている。

### 1-1-④ 変化への対応

#### （社会情勢等に応じ、使命・目的及び教育目的の見直し等を行っているか。）

法人は平成 30（2008）年に創立 110 周年を迎え、本学は別府女子大学創立から 68 年目となる。開学当初、本学を構成したのは文学部 1 学部で、その後長くこの単科大学の状態が続いた。しかし、この 70 年近くの間には社会は大きく変化し、時代や社会のニーズも変わってきた。本学は、「本学の沿革」とおり、建学の精神を堅持しながら、一方で社会や地域への貢献を果たすため、時代や社会のニーズの変化にも柔軟に対応してきた。

本学は、平成 9（1997）年、知識基盤社会の進展に対応して、学術研究の高度化と高い専門性を有する人材の養成を目的に大学院を開設した。平成 14（2002）年には食生活の変化による生活習慣病の発症を防止し、健康的な社会の構築に貢献する人材を育成するため、食物栄養学部（現在の食物栄養科学部）食物栄養学科を開設し、平成 18（2006）年に

は同学部に食物バイオ学科（現在の発酵食品学科）を開設した。平成 21(2009)年には社会のグローバル化に対応し、国際社会で活躍できる人材を育成するため、国際経営学部国際経営学科を開設した。また同年、社会の多様化に対応するため、文学部を改組し、従来の 6 学科（国文学科、英文学科、史学科、芸術文化学科、文化財学科、人間関係学科）を 3 学科（国際言語・文化学科、史学・文化財学科、人間関係学科）に統合し、複合的な学識・技能を修得できるように再編した。

また、「教育研究発展計画」の指針を受けて、平成 26（2014）年に全学の組織として「地域連携推進センター」を設け、県内の全ての自治体と包括協定を締結し、自治体や関係企業等との関係を更に深め、教育、文化、歴史、歴史、生涯教育など多方面にわたって積極的に地域貢献を展開している。

大学が社会のニーズに応え社会貢献に努めることは、近年ますます重要度を増してきている。前述の通り、本学も社会貢献を大学の使命の一つとして重視し、時代や社会のニーズに応じた学部・学科の開設を始め、様々な取り組みを行ってきた。こうした近年における大学の使命についての本学の考え方と、学則に定める本学の目的との整合性を図るため、平成 23(2011)年度に目的の改訂を行い、現行の目的及び教育目的を定めた。

今後、本学が社会の変化に応じ、時代や社会のニーズに柔軟に対応して行くためには、社会の現実を直視し、その都度適切な判断に基づき本学が歩むべき方向を模索して行かなければならない。そのような在り方を実践するために、本学は 5 年を期間とする中期計画及びそれを実践する年度計画を立てることとし、平成 24（2012）年度からの第 1 期中期計画（「教育研究発展計画」2012－2016）を策定し、次いで平成 29（2017）年度からの第 2 期中期計画を策定し、計画の着実な実現を目指している。

### **(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）**

第 1 期中期計画、「教育研究発展計画」は、別府女子大学創立から 60 年たち、文学部だけの大学から 3 学部の大学となった現在の別府大学の使命や教育目的を改めて基礎づけ、目指す方向を明らかにするうえで重要な意義を持つものであったが、目的を実現するための具体的な計画は十分ではなかった。そこで第 2 期中期計画では、「全学生の人間的成長と就職（社会的自立）を目指して」という目標を掲げて、数値目標を含んだ具体的な計画を作成し、年度ごとに目標に向かっての進展を測れるようにした。今後も建学の精神を原点としながらも、時代の変化に対応して絶えず本学の使命・目的を再検討・再確認しながら、具体的な教育目標を設定してその着実な実現を図っていく。

## **1-2 使命・目的及び教育目的の反映**

### **1-2-① 役員、教職員の理解と支持**

### **1-2-② 学内外への周知**

### **1-2-③ 中長期的な計画への反映**

### **1-2-④ 三つのポリシーへの反映**

### **1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性**

#### **(1) 1-2 の自己判定**

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

（使命・目的及び教育目的の策定に役員、教職員が関与・参画しているか。）

法人及び本学の目的は、それぞれ寄附行為及び大学学則、大学院学則に明記されている。寄附行為の制定・改訂は理事会の承認を必要とし、学則の制定・改訂は教授会・研究科委員会等で報告される。現行の寄附行為、大学学則及び大学院学則は前述の手続を経て定められている。その意味において、法人及び本学の目的は、役員及び教職員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

（使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。）

本学の教育理念である「建学の精神」は、理事長や学長が入学式・卒業式などの公的行事の式辞や挨拶の中で必ず触れるほか、教員が学外で行う講演等においても言及に努めている。また、「大学案内」、学園広報誌「Be-News」を始めとする各種印刷物、石碑、建造物、職員の襟章や名刺、あるいは本学のホームページ（HP）等に明示し、周知するように努めている。更に、教養科目「大学史と別府大学」を設けて、建学の精神、教育理念、設立の経緯や沿革などについて解説するとともに平成 29 年度からは佐藤義詮記念館の 2 階に「大学史展示室」を設け、内外に大学の建学の精神や歴史の周知を図っている。

法人の目的は、寄附行為第 3 条に明記し、本学の目的は大学学則第 1 条及び大学院学則第 2 条に明記している。大学学則及び大学院学則は、学生・教職員に配付する大学生生活の手引き「学生生活」及び「大学院学生便覧」の中に掲載し、学生や教職員が日常的に目にするように配慮している。また、各学則及び教育目的は本学の HP の「情報公開」ページ冒頭に掲載し、学外にも周知している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

（使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映させているか。）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

（使命・目的及び教育目的を 3 つのポリシーに反映させているか。）

前述のとおり、本学は平成 23(2011)年度末に 5 ヶ年計画「教育研究発展計画」を策定した。この計画では、本学の使命（ミッション）を捉え直し、「教育・研究・地域貢献」の 3 つの観点から、1 頁のとおり具体化している。

本学は、この「教育研究発展計画」の記述を踏まえつつ、平成 23(2011)年度に大学の目的及び学部・学科の教育研究上の目的を改訂した。また、教育目的を達成するために、大学・大学院全体の教育目標と各学科・専攻（大学院の専攻をいう）ごとの教育目標を定めた。

大学全体の教育目標は、法人及び本学の目的を反映させ、「真理を探究し自由を愛する姿勢を持ち、高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会

に貢献しようとする人間を育て社会に送り出すこと」と定めているが、3つのポリシーに基づいて教育の内部質保証を確立するという課題を達成するために、平成22(2010)年度に策定されていた3つのポリシーを平成29(2017)年度に大幅に改訂した。新たに策定されたディプロマ・ポリシー(DP)では、別府大学は本学の定める課程を修了し、教養力、専門力、汎用力の3つの力を身につけたと認められる学生に学位を授与するとし、カリキュラム・ポリシー(CP)では、DPに示された到達目標を身につけるために必要な教育課程を体系的・階梯的に編成するための方針を示した。

そしてこの学科の具体的な目標に基づいてアドミッション・ポリシー(AP)を作成し公表している。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

**(使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が整備されているか。)**

本学の創設者佐藤義詮が掲げた建学の精神は、昭和21(1946)年の別府女学院の創設より今日に至るまで営々と継承され、法人及び本学の目的及び教育目的の根源となっている。

このような開学以来の教育理念を踏まえつつ、本学は時代や社会の変化にも柔軟に対応してきた。

昭和38(1963)年に文学部の中に史学科(現在の史学・文化財学科)を、昭和48(1973)年に美学美術史学科(芸術文化学科を経て、現在の国際言語・文化学科)を開設した。史学科は当時の考古学に対する社会的関心の高まりを背景とし、また美学美術史学科は文学・哲学と芸術を融合させた文化意識をもつ人材を育成するという理念のもとに設けられた。その後、平成9(1997)年に文化財学科、平成12(2000)年に人間関係学科を開設した。文化財学科は文化財が人類共通の貴重な遺産であることが社会的に認知され、その保護・保存に携わる人材の育成が求められる中で、また人間関係学科は複雑化した現代社会の人間関係を改善することができる人材の育成を目的に設けられた。

そして、前述したとおり、平成9(1997)年に大学院を開設し、平成14(2002)年に食物栄養学部(現在の食物栄養科学部)食物栄養学科、平成18(2006)年に食物栄養科学部食物バイオ学科(現在の発酵食品学科)を開設し、平成21(2009)年には国際経営学部国際経営学科を開設するとともに、文学部の改組を行った。

このように本学は、建学の精神、法人の目的、大学・大学院の目的及び教育目的に立脚し、真理を求める教育・研究を基礎としながら、社会の変化に対応し、社会が必要とする学部・学科及び研究科・専攻を開設するとともに、博物館等の教育研究施設を設置してきた。そして、各学科・専攻がそれぞれの学問分野において、大学・学科及び大学院・専攻の教育目的と教育目標を踏まえて、学生の受け入れから学位の認定までのプロセスを適正に構築し、教育にあたっている。

また、近年における18歳人口の減少、学生の多様化に対応するため、教育課程の編成と実施においては、初年次における「導入演習」「基礎演習」の実施や少人数を対象とする4年間の演習制度、あるいは複合的な学識や技能を修得させる「副コース制」などの施策の下で、学部教育の実質化に努めている。(基準2-2で詳述)



### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神は、理事長・学長が大学の公式行事で必ず言及し、また学園・大学の広報誌を始めとする各種印刷物、あるいは本学の HP 等に明示するとともに「大学史展示室」（平成 29 年度設置）を設け、周知している。大学の目的・目標、あるいは各学科の教育目的・教育目標も HP で明示されるほか「大学案内」など各種印刷物で周知されるようにしている。

平成 29（2017）年度からの第 2 期中期計画は、18 歳人口の減少等による大学が直面する厳しい状況を踏まえて、大学の発展策を具体的に構想するようにした。そこでは学生支援、就職支援、地域連携、研究、募集等様々な面を強化することにしたが、特に教育力を強化することを何よりも重視した。本学は平成 29（2017）年度に 3 つのポリシーを策定し直したが、教育の質保証を可能にするために様々な取り組みを行っている。本学は平成 26（2014）年度から「自己発展チェックシート」という学習ポートフォリオに当たるものを学生に書かせ、学生に自分の学習状況を振り返らせるとともに、教員がそのシートを用いてすべての学生について個人面談を通して指導を行うようにしている。さらに、平成 30（2018）年度中にアセスメント・ポリシーを策定し、学生の学修状況をより詳しく把握することにより、教育目標が達成されるように努めていく。

#### 【基準 1 の自己評価】

本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づいて、教育目的を明確に定めている。建学の精神は、戦後の自由主義的な時代の風潮の中で生み出された考え方であったが、真理を求める学問研究を通して、自由と人間性を尊重する精神を養うという普遍的理念であるがゆえに、今なお本学の教育の原点として輝いている。本学は、建学の精神や教育目的について、教職員や学生に考えを浸透させるよう努めており、さまざまな機会と手段を利用して学外へも広く周知させている。

また、本学は、時代の変化、社会の推移にも敏感かつ柔軟に対応し、大学の使命としての社会貢献の観点から、時代や社会が求める人材の養成に取り組み、新たな学部・学科の開設を行ってきた。

今後とも建学の精神や伝統を踏まえつつ、時代の変化に応じた教育研究活動を展開していくために、本学は平成 24（2012）年度に「教育研究発展計画」を策定し、この計画を踏まえて教育目的を改訂し、教育目標を策定した。そして平成 29（2017）年度には 3 つのポリシーを策定し直し、平成 29（2017）年度からの第 2 期中期計画では、本学の教育目標を実現し、DP を達成するために、必要な具体的な計画を作成し、教育の質が保証される体制を構築するようにしている。

今後は、目的の達成に向けた計画的で効果的な教育活動を展開するために、教育の実際を常に点検・改善して行かなければならない。

## 基準 2. 学生

### 2-1 学生の受入れ **(入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。)**

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

##### **(教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシー (AP) を定め、周知しているか。)**

本学は、大学の学科、大学院の専攻ごとに「入学受入れの方針」を策定しており、平成 30(2018)年度にはその改定を行った。「入学受入れの方針」は、「大学案内」、「入学試験要項」(大学・短期大学部版、大学院版)及びHPに掲載し、志願者等に告知している。

また、入学金や授業料、教育研究料等の学納金、各学部・学科の修学内容や教育・研究施設等の学習環境、あるいは各種奨学金、学生寮及び相談窓口等の受け入れ後の学生生活支援体制などに関する情報は、志願者向け資料として作成しているほか、「大学案内」やHPに掲載している。また、オープンキャンパス、各種セミナー、高大連携などの各種取組み、あるいは国内外の学校訪問の際に、高等学校、高校生、保護者等関係者に説明を行っている。

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証

##### **(AP に沿って、入学受入れなどを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用しその検証を行っているか。)**

### 【学士課程】

本学では、入学受入れのために、推薦入試、一般入試、センター試験利用入試、AO入試、外国人留学生入試等を実施している。

推薦入試においては、各学科が学科の受入れ方針に沿った小論文等の試験を課すほか、学科の面接試験においても学科の特色を踏まえた質問を行っている。一般入試及びセンター試験関連入試においては、学科のAPに沿った必修科目・選択必修科目を課した試験を実施している。AO入試においては、まずエントリーシートで志願者の各学科の受入れ方針への適性を確かめた後、学科のAPに沿った独自の課題を課し、その成果と面接試験によって学科への適性や修学のための資質を最終確認している。また、外国人留学生入試については、国内と海外で試験を実施し、日本語能力試験N2相当以上の試験を課すほか、面接試験等によって各学科への適性と修学のための資質を確認している。

入試方式、入試日程などについては、入試委員会(AO入試を除く各入試担当)及びアドミッションオフィス(AO入試担当)が、それぞれ検討した案について、教授会が決定しており、適切な体制で実施している。また、入試の実務は、入試委員会及びアドミッ

ションオフィスの職員が中心となって、各学部・学科の教員が協力して行っている。

このような入学試験の方法及び体制のもとに、各学科の入学者受入れ方針に適った学生を入学させている。入学生については、入学試験員委員会にて、入学後の成績、退学率について入試種別ごとに比較検討し、入試方法をより適切に改善していくよう努めている。

また、このような入学試験の内容については、「入学試験要項」に記載するとともに、HPにも掲載し、国内外の志願者等に告知している。さらに、オープンキャンパス、各種セミナー、高大連携の各種取組み、あるいは学生募集のための高校訪問の際に、高等学校、高校生、保護者に各学科等の受入れ方針を説明し、志願者等への周知に努めている。

### 【大学院】

博士前期課程・修士課程においては、4月入学生のために9月と2月の入学試験、9月入学生（外国人留学生）のために7月に入学試験を実施している。博士後期課程においては、4月入学生のための入学試験実施時期は前期課程・修士課程と同様である。しかしながら、博士後期課程での研究の可能性を広げるために、従来外国人留学生のために設けられていた9月入学の制度を外国人留学生以外にも適用している。また、学部の現地入試にあわせて、中国・韓国・台湾で現地入試を実施し、広く学生を募集するよう努めている。

入試方式、入試日程などについては、大学院入試委員会で検討し、研究科委員会の議を経て、大学院委員会が決定している。入試の実務は、大学院入試委員会が中心となって、両研究科の教員が協力して行っている。

入試方式、入試日程などについては、大学院入試委員会で検討し、研究科委員会の議を経て、大学院委員会が決定している。入試の実務は、大学院入試委員会が中心となって、文学研究科・食物栄養科学研究科の両研究科教員が協力して行っている。うち文学研究科では、歴史学、日本語・日本文学、文化財学の三専攻において、大学院入学後、基礎学力としての英語の必要性を考え、英語入試問題に関して従来専攻ごとに出題されていたものを、他の外国語と同じように平成30（2018）年度からは統一し英語担当の教員2名による作問とした（臨床心理学専攻は外国語では英語のみ選択のため除く）。客観的に英語力が判断できることが狙いであり、また入学後に英文読解が必要とされる場においてより適切な指導が期待できる。

今後はさらに大学院入試委員会内において、両研究科とも入学後の成績や修士・博士論文の提出状況を検証し、入試方法をより適切に改善していく体制の構築を検討している。

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**（教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。）**

### 【学士課程】

本学各学部の過去5年間の入学定員・収容定員、入学者数・在籍者数及び定員充足率

は、【巻末資料】のとおりである。

なお、各学科の定員と入学者・在籍者数は【表】「学部・学科の学生定員及び在籍学生数」に掲げている。

18歳人口の減少に伴って、平成16(2004)年度以降入学者が減少し、平成20(2008)年のリーマンショック以降、この傾向に拍車がかかった。この結果、本学では食物栄養科学部食物栄養学科を除き、全学科で定員を充足できない状況に至った。このような状況のもとで、本学は平成21(2009)年から定員の適正化に努め、同年に食物バイオ学科の定員(100人)を60人に、平成23(2011)年度から国際言語・文化学科(170人)と史学・文化財学科の定員(160人)をそれぞれ120人に改定、更に、平成24(2012)年度から人間関係学科の定員(100人)を80人、国際経営学科の定員(160人)を120に改定した。そして、平成27(2015)年度から国際言語・文化学科、史学・文化財学科、国際経営学科の定員(各120人)を100人、人間関係学科(80人)を70人、発酵食品学科(旧食物バイオ学科/60人)を50人にそれぞれ改定し、現在に至っている。

入学定員及び収容定員の充足率は、以下のような推移を見せている。

入学定員充足率(%)			
	平成22(2010)年度	平成26(2014)年度	平成30(2018)年度
文学部	94	67	109
国際経営学部	87	56	96
食物栄養科学部	78	76	74
大学全体	89	67	98
収容定員充足率(%)			
	平成22(2010)年度	平成26(2014)年度	平成30(2018)年度
文学部	70	76	87
国際経営学部	59	70	104
食物栄養科学部	64	76	77
大学全体	69	75	88

入学定員充足率については、平成22(2010)年度より平成26(2014)年度にかけて、各学部ともやや落ち込みを見せたが、その後は食物栄養学部を除いて、回復傾向にある。食物栄養学部はやや下降気味であるが、落ち込みは小さな幅で留まっている。大学全体では、平成30(2018)年度の入学定員充足率が98%まで上昇した。

収容定員充足率については、全ての学部で上昇傾向を見せている。その結果、大学全体で、平成22(2010)年度には69%であった収容定員充足率が、平成26(2014)年度には75%に上がり、平成30(2018)年度には88%まで回復した。

定員適正化と学生募集の努力とが相俟って、大学全体としては、入学定員、収容定員とも充足率は回復傾向にある。

定員の適正化を図る一方、本学では入学者の減少を食い止めるため、学生募集・広報体制の刷新を図った。従来、学生募集は大学と併設の短期大学部が個別に行っていたた

め、募集効率が甚だ悪かった。そこで、平成 21(2009)年度に、法人に「学生募集対策会議」を設置し、大学及び短期大学の学生募集を一元的に管理し組織的に募集を展開する体制を立ち上げるとともに、これを支える事務組織も整備・強化した。この機構は、理事長の統括の下、「学生募集戦略会議」「学生募集統括本部」「学生募集実行委員会」(県内・県外・海外の募集組織を内包する)をもって構成し、組織だった募集を可能とした。また、入試・広報・高校訪問・オープンキャンパスなど学生募集にかかる諸活動も有機的に関連づけ運用するよう図った。更に、広報活動も強化し、HP のリニューアル、学園広報誌「Be-News」の刷新、大学広報誌「別府大学ニュース」(現在は廃止)の発刊などを行った。また、平成 29(2017)年度からは新聞や街頭、更にはテレビ放送における広報戦略を展開し、地域社会への情報発信を積極的に行った。

このような諸改革と学園をあげての募集活動が功を奏し、平成 22(2010)年度以降、18 歳人口の減少による志願者・入学者の減少傾向を軽減化させてきた。そして、平成 30(2018)年度は、平成 29(2017)年度の入学者実績を上回り(79 人)、過去 8 年間で最多となる 479 人の入学者を確保することができた。

### 【大学院】

基盤となる学部の学生数が減少し、大学院への影響も懸念されることから、専攻長会議等で検討を行った。定員の見直しを検討すべき点を今後の課題としつつも、当面は定員充足のために大学院進学志願者を増やすことを最重要課題とし、そのために授業改善の努力やカリキュラムの改革などを実施した。また、大学院入試説明会を開催し学部生のみならず、他大学の学生や大学院に興味を持つ社会人等が大学院教育について広く理解できるような場を設けた。さらに「大学院入試要項」は、従来の入試関係の記載に加え、担当教員の専門分野をより理解しやすくするためのページを設けた。

また、学部との整合性を持たせ、院生数を増加させるために、歴史学専攻と文化財学専攻を統合することを検討している。臨床心理学専攻では、公認心理師(学部+修士が必須)養成をしている学部と連携し説明会や模擬授業を実施し、進学率の増加を図っている。

以上のとおり、入学定員の適正化と学生募集体制・広報活動の整備・強化によって、大学全体の入学定員充足率及び収容定員充足率は上昇傾向にある。

### (3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

学士課程については、今後、社会に向け、とりわけ大学受験者を始めとするステークホルダーに対し、本学の入学者受入れの方針と教育や学生支援に関する情報を周知するよう、HP や入試関連資料を工夫するなど広報活動を更に強化する。例えば、HP に「受験生へ」などといった訪問者別のメニュー表示を付加し、受験生向けの情報を一括して閲覧できるようにし、また大学案内の手頃な簡易版を作成し、高校主催の進学説明会などで配布し、広報活動に役立てたい。また、オープンキャンパスや高校訪問などステークホルダーに接する機会においては、各担当者の説明に入学者受入れの方針を反映させるよう努める。

入試制度については、これまでも改善に努めてきたが、今後は入試の前段階の取組み、例えば高校の大学見学の機会を増やすなど、高等学校との連携・接続事業に、更に力を入れて行く。

定員を満たしていない学科については、各学科の教学の特色を更に鮮明にするよう努め、学科情報誌や募集活動を通して、大学受験者及び社会に積極的にアピールし、定員の充足に努める。

大学院については、高次の研究・教育活動の拠点として、入学生の質を担保しつつ、定員を確保することが重要である。したがって、定員充足に向けた努力として、魅力ある大学院づくり、外部に向けた募集対策などを継続的に行うとともに、社会人枠の拡大や長期履修制度の導入などにより入学者確保に努める。また、入学定員の適正化についても検討する。

## 2-2 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

**（教職協働による学生への学習支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。）**

本学は規模の小さいお互いの顔が見える大学であることを強みとして、教職員が協働して学生一人一人が向上できるような支援を一貫して行ってきた。前回の認証評価の後、従来の取組をさらに充実させ、共通指針や自己発展チェックシート（ポートフォリオ学修支援システム）などの目に見える形に整備し、平成 30（2018）年度後期からは、自己発展チェックシートの Web 化に伴い、学生との面談内容をここに連結し、学生支援にかかわる事務部局と情報を共有することで更なる学生支援に取り組んでいる。

## 方針

別府大学は、第 1 期中期計画に大学のビジョンとして「心のかよう温かな大学」「すべての学生が成長できる大学」を掲げ、「それぞれの学生をよく理解し、互いの信頼のうえに成り立つ温かな人間関係をベースに、一人一人を大切に丁寧な指導を行うこと」「目の前の学生と向き合い、個々の学生の夢や目標に向けて潜在能力を引き出し、伸ばすこと」に努めている。

本学の教育の基本姿勢は、このように小さな大学であることを活かした学生一人一人に寄り添った丁寧な指導にあり、このような学生支援は教職協働によって初めて成り立つものであることは言うまでもない。このことは平成 30(2018)年 3 月の「学生指導の共

通指針」に改めて明確化され、方針として確認されており、大学の教育に関わる全教職員によって共有されている。【学生指導の共通指針 H30. 3. 14 教授会】

## 計画

### ・ 教職協働によるオリエンテーション等の学期ごとの学修指導

学期の始めには、教職員が協働して各学科・学年別でオリエンテーションを実施し、教員から履修指導やコースの特色等を説明する。このオリエンテーションの資料作成及び実施運営には、職員が全面的に関わるとともに、履修登録に関する質問などにも教務課の職員及び教員が積極的に対応している。

### ・ 担任制によるきめ細かな学修支援

学科ごとに担任教員（学科により学年担任、クラス担任又はゼミ担任の形態がある）を配置し、学生の学修状況に応じたきめ細かい指導を行っている。修学上問題のある学生については、各学科が相談の機会を設けて学修の支援にあたっている。

### ・ 初年次教育と学年ごとの必修科目を核とした学修支援

初年次教育では、特に「導入演習」「基礎演習」を担当する教員を配置し、1クラス10人前後の学生に対し指導を行っている。2年次以降も、年次ごとに「発展演習」「専門演習」「卒業演習」を核にして指導を行っている。また、図書館やメディア教育・研究センター、キャリア支援センターも授業と連携し、履修・学修・教育に関する支援に取り組んでいる。専任教員は本学作成の「学生指導ハンドブックー学生がいきいきと就学するためにー」を参考に、助言や指導を行い、学修支援を行っている。

### ・ 「自己発展チェックシート」（「ポートフォリオ学修支援システム」）による学生自身の振り返り

各学科は、成績配布後、上記の演習科目の第1回目の時間に、学生は「自己発展チェックシート（平成30（2018）年度後期より「ポートフォリオ学修支援システム」）」に記入し、前学期の自分の学修状況について振り返ると同時に、各自今学期の目標を立てる。また、現時点で目指している進路、資格なども記入することにより、自らの学修の目標を確認する。

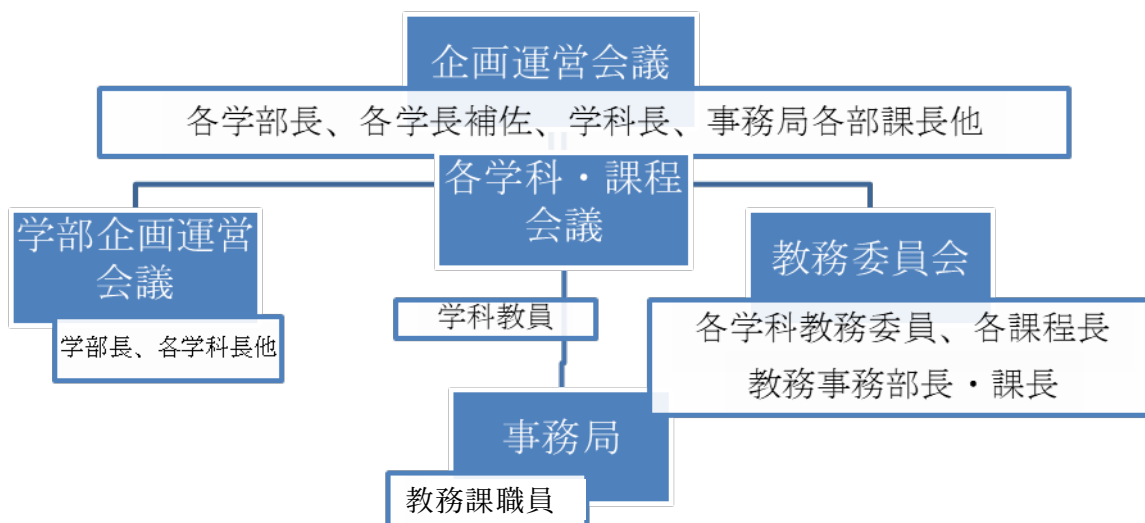
### ・ 年2回の個別面談による学生の状況把握

年2回の「自己発展チェックシート」記入後に学生個人面談を行う。個人面談の結果は、現時点ではエクセルシートに学科ごとに面談の記録を残し、学科長が取りまとめて学部長に提出する。問題のある学生については、適宜保護者と相談する。また、全学的な取組みとしては、毎年6月に本学で保護者対象の別府大学懇談会を実施し、学修や進路に関して保護者等との面談を行い、7月には九州各県の主要都市を中心に地方会場での別府大学懇談会を実施している。保護者には、9月と3月に成績を送付し、学生の学修状況を知らせている。

## 実施体制

学修支援に関しては、図1のように学科を基本組織として、大学企画運営会議や教務委員会等で教職協働の全学的な調整を図っている。上記計画については、学科教員と事務局職員を中心に実行し、問題があれば企画運営会議、教務委員会で検討している。

図1 教職協働の実施体制



## 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

- (・障がいのある学生への配慮を行っているか。
- ・オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。
- ・教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。
- ・途中退学、休学及び留年への対応策を行っているか。)

本学では、少人数大学の特色を活かして、各教員や先輩が学生の学業面や生活面での相談に乗っている。特にセンターのような施設がなくても、基本的に学科は少人数教育のため、学生が気軽に教員や先輩に声をかけやすい体制ができている。

### ・ 第二次オリエンテーション

新入生に対しては、大学生活のスタートを円滑にし、学科内の親睦を深めるため、宿泊や学外研修などを含んだ第2次オリエンテーションを原則5月末までに各学科で実施している。

### ・ 授業外研究活動

学科によっては教員を顧問とした学生による研究会や学科内サークル【人間関係学科】、自主ゼミ【発酵食品学科】などがあり、初年次段階から教員と学生、上級生と下級生が密接に関わることができる環境づくりに努めている。

## 1) 障がいのある学生への配慮

障害者差別解消法の趣旨に添った合理的配慮の提供についての案内を合格者全員に配布して、入学前より相談に応じ希望者と面談している。

平成29(2017)年度は、障がいのある学生からの要望に応じて別室授業を行う支援や聴覚障がいをもつ学生にノートテイクを手配する支援を行った。



## 2) オフィスアワー制度

平成 21(2009)年度から、午前 1 コマ・午後 1 コマの週 2 回 (1 コマ 90 分) のオフィスアワーを制度化した。また、オフィスアワー以外でも時間が空いているときは積極的に相談に応じている。オフィスアワーの対応内容については、「学生生活」に明記し、①前・後期講義開始時の担当授業の中で説明、②大学の HP に掲示、③教務課の掲示板に一覧を掲示、④各研究室前に対応時間を掲示、⑤シラバス及び研究者総覧に明示して周知を図っている。

## 3) TA (Teaching Assistant) 等の活用

表 2-2-1 にあるように、本学では、大学院生がいる学科では TA が授業への補助を行い、後輩の指導にあたっている。大学院生がいない学科では、研究室やゼミに所属する 4 年生が、演習、実習などの補助に入ることによって、気軽に質問がしやすい環境を作るとともに、教える学生自身の知識・技能を定着させることにつながっている。また、近隣の APU (立命館アジア太平洋大学) の留学生に SA (スチューデント・アシスタント) として英語の授業に入ってもらえるケースもあり、実際のコミュニケーション力向上に寄与している。平成 28 (2016) 年からは、附属図書館で、大学院生等が「学習コンシェルジュ」としてレポート・論文作成の援助や文献・資料検索のアドバイスなど、学生の学習をサポートしている。

表 2-2-1 TA/SA の活用状況

学科	TA/SA の活用状況
国際言語・文化学科	英語・英米文学コースでは、APU 留学生に SA として授業に入ってもらい、英語によるコミュニケーションの強化を行っている。
史学・文化財学科	日本語・日本文学専攻では講義系や演習系の科目、歴史学専攻では講義系の科目、文化財学専攻では演習科目に活用している。
人間関係学科	1. 4 年次卒業演習において中間報告会を実施している。この報告会では、1 年生、3 年生を参加させ、報告内容への質問ならびに評価を実施し、卒業論文の質を高めている。 2. 社会福祉養成科目において、実習を終えた 4 年生による実習体験を報告してもらうことで、実習前準備への取り組みを強化している。
食物栄養学科	1. ロコモティブシンドローム予防教室において 3 年生の健康指導教育活動 (科目名地域健康支援演習) を 4 年生卒論生が支援している。 2. 平成 30 (2018) 年度より運動生理学実験において身体的特徴、骨密度、栄養素等摂取状況の調査の際に 4 年ゼミ生の支援を活用している。 3. 応用栄養学実習 (3 年次) では、離乳期から幼児期、学童期、思春期、成人期、高齢期までの生理、生活現象をふまえて、それ

	<p>ぞれのライフステージに適合された栄養を考え、生活の質の向上のための栄養マネジメント法について学習する。そのためには栄養スクリーニング→栄養アセスメント→栄養管理計画の作成→栄養管理計画の実施→モニタリング→評価という栄養管理システムを理解する必要がある。まず、初回に自分自身の栄養アセスメント（身体計測、食事調査）を体験し、栄養マネジメントに興味をもってもらう。それら実習の身体計測、食事調査の方法を研究室の4年生及び大学院生がSA及びTAとして指導している（短大の藤岡先生が担当されている解剖生理学実習でも、短大生を対象にSAとして研究室の4年生が身体測定を手伝っている。）</p> <p>また、後期開講の「栄養カウンセリング実習」では、学ぶ側である3年生が管理栄養士役、SAである4年生（卒論生）には患者役（模擬患者）になってもらい、模擬栄養教育を実施する予定である。それにより、病院での臨地実習を直前に控えている3年生の栄養教育力、コミュニケーション力あるいはカウンセリング力等の実践力向上に寄与すると考えている。</p>
<p>発酵食品学科</p>	<p>1. 1年生の「発酵食品製造実習」は複数の教員で実施しているが、必要に応じて研究室に配属されている4年生にも実習で1年生を指導してもらっている。</p> <p>2. 1年生の「基礎化学」の授業では教職希望の4年生などに実施内容の中からテーマを選び説明してもらっている。</p> <p>3. 大学院生に4年生の卒論研究の指導を手伝ってもらっている。</p>
<p>大学院</p>	<p>文学研究科においては、各専攻において、TAは学部の科目の出席管理、また教員の資料作成補助を行っている。また、必要な場合は学部の演習授業に参加し、学部の学生に対して身近な立場からアドバイスを与えたり、資料作りの指導を行っている。食物栄養学専攻では、実験・実習科目においてTAを活用しており、実技的な対応能力が身につくよう、支援体制を整えている。</p>

#### 4) 留学生に対する学修支援

留学生に対する日本語の学修支援については、旧文学部国文学科日本語課程を前身に、平成21(2009)年に設置した日本語教育研究センターが担っている。本学に入学した留学生は初年次の半期（前期もしくは後期）に日本語を集中的に学べるよう各学科と連携を取りつつ授業支援を行っている。授業は、プレイスメントテストの結果によって習熟度別にクラス分けし、能力に応じた日本語教育が受けられるように配慮している。加えて、日本語能力試験等の受験に向けた支援も手厚く行っている。

また、平成23(2011)年度からは、3年次生以上、更に平成25(2013)年度からは2年次生以上を対象として、日本語能力試験や就職活動で必要とされる日本語を学ぶ「ビジネス日本語科目群」を開講している。

## 5) 留年者への対応

過去5年間の留年者数の推移は、表2-2-2の通りである。各学科に担任教員を置き、通年及び学期ごとに修学指導と生活指導に目を配るとともに、各学科では退学防止も兼ねて下表のような取り組みを行っている成果もあり、近年、大学全体としては留年者は減少してきているものの、成績不振（単位修得不足）で留年するものが多くみられる。成績不振以外の留年の理由としては、経済的理由、身体疾患、心身耗弱などがあげられる。わずかの単位不足で留年する学生も含まれており、引き続き指導の強化を図っている。特に文学部では、平成30（2018）年度の学内GP事業で、1年生を対象に前期の成績不振者に、後期に特別支援プログラムを提供し、成績向上を図る試みを始めた。

表2-2-2 留年者数（過去5年間）

学部	学科	H26	H27	H28	H29	H30
文学部	国際言語・文化学科	8	13	9	7	3
	史学・文化財学科	13	11	11	14	9
	人間関係学科	7	5	7	5	3
	計	28	29	27	26	15
食物栄養科学部	食物栄養学科	1	1	2	2	0
	発酵食品学科	3	3	0	2	1
	計	4	4	2	4	1
国際経営学部	国際経営学科	3	2	4	5	2
	計	3	2	4	5	2
合計		35	35	33	35	18

表2-2-3 留年・休学への対応

学科	留年・休学への対応
国際言語・文化学科	基本的に、大学から配布されたマニュアルに従って対応する。学生課や留学生課と連携しながら、担任を中心に、コース長、学科長も関わって対応を行っている。平成30（2018）年度からは、問題のある学生への対応を、複数の教員で行うようにすることを徹底している。
史学・文化財学科	授業に3回欠席した学生を学生委員に知らせ、学生委員はこのような出席不良学生のリストを作成し、随時全教員に連絡することで、教員全体が学生の出席状況を把握するよう図っている。その上で、担任は当該学生を呼び出して面談し、状況が悪化しない様配慮している。また、留年した学生は色々と問題を抱えている場合が多いので、留年生対象の担任を設け、毎週面談をして少しでも円滑に卒業できるよう努めている。

人間関係学科	<p>学生の抱える課題や日常の様子について月 2 回の学科会議やメールなどで情報交換を行い、早期対応ならびに継続的対応を実施している。なかでも、緊急対応が急がれる案件については、学科長、ゼミ担当教員、コース教員など関係教員との連携のなかで早期解決に向けて取り組んでいる。</p>
食物栄養学科	<p>約 2 週間ごとに開催される学科会議において担任及び授業担当者から学生の現状についての報告があり、全教員で学生の情報を共有することにより欠席が多い学生や精神的に疲弊している学生を早期に見つけ担任により面談するなどの対応をとっている。場合によっては学生相談室の利用や専門医の受診を促している。また、学期ごとに担任による個人面談を実施し、特に成績不振者には細やかな指導を行い、学習意欲をなくして留年につながらないように配慮している。さらに成績に問題がある学生については各学期に成績通知書とともに注意を喚起する文書を保護者に送付して、家庭においても指導していただくようお願いしている。場合によっては直接保護者に電話で状況を説明して保護者の支援も仰いでいる。</p>
発酵食品学科	<p>月 2 回開催される学科会議において学生の履修状況の情報共有を行い、欠席の多い学生には、本人や保護者に連絡を取り、退学や休学に至らないよう指導している。</p>
国際経営学科	<p>中途退学者、休学については、学生からそのような相談が担任にあれば随時、学科会議で報告してもらって協議し、その情報を共有するようにしている。退学を考えている学生については、休学をすすめて考え直すべく期間を持たせるようにさせている。</p> <p>留年対策については、学科独自の学生カルテを作成して1年生の時から担任がウォッチし、留年の恐れが出てきた学生については早期に指導するようにしている。</p> <p>9月発表の成績表は大学が保護者に送付していなかったため、学科独自で送付し、留年につながりそうな成績の学生については、担当教員が保護者に電話連絡や面談を行ったりしている。</p>

## 6) 休学者への対応

年度毎の休学者数は、表 2-2-4 のとおりである。平成 29 (2017) 年度より、休学中の学納金を免除する措置を取ったことにより、文学部と食物栄養科学部で休学を希望する学生が倍増した。その中には、卒業延期した学生で、前期は履修する科目がないため半期休学という学生がいたり、今後の進路について、迷っている学生などがいる。ここ数年の傾向として、心身に問題を抱える学生が依然として多く、入学前や入学直後のできるだけ早い時期に把握して、学科及び学生相談室と連携し対応を講じている。

休学者に関しては、担任教員を中心に保護者と連絡を取りながら、必要に応じて

三者面談を行うなど相談に応じている。場合によっては、学生相談室や医療機関と連携をとり、復学に向けてサポートを行っている。

**表2-2-4 休学者数及び休学理由(過去3年間)**

学部	文学部			食物栄養科学部			国際経営学部			大学全体		
	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
一身上の理由	1		1							1	0	1
家庭の事情					2	2				0	2	2
経済的理由	1		1						1	1	0	2
精神疾患	4		4	1	1	3			1	5	1	8
身体疾患	1	6			1					1	7	0
兵役		1	1	1	2	2	7	2	4	8	5	7
留学	1		1							1	0	1
修学意欲の低下			5			2			1	0	0	8
進路変更を検討	1		2			1				1	0	3
その他			2			3				0	0	5
計	9	7	17	2	6	13	7	2	7	18	15	37

### 7) 退学者への対応

本学では退学や除籍などの離学者への学科での対応記録を、「退学・休学等相談カルテ」(以下「相談カルテ」)に記載して、学生課へ提出してもらい、その情報に基づいて教授会の意見を徴して、退学・除籍を決定している。

表2-2-5では、退学の理由を退学願や除籍伺、相談カルテより判断して分類しているが、本当の理由を表し切れていないところがある。実際の相談カルテの記載内容から判断すると、平成29(2017)年度の離学者の理由は以下のような状況となる。

「経済的理由」は表では1人だが、理由を「一身上の都合」としながら、内実は学習意欲の低下と経済的事情をあげている者が1名、同じく「一身上の都合」としながら、経済的理由で進路変更して就職が1人、「進路変更(就職)」の9人の内、その原因が経済的理由の者が2人おり、実際の経済的理由での退学者は5人と見なせる。これに除籍8人を加えると、合計13人が経済的理由での離学者と見なせる。

もっとも除籍の中には、修学意欲が低下した上での授業料未納と判断される者が少なくとも3人おり、単純な経済的理由ではなく、複合した要因が見られる。

「修学意欲の低下」と「学力不足」とは相関性のある理由である。両者ともに内実、生活不順(リズムの乱れ)、恋愛関係をめぐってのメンタル上の問題、孤立化(コミュニケーションがとれない)などが見られる。

メンタル上の問題について、「心身耗弱」は表では3人だが、疾患と耗弱をあわせて、メンタル上の問題があった者は、合わせて7人いる(表向きの理由「修学意欲の低下」1名、「進路変更」各種あわせて4人が加算される)。

不本意入学と判断できる例が4人（「一身上の理由」1名、「修学意欲の低下」1人、「進路変更(他の教育機関)」2人）いる。入ってからのミスマッチが要因の一部ととれる例も4人（「進路変更(他の教育機関)」の8人の中で3人、「進路変更(就職)」の9人の内1人）いる。漫画を書きたいのに勉強しなければならないことに不満を持つ学生も2人みられた。

以上の傾向を踏まえて、離学者対策としては、第一に経済的事情のある学生への支援がある。休学者の授業料免除制度を平成29(2017)年度に設けたが、さらに平成30(2018)年度より在学学生修学支援奨学金制度を設け、経済的に修学が困難な学生には授業料の半額免除とすることとした。メンタル上の問題が要因になっている場合への対策としては、学科と学生相談室(学生課)と学生委員会が連携しながら、きめ細かい組織的対応をより強化していくほかにはない現状である。課題としては学生の孤立化への対応が今後検討すべき問題である。現状においても学科ごとに入学後の第二次オリエンテーションを実施し、学生同士の交流を図り、孤立化防止の効果はあがっているように見えるが、その効果判定の方法なども含めて、より有効な対応を検討していきたい。

表 2-2-5 理由別の中途退学者数（平成25年～29年）

退学等の理由	H25	H26	H27	H28	H29	計
修学意欲の低下	10	13	5	5	7	40
進路変更(他の教育機関)	9	7	6	5	8	35
進路変更(就職)	12	8	12	7	9	48
経済的理由	7	6	8	2	1	24
学力不足	0	0	3	1	4	8
身体疾患	6	8	1	1	2	18
心身耗弱	4	3	3	3	3	16
海外留学	0	0	0	0	0	0
一身上の理由	8	2	8	4	6	28
家庭の事情	0	3	1	3	0	7
除籍(学則第39条)	9	4	5	9	8	35
進路変更(その他)	5	16	13	0	2	36
死亡	2	1	0	0	0	3
懲戒退学	0	0	0	0	0	0
計	72	71	65	40	50	298

表 2-2-6 学科別に見た中途退学者と中途退学率（平成25年～29年）

学 科	中退者数(A)	在籍者計(B)	中退者(A/B)
国際言語・文化学科	90	1,711	5.26%
史学・文化財学科	67	1,942	3.45%
人間関係学科	47	1,181	3.98%
食物栄養学科	24	1,489	1.61%
発酵食品学科	16	642	2.49%
国際経営学科	51	1,856	2.75%
計	295	8821	3.26%

### (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

全学的な学修及び授業支援については、教員のみならず上級生を積極的に登用し、チューデントアシスタントとして養成し学修相談を充実させる。組織的な対応としては、教職協働に加え TA・SA を組み込んだ学修相談センターの開設を目指して取り組む。

留年者、休学者、中途退学者については、修得単位不足に起因している場合が多いので、学修相談センターを核に、担任教員や専任教員を含めた学修及び授業支援を一層強化し、減少を目指す。特に、文学部で進めている成績不振者を対象とする特別支援プログラムを全学に展開することも 1 つの対策と考える。

学生の意見等を汲み上げる仕組みについては、「学生満足度調査」を今後も実施するとともに、学生が大学に対し自由に意見や提案を寄せられるよう、学生意見箱を更に活用しているが、学生の要望への回答がまだ十分できているとは言い難い。今後、学生の意見に対して真摯にスピーディに対応できる体制を整えていく。また、スポーツ振興会、文化会等の学生団体と学長との意見交換会、一般学生を対象とした学長と学生の懇談会等を実施し、直接意見・要望を聴く仕組みを充実する。

心身に問題を抱えた学生の増加に対しては、担任教員等のきめ細かな指導の中で早期対応に努め、学生相談室での相談、必要に応じて医療機関等と連携するなど、学生の回復を第一に考え、適切な指導・相談を行う。

## 2-3 キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（・インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。

・就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。）

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学は、教育課程の内外を通して、社会人や職業人として自立できる能力を学生に身につけさせなければならない。そういった観点から、本学では、教育課程内及び教育課程外において様々なキャリア支援・就職支援策を展開している。

キャリア支援の全学的な体制としては、学長補佐（就職担当）を委員長とする就職委員会を組織している。委員会は各学科から選出された教員及び学生事務部、キャリア支援課職員で構成され、毎月定例会議を開催し、学生の就職・進学指導等に関する事項について協議している。さらに、教員・学芸員・司書・社会福祉士・精神保健福祉士・管理栄養士等の資格を活かした専門職への就職希望者、あるいは大学院進学希望者に対する指導・助言は、それぞれ学生が所属する学科等の教員が中心となって行っている。

また、キャリア支援を行う組織としてキャリア支援センターを設置している。これは、平成 14(2002)年度に開設した進路情報センターを平成 23(2011)年度に改称・充実したもので、センター長 1 人、副センター長 1 人、事務職員 4 人を配置し、学生からの日常の就職相談、採用情報の提供、キャリア支援に関する各種事業などを行っている。また、

年間を通して水、木、金曜日には非常勤のキャリアカウンセラーを終日配置し、学生の就職相談や履歴書の添削、面接指導などを行っている。

更に、教職員一人ひとりの就職支援に関する意識を高めるため各種の会議、研修会等において、本学の取り組みや現在の就職情報などを報告し共通理解を図っている。

## 1) 教育課程内の取り組み

教育課程の中では、教養科目において、1年次に「キャリア教育Ⅰ」「社会生活概論」、2・3年次には「キャリア教育Ⅱ」、3年次には「インターンシップⅠ、Ⅱ」のキャリア支援科目を開講し、入学時から本格的な進路決定に入る3年次まで体系的なキャリア教育を実施している。

1年次の「キャリア教育Ⅰ」では、働くことの意義や自らが課題解決をしつつ将来の進路について考えるための講義や自己分析、将来設計について考える講義を行っている。また、県内外の企業で活躍している経済人や公務員、さらに企業の人事担当者などを外部講師として招き、企業研究や職業観の醸成に活かしている。また、「社会生活概論」では、社会人としてどのように生きるかを考える機会となるよう、「大学生活とキャリアデザイン」「ボランティア活動への参加」「メンタルヘルス」など幅広いジャンルの講義を取り入れている。

3年次の「インターンシップⅠ・Ⅱ」は、それまでの学修をもとに、実際に就業体験をすることによって、更に就職に向けた意識啓発や職業人意識の醸成を目指して実施している。講義の中では、インターンシップの意義・目的、実施に必要な事務手続きやビジネスマナーを学び、夏期休業中に5～10日の期間で企業等における実習・就業体験を行っている。

2・3年次の「キャリア教育Ⅱ」は、実際に就職活動を行うにあたり、必要な知識や技能を身につけさせるための科目で、自己PRの方法、エントリーシートや履歴書の作成方法、面接試験の受け方など、就職に関する全般的な指導を、より実践的に学ぶものである。

このほか、文学部人間関係学科では、社会福祉士の資格を取るため「相談援助実習Ⅰ・Ⅱ」において2・3年次生対象に23日間（180時間）、社会福祉施設等における現場実習を実施している。また、精神保健福祉士の資格についても、「精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱ」において3年次生対象に27日間（120時間）、精神保健福祉施設等において現場実習を実施している。

食物栄養科学部食物栄養学科では、臨地実習科目として「公衆栄養学実習Ⅱ」「給食経営管理実習Ⅱ」「臨床栄養学実習Ⅱ」を置き、3年次生対象に10月～12月又は2月～3月の4週間、保健所等（1週間）や病院・福祉施設等（3週間）において栄養士・管理栄養士としての実務体験を行っている。発酵食品学科においても「臨地実習Ⅰ・Ⅱ」を置き、3年次生対象に醸造会社や食品製造会社において3週間の実習を行っている。

## 2) 教育課程外の取り組み

キャリア支援センターでは、教育課程外のキャリア支援の取り組みとして、企業・団体のパンフレット、求人などの就職や進学に関する情報を収集・提供している。学生へ



の個別の情報提供としては、「キャリア支援ニュース」(毎月2回)を発行するとともに、3年次には「就活ハンドブック」を配布している。また、キャリア支援センターでは、センター職員とキャリアカウンセラーによる、学生の相談や履歴書、エントリーシートの添削、模擬面接などの具体的な支援を行っている。

このような日常の活動のほか、センターでは次のような支援事業を企画し実施している。

#### ①各種就職支援対策講座の開講

学生の学力および社会人基礎力の向上を目的に、教育課程外の各種の就職支援対策講座を実施している。平成29(2017)年度は、公務員志望者には教養対策として「基礎力養成」と「実践力養成」の各講座を、民間企業志望者には「数的リテラシー・言語リテラシー」と「常識問題・SPI対策」などの各種講座を実施した。その他にも、次のような講座を各2回実施した。(①履歴書・ES対策講座 ②面接試験対策講座 ③身だしなみ講座 ④時事問題対策講座)なお、センターの講座以外にも、教職志望の学生に対する「教員採用試験対策講座」などが行われている。

#### ②就職オリエンテーションの実施

学生の就職に対する意識を高め、実際の就職活動に向けて取り組むべきことを理解させるため、就職オリエンテーションを実施している。平成29(2017)年度は、3年次に2回、4年次に1回の計3回実施した。3年次6月の第1回目は、就職状況の現状を理解するため、本学の就職状況と卒業生の体験発表、今後の学業・生活面などへの取組みを中心に実施した。10月の第2回目は、4年次生の就職活動体験発表を中心に実施した。4年次4月の第3回目では、これからの本番に向けて、就職活動がスムーズに展開できるよう確認と指導及び激励を行った。

#### ③就活準備フェアの開催、および学外合同企業説明会への参加

学生と企業との面談の機会を増やし、企業・業界研究、自己表現や面接等の訓練に資することを目的に学内において就活準備フェアを開催している。実際の企業担当者と面談することで、会社内容や、業界の現状などを知ることができ、これから取り組むべき具体的な計画、手段等が確認できる。就活準備フェアは平成12(2000)年度から開始し、平成29(2017)年度は県内の優良企業を中心に60社に限定し開催した。学外では、福岡地区での大規模な合同企業説明会に2回、県内でのインターンシップフェアに1回と、それぞれ、バスをチャーターして参加した。参加学生は、各ブースを訪問することで、就職活動の状況を知り、本番同様の緊張が体験できた。他大学生と一緒に行動して、客観的に自分を知ることができたなど、大変参考になったとの評価を得ている。

#### ④進路懇談会の開催

学生の就職活動や本学のキャリア教育について保護者の理解と協力を求めることを目的として、3年次生の保護者と学生を対象に、例年10月に進路懇談会と第2回就職オリエンテーションを実施している。平成29(2017)年度は、保護者117組、学生266人が参加した。4年次生で就職が内定している学生の体験発表と、学科担当教員による個別の面談会を中心とした内容に対して、参加した保護者からは、教員と直接に話す機会を得て、具体的な相談や指導が受けられたと好評であった。

### ⑤就職相談会の開催

4年次生で就職が決まっていない学生を対象に、例年2回（11月、1月）に就職未決定者に対する就職相談会を実施している。ハローワーク別府の職員を招聘して個人面談および求人などの説明を受ける。新たな情報により、受験可能な企業等にエントリーする学生も見られる。

### ⑥留学生の就職支援

留学生の就職支援として、キャリア支援センターに留学生コーナーを設けて必要な情報を提供している。留学生を対象とした学内「就活セミナー」を実施し、日本での就職活動の仕方等を身に付ける説明会を実施している。また、学外で開催の「企業と留学生の交流フェア」に希望する留学生を対象にバスをチャーターして参加した。平成29(2017)年度は、これを2回（5月、3月）実施した。

### (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

すべての教員が、社会的・職業的自立に必要な基盤的能力を学生に身につけさせるという意識を持って授業を行い、大学全体が一丸となって学生の就職に向けて取り組むことが重要である。このため、「教育研究発展計画」及び「学校法人別府大学第2期中期計画」に基づき、教育課程内の取組みとして、キャリア支援科目をさらに充実するとともに、各学部・学科がそれぞれの教育課程を通じてどのような職業的・社会的自立に必要な能力を学生に身につけさせようとするのか、専門に応じたキャリア教育の在り方を確立し明確化する。また、教育課程外においても、キャリア支援センターの組織・人員を強化し、センターの相談機能と事業内容を充実していくとともに、教職員一人ひとりの意識を向上させていくための研修を進めていく。

## 2-4 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

- ・ 学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させているか。
- ・ 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。
- ・ 学生の課外活動への支援を適切に行っているか。
- ・ 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活支援などを適切に行っているか。

#### (1) 2-4の自己判定

「基準項目2-4を満たしている。」

#### (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、様々な組織・体制で手厚くきめ細かな学生サービスを展開している。

#### 1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス、厚生補導のための組織として大学、短期大学部合同の学生委員会を設

置し、学生の厚生補導に関する事項について企画、協議し、その執行にあたっている。学生委員会は、学長補佐（学生担当）が委員長となり、大学3学部と短大2学科から選出された6人の教員及び学生事務部長、学生課長で構成され、定期的（月1回）及び臨時的に開催している。学生の福利厚生と学生生活の充実発展を目的として、様々な学生指導に関する施策等について企画・協議し、原案を作り、重要案件については各学部の教授会で承認を受けて業務を遂行している。

学生サービス・厚生補導業務を遂行する事務組織には、学生事務部長のもとに学生課、学生相談室・健康相談室、学生寮（うち留学生寮1寮）があり、それぞれに専任の職員を配置している。

また、本学には多くの外国人留学生在籍しているため、学長補佐（学生担当）を委員長として大学・短期大学合同の留学生委員会を設置し、外国人留学生の学修及び生活に関する事項について、定期的（月1回）及び臨時的に委員会を開催し、企画・協議のうえ各学科と連携してその執行にあたっている。

事務組織としては、学生事務部に留学生課を設置し、専任職員が留学生委員会と緊密な連携のもとに、留学生に関する諸事項の処理にあたっている。

## 2) 生活支援

学生が安定した生活を送り、学修に専念できるように学生寮（ファンヴィレッジ寮・剣志寮・国際交流会館）を設置している。各寮には寮監を配置し、「学生寮規程」に基づいて生活指導を行っている。また、大学周辺の下宿・アパート等の紹介も行っている。下宿・アパート等の経営者に対しては年に一度、学長、学長補佐等が出席して「下宿等経営者懇談会」を開き、経営者側からの意見や要望を聞くとともに、大学側からは学生が適切な環境で生活が保障されるように意見を交換している。さらに、社会体験や就業体験に有益なアルバイトについては、本来の学修に支障をきたさない範囲内で行うよう指導し、大学が良好と認めた職種やアルバイト先について紹介を行っている。また、労働局から職員を派遣していただき、アルバイトに関する労働相談を行っている。

また、1年次生対象の「社会生活概論」の授業の中で、専門家を招聘して、悪徳商法への対応や法律に関する問題など社会人として身に付けておくべき基本的事項を取り上げている。

これらの学生生活に関する支援については、別府大学懇談会で保護者に説明している。

## 3) 課外活動支援

体育系サークルには統括組織としてスポーツ振興会があり18の体育系サークルが加盟している。文化系サークルには文化会という統括組織があり16の文化系サークルが加盟している。また、上述の体育系サークルのほか、硬式野球部、女子柔道部、剣道部、なぎなた部を強化部に指定している。体育系サークルと強化部は、それぞれ教職員が部長・顧問を務めるなど支援・指導体制を整備している。

課外活動への全体的な指導・支援等は、学生委員会を中心に行い、窓口は学生課が担当している。各サークルの部長・顧問との連絡調整は、学生委員会の決定事項のもとに学長補佐（学生担当）がその対応にあたっている。主な支援は、サークル運営やボラン

ティア活動への指導、活動環境の整備、助成金の支給であり、学生課が窓口になり学生委員会と連携して適切に支援している。

公認サークルではないが、史学・文化財学科の史学研究会学生部会（14 研究室）、学科の各種研究会、教職・公務員の受験対策研究会などについては、担当教員が密接にかかわり指導・支援を行っている。

#### 4) 障がい者支援

障がいを持つ学生の支援については、受験前から申し出があった本人・保護者と受験希望学部の学部長、学科長、健康相談室、学生相談室、学生課等とが緊密に連絡あるいは面談・実地調査等の機会を設けて、学生・保護者に理解をしてもらった上で要望等への対応を行っている。また、合格者全員に、合理的配慮を希望する入学者に相談に応じる旨の文書を配布している。これまでもトイレやスロープ等改善できるところは改善に努めてきたが、施設面はまだ十分なものではないので、一般学生等によるサポートも含めてきめ細かな支援に努めている。その他にも、平成 29（2017）年度より学生委員会にてバリアフリーマップ作成に着手している。また、図書館、キャリア支援センター、メディア教育・研究センター等とも普段から密に連絡を取り合い、支援の強化を図っている。勉学上では、「学校法人別府大学身体障害者福祉措置細則」により配慮を行っている。

#### 5) 経済的支援

本学独自の奨学制度として、入学前に申請する奨学金と入学後に申請する奨学金の 2 種類がある。

入学前に申請する奨学金は学業優秀者で経済的に困窮している学生とスポーツ優秀者を対象としている。選考された新入学生に対して、入学金、授業料の全額又は半額に相当する金額を奨学金として免除している。また、在学学生を対象として、経済的に修学が困難な学生を対象にした修学支援奨学金と成績優秀者を顕彰するための成績優秀者奨学金があり、この制度は平成 30（2018）年度に新設した。修学支援奨学金は授業料の半額に相当する金額を奨学金として免除することとした。

外国人留学生に対しては、学習奨励費をはじめ、大分県・別府市の奨学金、各種団体の奨学金が受給できるようになっている。

日本の円高や高い物価水準等のため、経済的に修学が困難となる留学生の支援を目的に授業料の 40%相当額を減免している。更に、留学生の生活支援組織として「別府大学外国人留学生後援会」を設立し、その寄附金で生活物資の援助や緊急支援等を行っている。

平成 14(2002)年度より、学生が生活費の支弁が緊急かつ一時的に困難となり、支援を必要とする場合に、一定の要件を基に生活資金の貸付支援を行うため、「学生生徒の緊急生活支援対策資金」を制度として設けている。さらに、独自に台風等による風水害や地震等で災害に遭った場合は、その被害の程度により授業料の全額又は半額減免を行っている。

学生に対する経済的な支援としては、その他の各種奨学金がある。日本学生支援機構

奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体等の各種奨学金については、学生課が窓口になり諸手続きを行っている。奨学金については、学生課の奨学金専用掲示板で随時情報提供を行っている。また、経済的に厳しい家庭については、授業料の分割納入あるいは延納手続きができるようになっている。

その他、別府大学同窓会奨学金、(株)オリエントコーポレーションとの業務提携、適切なアルバイトの紹介、学生寮の設置などの経済的支援を行っている。

## 6) 学生相談

心身に不安や悩みを抱える学生は現在も増加傾向にある。本学では、学生相談室を設置し、心身に不安や悩みを抱える学生が早期に来談できるよう、「学生生活」やオリエンテーション、学内掲示等で周知を図っている。相談の内容に応じて、学科の担任教員も含め、学生課やキャリア支援課、学生相談室がそれぞれ窓口となり適切に対応するとともに、教職員との連携強化に努めている。学生相談室には、相談室専任の臨床心理士が非常勤で週3日相談に応じている。また、相談件数が増加した場合や不在時に緊急対応が必要になった場合は、学内の臨床心理士の資格を有する本学専任教員が相談にあっている。さらに、学生や保護者などからの相談を受け本学で対応できないケースについては、関係の教職員と相談し、必要に応じて適切な医療機関等の紹介などを行い、連携して可能な限り学生の心身の健康維持・増進に努めている。

セクシャルハラスメントについては、防止等に関するガイドラインが定められており、2人の相談員が配置されている。また、セクシャルハラスメント以外のハラスメントについては、学長補佐（学生担当）が担当するように制度化が図られている。

## 7) 健康管理

保健室・健康相談室には養護教諭の資格を持った担当職員が配置され、健康相談や保健指導を適切に行い、学内で発生した傷害や疾病については適宜応急処置を施している。インフルエンザやノロウイルス等集団感染が危惧される感染症については、平成21(2009)年に健康危機管理対策本部を設置し、必要な対策を協議検討して対応方針を策定する体制をとっていた。現在もそこで決定された方針に基づいて感染者等の状況を早期に把握し、出校停止措置や予防対策等を各学部・学科と連携しながら講じている。

毎年4月から6月の間に、全学生に対し定期健康診断を実施している。定期健康診断の結果、異常所見のあった学生については個別に呼び出し、健康相談、保健指導を行っている。新生生に対しては健康アンケートや予防接種歴を提出させ、健康管理を実施している。

教育実習や福祉施設等の実習、食物栄養科学部の臨地実習等の学外実習に出る学生については、結核・麻疹等の抗体検査をあらかじめ行い、抗体を持っているかが不明な学生については学内で抗体検査を実施している。その結果、抗体を持たない学生については、予防接種を受けるよう指導し、確認を行ってから実習に行くように指導している。

その他、健康教育の一環として、全学生を対象に年一回飲酒・薬物についての講話を長年続けて実施している。あわせて、平成24(2012)年度からは月1回の禁煙教室も実施している。禁煙の相談に来室する学生に対しては、希望者にニコチンパッチを配布す

るなど継続的に健康相談を行っている。

## 8) 留学生の支援

外国人留学生は、現在、正規留学生は大学の学部生として在籍している 204 人のほか、短期留学生、別科学生、研究生を含め 82 人の留学生を受け入れている。

留学生の生活支援・指導全般に関わる組織として、前述の留学生委員会と留学生課があり、緊密な連携のもとに留学生の学生サービスや厚生補導等にあたっている。

留学生には、母国語による留学生相談室も設置し、中国・台湾の担当教員 2 人、韓国担当教員 1 人、英語圏等は教科の教員が担当して留学生の相談に対応しており、信頼関係も築き上げられている。

学習面の支援組織である日本語教育研究センターでは、留学生の日本語能力に応じて習熟度別のクラス編成を行い、日本語教育のみならず、導入教育全般も担当している。他にも、ウェルカムパーティー、地域の小学生との交流を含めた研修旅行などを行っている。

このほか、前述の「別府大学・別府大学短期大学部外国人留学生後援会」の寄附金のもとに学習・生活両面にわたって留学生を支援する体制を整えている。

平成 16(2004)年には、留学生の支援を目的とした「大学コンソーシアムおおいた」を県内の大学や自治体等が共同で設立し、留学生へのサービスを行っている。その事業の一つにインターネットを利用した「アクティブネット」があり、本学の留学生が登録して、ビジネス、教育、ボランティアなどのさまざまな地域貢献活動を行っている。

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

「第 2 期中期計画（全学生の人間的成長と就職（社会的自立）を目指して）」及び「学生指導ハンドブック」を軸に、次のとおり学生サービスの具体的支援を積極的に充実・改善していく。

#### 1) 課外活動支援

学生課とスポーツ振興会、文化会が連携しつつ、課外活動支援の更なる改善と向上を図る。

従来から活動費補助を受けている公認団体については、目標や活動実績に基づいた予算の重点配分を強化する。さらに、強化部については積極的な支援体制を整え、九州地区あるいは全国レベルで活躍できるように育成を図る。また、文化系サークルを中心とした公認団体においても目標や活動実績に基づき、さまざまな支援を進める。

これまで実施してきた、スポーツ振興会・文化会のリーダーズトレーニングなどのリーダー育成プログラムを充実し、学習や課外活動で活躍の期待が持てる人材を養成する。また、学生によるボランティア活動を積極的に推進していく。

#### 2) 経済的支援

平成 30 (2018) 年度より新設した在学生奨学金制度を含めた大学独自の奨学金制度の

更なる充実と、各種奨学金の確保と別府大学同窓会奨学金の拡充を図っていく。奨学金の増額が必要なのかについても現状を分析して、奨学金の効果をより大きくできるよう、制度の改善を図る。

### 3) 学生相談

学生生活に関する相談を希望する学生が増加傾向にあり、機能の強化が必要である。現在、学生相談室において専属で相談に応じている臨床心理士は非常勤職員で、週3日の勤務である。このため、臨床心理士の常勤化又は非常勤職員の勤務日数の増加に努めるとともに、臨床心理士資格を有する本学の教職員、医師資格を有する教員、各学科の担任教員、学生課を中心とした職員との密接な連携・サポート体制の充実を図る。

不安や悩みを抱えている学生への対応は、慎重かつきめ細かな対応を要する。このため、FD (Faculty Development) ・SD (Staff Development) 活動を通じて教職員の対応能力の向上を図っていく。

### 4) 健康管理

授業では、1年次生対象に「社会生活概論」を引き続き開講し、一人暮らしの食生活、飲酒や喫煙、エイズや性感染症、セクシャルハラスメント、青少年の心のケアなどさまざまな問題を取り上げ、心身の健康や安全など、社会人として身に付けておくべき基本的な知識を習得させるとともに、さらにその内容を充実させていく。また、健康診断時に朝食摂取状況や喫煙等についてのアンケートを実施し、結果の分析・評価を学部・学科や関係部局にフィードバックすることで、学生生活支援の一助とする。

学生の食生活の改善を目的に、平成29(2017)年度は「カゴメ野菜メニューコンテスト」を実施し、平成30(2018)年度には6月の食育推進大会に学生が参加した。

また、大分県東部保健所と近隣大学との大学生への食育推進を目的とした協働プロジェクトに参加しており、このような活動を更に支援していく。

### 5) 学生の意見・要望の把握

学生が大学に対し自由に意見や提案を寄せられるよう、平成29(2017)年度に学生意見箱を設置した。今後、学長が学生の要望や意見を聴く「学長と学生の懇談会」を開催するなど、学生の意見・要望を聴く仕組みを充実させる。

## 2-5 学修環境の整備

(施設・設備の安全性(耐震など)を確保しているか。)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

（・教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。）

本学の校地及び校舎については、校地面積は別府キャンパスを中心に大学専用として 13,964 m<sup>2</sup>、短期大学部との共用として 59,442 m<sup>2</sup>あり、設置基準上必要とされる面積 20,590 m<sup>2</sup>を満たしている。また、校舎面積は、大学専用として 24,435 m<sup>2</sup>、短期大学部等との共用として 8,942 m<sup>2</sup>あり、設置基準上必要とされる面積 13,204 m<sup>2</sup>を満たしている。

また、教育目的を達成するために、講義室、演習室、学生自習室、学部の学生用実験室、実習室、附属校及び併設校、附属機関及びその他の施設を整備し、教育研究に有効に活用している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

（・教育目的の達成のため、快適な学習環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

・適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学習情報資料を確保しているか。

開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。

・教育目的の達成のため、コンピュータなどの IT 施設設備を適切に整備しているか。）

【図書館】

大学における教育研究活動の心臓部ともいえる図書館はキャンパスのほぼ中央にあり、学生にとって利用しやすい環境にある。現在の蔵書数は約 34 万冊となっている。この中にはシラバス掲載の参考図書が含まれており、専用コーナーを設けて学生の学修に供している。

現在、年間 290 日以上、平日は午前 8 時 30 分から午後 7 時（試験期間中は午後 8 時）まで開館しており、座席数 219 席、年間延べ約 86,000 人（過去 3 年間の平均）が利用している。館内には 12 台の利用者用検索端末を設置しており活発に利用されている。

平成 23(2011)年度からは、図書館員が新生生に対し各学部の「導入演習」において、図書館の概要、図書の利用方法、情報検索の方法などの指導を実施している。教員はゼミを利用し、在学生に対しても年に数回図書館ガイダンスを行い、図書館利用の促進を図っている。また、図書館広報誌「ARGONAUTES（アルゴノート）」を発行し、利用の促進を図っている。

学外機関との連携においては、相互貸借や文献複写なども行う一方、地域の一般利用者に対しては、資料の館内閲覧や貸出、館内での複写サービスなどの便宜を図っている。さらに、大分県立図書館や県内各大学図書館との横断検索システムを導入したことにより、一層幅広くサービスを展開できるようになった。

新時代のニーズに対応するため、従来の印刷媒体以外にもインターネットの利用やデータベースなどの電子化された新しい媒体による資料の利用にも力を入れている。そのために館内に LAN(有線・無線)やインターネット接続専用スペースを設置しており、学生が個人のパソコンでも利用できるようにしている。図書館 HP 上の利用者サービスより ID、パスワードを入力することにより、個人向けの情報、サービスが受けられる。また、携帯電話から専用の URL を入力するか、HP 上の QR コードを読み取ることにより、蔵書



検索および利用状況を確認することができ、利用者サービスの向上に努めている。

毎年、学生による選書ツアーを実施し、学生のニーズに合った蔵書を増やしている。また、司書課程との連携による図書館見学ツアーを行い、九州管内の大学図書館や公共図書館を実地見学することで学修を深めており、司書を目指す学生には非常に好評である。

また、機関リポジトリに関しては、国立情報学研究所の学術機関リポジトリ構築連携支援委託事業に参加し、学内発行の紀要等の論文を公開する「BUILD」、及び地域の学会等の機関誌に掲載された論文や歴史文献を公開する「BUNGO」を整備し、学術情報を公開している。

さらに、大学図書館コンソーシアム連合に参加したことと、アグリゲータ系の導入により、平成24(2012)年1月からは電子ジャーナルのタイトル数を大幅に増やし、教員をはじめ利用者の便が一段と拡大した。

図書館表玄関は、専用スロープがなく車いす利用者に対応していないが、入館に際し裏手口から入館し、2階3階は、エレベータが利用できるように配慮されている。平成28(2016)年発生した熊本・大分地震災害後に施設・設備の安全性を高めるために図書館内部の耐震補強(書架の固定等)を行い、一層の安全を確保している。

### 【博物館および関連施設】

別府大学は、小規模な大学にもかかわらず、博物館機能をもつ施設が3か所に存在する。

1つは、33号館(3階建て)に設置された附属博物館であり、2階部分に展示室と収蔵庫があり、学芸員養成課程の博物館実習などには、この場所が活用されるとともに、文化財分野を中心に公開展示を実施している。1階には、事務室、3階には文化財研究所が置かれ、事務職員が配置されている。開館時間は月曜日～金曜日の平日の9時～17時とし、特別な要請がある場合は開館をしている。

また、この建物は、歴史文化総合研究センターという名称がつき、文化財関係の実習室1・2・3が1階に置かれ、考古学、民俗学、環境歴史学、保存科学、保存修復学関係の実習授業がここで実施されている。3階には、文化財研究所や資料室が置かれ、大学院の文化財学専攻の学生と連携し、別府大学の文化財関係の共同研究、受託研究の中核施設となっている。これらの研究や授業を推進するために、1階の保存科学室や実習室1などには、工業用X線透過装置、電子顕微鏡、蛍光X線分析装置(設置型、ポータブル)の2台、デジタル顕微鏡等、3階の文化財研究所には、3Dスキャニングレーザー、3Dプリンター、ハンドヘルド蛍光X線分析計等の最先端分析装置が置かれている。

もう1つは、大分香りの博物館である。この建物は、大学本部キャンパスの西側に隣接している。12月31日、1月1日以外は開館、開館時間10時～18時。3階建ての建物で1階は香水コレクションを中心とした「香りプロダクトギャラリー」、2階には「香り文化」の歴史をテーマにした「香りヒストリーギャラリー」、3階には、企画展示や香りづくり体験ができる「企画・体験ゾーン」、収蔵庫が置かれている。加えて、1階には、香り関係の販売施設、レストランもあり、一般公開施設として別府市の観光拠点の一つともなっている。

また、大学の食物栄養科学部の発酵食品学科の食品香料コースと連携し、実習施設として活用するとともに、博物館学芸員の実習場所ともなっている。

もう一つは、平成 29 (2017) 年に建てられた新 18 号館の施設である。この建物 2 階には、大学の建学の精神を学ぶことのための大学史展示室が置かれ、横には、様々な企画展示が可能なギャラリーホールが置かれ、平成 30 (2018) 年から年間企画が始まっている。

3 階には、アーカイブズセンターが置かれ、これまで大学が蓄積してきた文書、記録資料が保管され、大学史展示室と連携し、大学の経営・運営の資料等の保管場所としても機能してゆくことになっている。また、アーキビスト養成課程の拠点施設であり、実習が行われる演習室なども備えられている。

### 【体育施設】

体育施設として体育館(1,695 m<sup>2</sup>)、健康センター(体育館に付設)、柔道場(234 m<sup>2</sup>)、剣道場(688 m<sup>2</sup>)、テニスコート(クレーコート、1 面)、プール(1,001 m<sup>2</sup>)及び野球場(12,748 m<sup>2</sup>)等を有している。この施設を授業で利用するのは 8 時 30 分から 16 時 10 分で、課外活動での利用は 16 時 30 分から日没までとなっている。また、土曜や日曜には体育会(スポーツ振興会)主催の運動会や球技大会にも利用されている。

また、課外活動の体育館の使用については、各クラブに時間の割り振りをするなど、適切に行われている。

健康センターは、学生の授業や学生の健康のためのトレーニングの他に、平成 8(1996)年より一般市民に開放している「健康・体力づくり教室」、平成 16 (2004)年に別府市の委託事業としてスタートし、平成 21(2009)年からは本学の主催事業として実施している「別府大学湯けむり健康教室」などに活用されている。

体育館の管理については、体育館使用規程に基づき、①体育実技の授業、②学校行事及びそれに準ずる行事、③課外活動、④本学主催または主管するスポーツ振興会のサークルの対外試合などについて適切に行っている。また、柔道場、剣道場、テニスコート、野球場については各部の練習に支障のないよう利用を認めている。柔道、剣道場は他校学生との交流試合や、夏季合宿等の場としても利用を認めている。

### 【情報サービス施設】メディア教育・研究センター

別府大学・別府大学短期大学部メディア教育センター(以下、センター)では、文学部単科大学であった時代より、地域社会に資する人材の育成を目的として、情報処理教室を活用した情報リテラシー教育の推進と全学的な教育研究を推進するために不可欠となる ICT 環境の整備、管理、運営を行っている。センターの運営は、センター長及び大学・短期大学部から選出された教員で構成する運営委員会によって行っている。また専任の職員 2 人により、センターの機能を運営している。

平成 16 (2004) 年度より教育の高度情報化へ対応する必要性から教室のマルチメディア化を進め、教育環境の整備を重点的に実施し、教室におけるプレゼンテーション等の電子化教材による講義が可能となった。

平成 18(2006)年度には、文部科学省サイバーキャンパス整備事業により、情報教育の

推進、学術研究の情報処理、その他情報に関連する業務を全学的に取り扱う組織として、新たにメディア教育・研究センター（1,382 m<sup>2</sup>）を設置した。平成 30（2018）年現在、センターの 1 階には映像用スタジオとリニア編集室、音声スタジオと音声編集システム等を整備し、2 階は学生の自習や様々な学生の学修支援を行うスペース、3 階には情報教育設備として PC 利用環境、4 階には 200 人収容（うち 20 席はバリアフリー対応）の講義室に遠隔講義システムを備えている。

平成 25（2013）年度には、グローバル化への対応として英語の電子教材を大学・短期大学部を通じて活用できるよう「ALC NetAcademy 2」を導入した。また学生のノート PC 必携化の動きを加速するために、センター 2 階に課金システムを導入した複合機を設置し、日々の学習活動への利便性の向上を図った。学内の教室内における電子教材や調べ学習などに対応するため、学内全エリアを対象とした無線 LAN「BU-NET2013」を構築し、翌年度より本格稼働している。

平成 26（2014）年には「INFOSS 情報倫理（日本語）」の教材の導入を開始し、毎年度の更新を伴いながら、全学的な教材の提供を継続している。また授業の双方向性を保証する目的で授業支援 BOX という LMS（ラーニング マネジメント システム）と連動し、授業において回収されたミニッツペーパーを、それぞれの学生のアカウントへ電子化し、返却できるシステムを導入した。学生所有ノート PC の持ち込みを前提とした学内環境を構築するにあたり、所有困難な学生への対応についてはノートパソコン 70 台を導入した。メディアセンター（MC）には、MC 1 教室にノートパソコン 16 台、MC 3 教室に同じく 61 台、MC 4 教室に同じく 51 台を設置している。

平成 27（2015）年度より、貸出 PC の運用を開始し、全学の学生を対象とした学生向け Office365 の無料インストールを開始し、1 年次より 4 年次に至るまでの主力アプリケーションの利用を可能にすることで、様々な授業における情報機器の活用を推進している。

平成 28（2016）年度には学内ネットワークから SINET5 までの接続ルートを、電気通信事業者による専用線接続サービスの利用へ一本化することにより、接続経路および機器の簡素化を図り、「接続安定性の確保」「十分なネットワーク帯域の確保」を実現した。

また、これと同時に、サーバシステムの仮想化による統合を実施した。

平成 29（2017）年度は、このサーバ仮想化の 2 期として、ネットワークの主要な部分を更新し、より安全かつ利便性の高いネットワークへと構築している。

学生の学習支援として学生向けプリント課金システムを更新し、より簡便に活用できるようにするとともに、金額を低価格に設定した。また、センター 2 階では学生の協働学習の推進のために 27 型モニターの貸出も開始し、グループでの発表などのグループワークの活性化へ対応してきた。また、貸出ノート PC の運用実績の把握のため POS 型貸出用アプリを開発し、貸出実績などの把握を可能とした。

LMS のバージョンを更新し、様々な試験などをはじめ学習の電子化を可能にする環境を構築している。

平成 30（2018）年度には、英語用教材を「NetAcademy Next」に更新し、スマートフォンなどのメディアへの対応も可能となっている。

今後も、大学内の教育・研究における情報化の推進や情報教育環境の維持・整備、学

生の学習支援環境の構築や利活用状況の把握などについても計画的に、実施していくこととしている。

### 【図書室等】

なお、大学院の教育環境に関しては、大学院生は本部キャンパスの大学図書館の他に、図書館の別置図書室として 31 号館に院生用図書室（歴史学、日本語・日本文学関係）、4 号館に院生用図書室（臨床心理学関係）、33 号館に院生を中心とする文化財学関係の図書室等を設けている。

また、31 号館、4 号館、33 号館には大学院生が使用できる研究室を設けており、専攻ごとにきめ細かい学修環境の整備が行われている。また、31 号館、4 号館、33 号館、35 号館には、大学院生が使用できる研究室を設けており、専攻ごとにきめ細かい学修環境の整備が行われている。食物栄養学専攻では、35 号館に大学院総合実験室を備え、大学院生の実験に利用されている。実習などを重視する文化財学専攻では、学部との兼用ではあるが、実習室などを備えている。外部実習・研究のためには、宇佐教育研究センター、日田歴史文化研究センター、文化財研究所竹田センター等の大学施設を活用している。臨床心理学専攻では、学内実習施設として大学院附属の臨床心理相談室を備えている。

## 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### （施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。）

#### 教育環境の管理・運営

平成 21（2009）年 11 月の「学校法人別府大学緊急施設整備計画」の策定時には、本法人が保有する建物面積約 87,000 m<sup>2</sup>のうち、昭和 56(1981)年以前に建設され、耐震補強等を必要とする旧耐震基準の建物が約 36,000 m<sup>2</sup>（全保有面積の約 41%）あった。そのうち、大学に関する校舎等としては短期大学部との共有部分を含め、約 14,000 m<sup>2</sup>（全保有面積の約 16%）であった。早期に安全確保を図るため、園児、生徒等が使用する校舎等を優先し、平成 22（2010）年度から平成 24（2012）年度にかけ、保育園、幼稚園、高校の園舎、校舎の耐震改修工事を実施した。

また、平成 24（2012）年 3 月に定例役員会の下に「学校法人別府大学施設・設備マスタープラン検討委員会」を設置し、施設整備については耐震対策を優先し、緊急度を考慮した整備計画を策定し、順次、耐震補強等の施設整備工事を実施している。

平成 30（2018）年 4 月現在、法人全体での耐震化率は 96.4%となっている。

表 2-5-1 大学関係の耐震補強工事等

年度	事業名	年度	事業名
平成 25 年度	4 号館耐震改修工事	平成 28 年度	18 号館耐震改築工事
平成 26 年度	3 号館耐震改修工事	平成 29 年度	第 1 体育館耐震改修工事
平成 27 年度	1 号館耐震改築工事	平成 29 年度	学生寮耐震改築工事

法人は、教育研究をはじめとする諸活動を持続的に推進し、より一層発展させるため、法人の経営戦略との整合性を図りつつ、個性と魅力あふれるキャンパスの形成と各学校等の計画的な学習環境の整備を目指すため、中長期的な視点に立った施設マスタープランを策定し、これに基づく施設整備を推進することとしている。

法人は、上記の施設・設備マスタープランに基づき、大学関係については、表 2-5-1 のとおり耐震対策に取り組んで来ている。

また、本学においては、広く開かれたキャンパスを目指し、身体にハンディを負った人にも不自由なく活動が可能な、人にやさしいキャンパスとなるよう整備を行っている。キャンパス内の歩道、建物の入口、建物内においても可能な限り段差を解消し、スロープ、エレベータ、バリアフリートイレ、車いす利用駐車場、車いすで受講することができる教室等を設置している。

また、平成 30 (2018) 年度には、グラウンドと建物の間において車いすの通行が可能となるよう、更なる障がい者への支援体制を整える計画である。

なお、トイレの改修については、平成 28 (2016) 年度より、年次計画により和式便器を洋式 (ウォシュレット) に順次改修し、学生のライフスタイルに合うよう機能改善を図っている。

次に、建物の整備、日常的な維持管理は、法人事務局管理部で行っているが、具体的な執行においては、委託等により建築・設備等の専門家による知識を活用し、的確なマネジメントにより統括管理している。特に、学内清掃業務、樹木の維持管理業務、電気・空調設備業務等の維持管理を適切に行うとともに、防火・消防設備、エレベータ設備等の保守点検についても専門業者と委託契約を結び、関係法令を遵守し安全確保を図っている。この維持管理を適切に実施するため、基本となる経理規程をはじめとして、固定資産及び物品管理規程、契約事務取扱細則など財務諸規程を含めた整備を適切に行っている。

施設の安全確保については、平成 21 (2009) 年に防災・防火に関する必要事項を定めた「防災・防火対策規程」を制定 (平成 27 (2015) 年 4 月改正) し、防災及び災害時の危機管理体制を整備しているが、平成 23 (2011) 年 3 月の東日本大震災、平成 28 (2016) 年 4 月の熊本・大分地震を教訓として、大規模地震を想定した避難訓練等を毎年実施するとともに、地震及び火災時等の危機管理体制の見直しを図るため、若手職員を中心としたプロジェクトチームを設置し、「防災ハンドブック」を作成して学生及び教職員に配布し、活用に供している。今後は、大規模地震等の災害発生を想定した総合的な危機管理マニュアルを検討することとしている。さらに災害時に学外からの供給停止が予想される水、電気等のライフラインについても、現状を踏まえた対応策を検討している。

このように、防災訓練や職場の安全点検等を実施し、その検証を行い、さらに、防災関係規定やマニュアルの見直し、全学生・教職員へ「防災ハンドブック」を平成 22 (2010) 年から配布し、防災意識の高揚に努めている。さらに、学校安全の観点から、別府警察署と連携して、大学近辺での不審者によるつきまとい等の被害の防止及び防犯意識の向上を目的とした防犯パトロール隊を学生有志の協力のもとに編成し、実施している。

## 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

**(授業を行う学生数(クラスサイズなど)は教育効果を十分挙げられるような人数となっているか。)**

授業を行うクラスサイズについては、授業内容や対象学年などを踏まえ、教育効果に配慮したクラス分けを行うよう工夫しており、特に教養科目の「導入演習」「基礎演習」、専門科目の「発展演習」「専門演習」「卒業演習」については、少人数クラスの編成になるように努めている。さらに、教養科目のうち外国語科目の1年次生を対象にした必修英語科目は、年度初めにプレースメントテストを実施して習熟度別クラスを編成している。なお、食物栄養科学部食物栄養学科においては、栄養士法施行規則(昭和23年厚生省令第2号)において、十分な教育効果をあげられる場合を除いて栄養士養成に係る授業科目は同時に授業を行う学生の数をおおむね40人であることと規定されているので、その規定に従いクラス編成をしている。

### (3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

本法人においては、中長期的な経営戦略を踏まえつつ、教育研究環境の質的充実、老朽化する施設の安全確保、環境への負荷の低減などに取り組んできた。平成29(2017)年度までに耐震対策や、老朽化した校舎、博物館の建て替えを行ってきた。平成28(2016)年4月の熊本・大分地震では、本学の施設でも書架の倒壊など大きな被害があったが、それを教訓として、施設面だけでなく災害への備えも行ってきた。今後も学生・教職員にとってより良いキャンパス環境の形成を図るための施設マスタープランを策定し、それに基づいて施設整備を段階的に実施していく。また、学生が自由に意見や提案を寄せられるよう、学生意見箱を設置したが、学生の意見を汲み、より満足度の高い施設設備の充実を図る。

授業のクラスサイズについては、授業の内容、講義室の状況、受講学生の要望等との関連において不断の見直しを進め、効率的な授業運営について工夫を続ける。

## 2-6 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

#### (2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

**(学生への学習支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学習支援の体制改善に反映させているか。)**

各学科でクラス担当教員を定め、6月までに全学生に対して個別面談を実施し、各担

当教員が学生とのコミュニケーションを図り、きめ細かい指導を行うとともに、学生も信頼関係に基づき気兼ねなく意見を交わすなど、日常から学生の意見を汲み上げるように努めている。平成 28(2016)年度には、基準項目 2-3 で述べた「学生満足度調査」を実施し、汲み上げた意見を基に改善できるところから改善を図っている。

また、平成 29 (2017) 年度より学生意見箱を学内に設置して、広く学生の意見・要望をくみ上げている。意見箱に寄せられた学生の意見を学長に報告し、学長が事案毎に担当学長補佐や学部長に伝え改善に努めているが、学生の意見・要望を分析、検討する体制の整備が今後の課題である。

## 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映させているか。)

平成 28 (2016) 年に実施した学生満足度調査において、学生生活に対する学生の意見を調査、分析し、課題を整理して、できるところから、改善に努めている。また、その後、平成 29 (2017) 年より、学生意見箱を設置し、随時、学生からの意見や要望をくみ上げるシステムを整備している。近年、学生相談室の利用希望者が急増しており、相談室の予約が取れずにすぐに相談に応じられない時があり、今後の課題となっている。

また、心身に関する健康相談については、学生相談室や、各学科のクラス担任、学生課が窓口となり連携強化に努めている。

## 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映させているか。)

平成 28 (2016) 年に実施した学生満足度調査において、施設・設備に対する学生の意見を調査、分析し、課題を整理して、できるところから、改善に努めている。

また、サークルに所属している学生に対して、毎年 3 月に研修会「リーダーズトレーニング」を開催している。これはサークルの幹部学生を育成するために 1・2 年生を対象に 2 泊 3 日で行うもので、スポーツ系サークルはゆふの丘プラザ、文化系サークルは国立阿蘇青少年交流の家で実施している。この研修会を通じて、学生が意見を交換し、各サークルの役員が大学への意見や要望をまとめさせて、改善に取り組んでいく。

### (3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では、平成 14 (2002) 年度より毎年授業評価アンケートを実施しており、その結果を分析することで、学修支援に関する学生の意見をくみ上げ、授業の改善につなげていきたい。なお、学生の意見等を汲み上げる仕組みについては、「学生満足度調査」を今後も実施するとともに、学生が大学に対し自由に意見や提案を寄せられるよう、平成 29(2017)年度に学生意見箱を設置したので、その活用を図り、寄せられた意見に対する対応を広く学生に公表することで、制度の充実を図りたい。

また、スポーツ振興会、文化会等の学生団体と学長との意見交換会、一般学生を対象

とした学長と学生の懇談会等を実施し、直接意見・要望を聴く仕組みを充実する。

心身に関する健康相談については、入学前より幅広く要望を聞いているが、入学後もクラス担任が学生に個別相談を行う際に学生から悩みや問題を聞き取り、学生課を中心とした職員との密接な連携・サポート体制の充実を図る。

平成 24 (2012) 年度から禁煙を希望する学生に対して、月 1 回程度の禁煙教室（外部薬剤師による）を実施し、ニコチンパッチ等を無料提供しているが今後も続けたい。

不安や悩みを抱えている学生への対応は、慎重かつきめ細かな対応を要する。このため、FD・SD 活動を通じて教職員の対応能力の向上を図っていく。

経済的支援については、今年度より本学独自の修学支援奨学金を新設したので、募集要項を学生の経済状況に応じて見直し、制度の改善を図っていききたい。

施設・整備に対する意見については、学生意見箱の活用以外に、サークルや研究会に所属している学生を中心に意見・要望を聴く仕組みを充実する

## 【基準 2 の自己評価】

入学者の受け入れについては、平成 29 (2017) 年度に AP を再整備し、ポリシーに沿って適切に入学試験を実施している。入学者受入れ方針を明確に掲げ、その周知に努めている。また、AP に沿って入学試験を適切に実施するとともに、その工夫にも努めている。さらに本学は、18 歳人口の減少に対応するべく、入学定員の適性化と学生募集体制・広報活動の整備・強化を図ってきた。その結果、平成 21 (2009) 年度以前は入学定員充足率・収容定員充足率とも減少傾向にあったのが、平成 22 (2010) 年度より上昇に転じ、平成 30 (2018) 年度においては、大学全体で入学定員充足率 98%、収容定員充足率 88% まで回復した。

入学後の学修支援体制については、本学の 5 か年計画に基づき、規模の小さい大学の強みを活かし、個々の学生に目が行き届く教育に務めてきた。従来からの担任制に加え、初年次教育と学年ごとの必修科目を核としたきめ細かな指導、自己発展チェックシートによる学生自身の振り返りと教員による個別面談を行ってきた。平成 30 (2018) 年度後期からは、さらにその結果を集約できる Web 上のポートフォリオ学修支援システムを導入し、学生支援に活用する予定である。オフィスアワーや問題のある学生への教員の個人的指導などは、従来から本学では比較的充実しているが、今後は学修相談センターや語学センターなどを整備し、学生の自主的な学習を目に見える形で支援できるようにしていく必要がある。また、授業を活性化し、教員の支援を行うために、TA や SA を活用する仕組みの組織的整備、障がいのある学生への配慮についても、各学生の障がいの性質などに応じたきめ細かな支援を行うための仕組みづくりが必要である。

キャリア支援については、キャリア支援センターを中心に、各学科就職委員が協力して、学生の就職・進学等の支援を強化してきた。その結果、就職率が向上、特に県内就職率も高く地域の人材育成に貢献している。ただ、せっかく教育課程内に「キャリア教育 I」のような授業を設けていても、時間割の関係上、すべての学生が受講できる体制はできていない。今後は、できるだけ全学生がキャリア教育を受けられるようなカリキュラム整備が必要になる。



学生生活面での支援は、従来から学生課と学生委員会を中心として、生活面、課外活動、経済的支援、経済的支援、障がい者や留学生の支援等を行ってきた。中でも、本学では経済的に厳しい状況の学生が多いため、奨学金制度の充実を図っている。今後は国の高等教育無償化と合わせて、さらに支援の充実がはかれるよう体制を整える。また、個々の学生に寄り添った指導を徹底するため、平成30（2018）年3月に「学生指導の共通指針」を策定し、教授会での教員への周知を行ったところであるが、今後機会があるごとに、指導方針を振り返りつつ、初心に戻って改善に努めていく必要がある。

学修環境については、従来からある施設については、バリアフリー化、耐震化や建て替えを含め、順次施設面の更新を行っている。今後は、これまでに設置されていなかった学修相談センター等の施設の設置、学生意見箱などに寄せられた学生の意見・要望に着実に応えられる対応の仕組み作りが急務である。

以上のように、いずれの部門においても、それぞれ学生の利益を考えて様々な支援を行ってきており、全体的には以前よりも改善されていると言える。しかし、仕組みが完全に整っていると言えない部分や、仕組みができて運用が不十分な部分もある。今後はこのような部分を見直し、さらに体制の充実を図りたい。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

（教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシー（DP）を定め、周知しているか。）

###### ◆別府大学の教育目的とディプロマ・ポリシー（DP）

本学では、学校教育法施行規則の改正（平成 29 年 4 月施行）で策定・公表が義務付けられたことに伴い、中央教育審議会による「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」に沿い、平成 28（2016）年度の企画運営会議で「3 ポリシーの策定・運用に関する基本方針～教育の内部質保証システムの確立に向けて～」を作成した。

この方針に基づき、本学は、次の 7 点を目的として 3 ポリシーの見直しを行った。

- (1) 教育の内部質保証システムの確立
- (2) 社会に対する説明責任
- (3) 体系的・階梯的な教育課程の編成
- (4) 「受身の学習」から「能動的な学習」への転換
- (5) 「教員の裁量に依存した教育」から「組織的・計画的な教育活動」への転換
- (6) 教授主義から修得主義への転換
- (7) 高大接続の重視

DP 策定にあたっては、各学科、研究科および専攻ごとに教育目的を明確に定め、学生生活に掲載し学生に周知している。さらに、その教育目標をもとに開講科目一覧およびカリキュラムマップ【開講科目一覧、カリキュラムマップ】の科目区分を構成し、その科目区分に基づいた DP を定めている。DP については、学生生活および別府大学 HP（HP）に掲載し、周知している。

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

（DP を踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。）

###### ◆DP を踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準

本学では、DP に基づいて単位認定その他の認定を行うためのシステムを整えている。シラバス上では、各授業の到達目標ごとにどのような力を学生に身につけてもらうのか

を明示している。また到達目標に達したかどうかをどのような方法で評価するのかを評価方法とその割合の欄で示し、DPに基づいた到達目標に則して評価を行い単位認定を行っている。単位認定に基づく卒業認定、修了認定についてもDPを踏まえた基準となっている。また、各授業の目標達成時に学生が身につけることのできる能力（教養力、専門力、情報力、汎用力）についてカリキュラムマップで周知している。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

**(DPを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。)**

#### ◆DPに基づく単位認定基準等の厳正な適用

3-1-②で述べたシラバスおよびカリキュラムマップの各学科の開講科目の科目区分に示される到達目標とDPは対応しており、以下、ポリシーのもと、以下のように単位認定、卒業認定、修了認定の基準を定め、周知している。本学には進級制度は設けられていない。

#### ◆単位認定基準

本学では、単位認定試験（以下「試験」という）を学期末に期間を定めて実施している。その成績評価は、授業科目の試験による成績を0点から100点の範囲において表3-1-1のとおり5段階で評価し、「C」評価（60～69点）以上を合格として単位を認定している。また、試験は筆記によるものを原則としているが、研究報告・論文等を試験に代えることもでき、試験の点数は、表3-1-2の学修達成度の判定基準に基づき評価している。

表3-1-1 評価点数に対する評語及び単位の認定

評価基準	左に対応する評価	単位認定
90～100点	AA	合格
80～89点	A	
70～79点	B	
60～69点	C	
59点以下	F	不合格

表3-1-2

学修達成度の判定基準

点数	評語	単位認定	左に対応する学修達成度の判定基準
90～100点	AA	合格	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
80～89点	A		授業科目の内容を良く理解しており、試験において優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
70～79点	B		授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験において妥当と認められる成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
60～69点	C		授業科目の内容は理解でき、試験において合格と認められる最低限度の成績（達成レベル）を示したので、合格とする。
59点以下	F	不合格	試験において合格と認められる「C」に達する最低限の成績（達成レベル）を示さなかった。

◆卒業要件と卒業認定

学習成果の評価は、学修達成度の判定基準により適切に評価され、GPA (Grade Point Average=学業評価指数) により学修の状態が明確になり、各教員が成績評価基準を共有することによって、適切な成績評価を行うことができる。その結果、それぞれの学部・学科が定める学位授与の方針に沿った学習成果を修めた者は、卒業が認定され、学位が授与される。また、学生の卒業、学位の授与の審査は、それぞれの学部教授会で審議され、適切に処理されている。

文学部、食物栄養科学部及び国際経営学部の卒業の要件は、表 3-1-3 に示すように科目区分により定められた単位数を修得して合計 124 単位以上を修得することとしている。このことは、別府大学学則第 43 条に「別に定める履修規程により、124 単位以上を修得することとする」と規定している。履修規程は、「文学部学科履修規程」「食物栄養科学部学科履修規程」及び「国際経営学部学科履修規程」(以下「履修規程」という)を制定し、学生便覧である「学生生活」に掲載して学生への周知を図っている。さらに、学科別の詳細な授業科目や修得しなければならない単位数は、履修規程別表に明示している。学生はこの別表に従って、卒業までの履修計画を立て、毎年度初めに当該年度の履修科目を登録することになっている。また、学生は前学期の単位の修得状況によって、後学期の所定の期間に履修登録科目を変更できるよう配慮している。履修科目として登録することのできる年次別の単位数の上限は、履修規程第 7 条に規定している。前期又は後期において履修登録できる教養科目及び専門科目の単位数は、各年次ともに各学期 24 単位までとし、編入学、再入学、転入学及び転学部等をした者には適用しないこととしている。

卒業の認定及び学位の授与は、学則で定める期間在学したうえで、所定の単位を修得して卒業の要件を備えた者について、学科の判定会議、学部の教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、学位規程に定める学士の学位を授与する。

表 3-1-3 卒業に必要な単位数 (学部) 平成 30 年 4 月現在

学部 学科	文学部	食物栄養科学部	国際経営学部
	国際言語・文化学科 史学・文化財学科 人間関係学科	食物栄養学科 発酵食品学科	国際経営学科
教養科目 (2 年次生以上)	40 単位以上	24 単位以上	40 単位以上
教養科目 (1 年次生)	32 単位以上		32 単位以上
専門科目 (2 年次生以上)	60 単位以上	84 単位以上	60 単位以上
専門科目 (1 年次生)	68 単位以上		68 単位以上
教養科目又は専門科目	24 単位以上	16 単位以上	24 単位以上
合 計	124 単位以上		

◆編入学者の単位認定

本学に編入学した者の既修得単位の認定にあたっては、前在籍大学・短期大学等の成績評価表に基づき、本学の教育課程との整合性を教務委員会で審査したうえで、62 単位を上限として認定している。また、外国の大学等出身者についても同様に、本学の教育課程との整合性を審査したうえで、62 単位を上限として認定している。認定した単位の

成績証明書における評価は「認定」である。

◆他の大学又は短期大学における授業科目の履修に係る単位認定

本学における単位認定は、学則の規定のほか、「他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する規程」に基づいて実施している。この規程による単位認定は、本学において教育上有益と認め、かつ、当該大学又は短期大学との協議が成立している場合に、本人の申請に基づいて教務委員会が審査を行い、教授会の議を経て、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定している。ただし、食物栄養科学部食物栄養学科においては、厚生労働省通知「栄養士養成施設指導要領」により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第9条第1号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに認定している。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

◆大学以外の教育施設等における学修の単位認定

本学における単位認定は、学則の規定のほか、「大学以外の教育施設等における学修の単位認定に関する規程」を定め、本人の申請に基づき教務委員会で審査を行い、教授会の議を経て認定している。この場合、教養科目、専門科目若しくはその他の科目とし、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす他の大学又は短期大学の授業科目の履修に係る認定単位数と合わせて、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修とみなし、単位認定を行うことにしている。ただし、食物栄養科学部食物栄養学科における専門基礎科目及び専門科目の単位の認定は、厚生労働省通知「栄養士養成施設指導要領」により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第9条第1号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに認定している。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

◆入学前の既修得単位の認定

本学における単位認定は、学則の規定のほか、「入学前の既修得単位等の認定に関する規程」を定め、本人の申請に基づき教務委員会で審査を行い、教授会の議を経て認定している。単位の認定は、教養科目又は専門科目とし、30単位を超えない範囲内（入学前に本学において科目等履修生として修得した単位を除く）で行っている。ただし、既修得単位の認定は、教養科目にあっては、本学で開設されている授業科目に相当すると認められる場合、その他の科目にあっては同一授業科目若しくは授業内容が同一のものである場合に限り、本学で開設されている授業科目及び単位数で認定している。ただし、認定しようとする単位数が本学の授業科目の単位数に満たない場合は認定しないこととしている。また、食物栄養科学部食物栄養学科における専門基礎科目及び専門科目の単位の認定は、厚生労働省通知「栄養士養成施設指導要領」により、個々の既修の学習内容を評価し、栄養士法施行規則第9条第1号に規定された教育内容に該当するものと認められるときに認定することとしている。食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格に係る授業科目及び単位は、厚生労働大臣から食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設として登録を受けている養成施設において履修した授業科目及び単位のみ認定することとしている。なお、単位の認定に伴い、修業年限の短縮は行っていない。認定した単位の成績証明書における評価は「認定」である。

## ◆科目等履修生

科目等履修生の受入れは、学則に定めるほか「科目等履修生規程」を定め、選考のうえ、教授会の議を経て学長が入学を許可している。入学資格は、学則に定める大学の入学資格を有する者のほか、教育交流に関する協定書を締結している高等学校の生徒のうち、当該高等学校長の許可を受けた者も受け入れることができることとしている。単位認定試験において合格した授業科目の単位は、教授会において認定し、当該履修生に単位修得証明書を発行している。なお、高等学校との教育交流に関する協定書を締結している高等学校は、明豊高等学校1校である。

## ◆研究生

研究生の受入れは、学則に定めるほか「研究生規程」を定め、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で本学において特定の専門事項について研究することを志願する者について、選考のうえ、教授会の議を経て研究生として学長が入学を許可している。研究生が研究を修了したときは、研究報告を提出させ、相当の成果をおさめたと認められたときは、教授会の議を経て学長が研究証明書を発行している。

## ◆履修証明書が交付できる特別の課程

学校教育法第105条に規定する履修証明書を交付できる特別の課程は編成していない。

## ◆GPA制度

本学では、中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」で、「GPAをはじめとする客観的な評価システムを導入し、組織的に学修の評価にあたっていくことが強く求められる」「GPAも、学生へのきめ細かな履修指導や学習支援の実施、評価機会の複数化と一体的に運用し、学習成果の効果的な達成を促すことに意義がある」と指摘されていることを踏まえて、学生の学習指導等に資するため、平成23(2011)年度からGPA制度を導入した。

本学では、当該授業科目の成績点から55を控除して得た点数を10で除した値〔(成績点-55) / 10〕をGP(成績評価係数=Grade Point)として、GPAを算出する。この算出方法は、成績点の1点ごとにGPが計算できるので、例えば90点の評価を受けた者と99点の評価を受けた者のGPが厳密に計算され、公平性が保たれている。成績標語、成績点に対応するGPは、表3-1-4のとおりとしている。GPAは、学期及び通算の2種類を算出しており、各学期はじめに成績通知書によって学生に通知している。なお、各学期の履修変更期間とは別に履修の取り消し期間を設定することで、GPAの算出に厳密性を持たせている。

さらに、学習面、生活面で問題を早期に発見するため、学期ごと算出する学期GPAにより表3-1-5の目安を参考にして、その値が1.0以下の学生に対して担任教員が修学指導を行うなど学生指導に資することにしている。

平成30(2018)年度後期からは、学期GPA又は通算GPAが0.5未満の者については、退学勧告を含め、より修学指導を強化するため、所要規則の改正を行った。

表 3-1-4 成績評語、成績点に対応する GP

成績標語	成績点	GP
AA	90~100	3.5~4.5

別府大学

A	80～89	2.5～3.4
B	70～79	1.5～2.4
C	60～69	0.5～1.4
F	0～59	0.0～0.4
欠席	—	0.0
失格	—	0.0

表 3-1-5 GPA に対する学習指導等の目安

GPA	評価の状況	学修の状態
3.01～4.50	AA～A 評価を平均的に修得	授業科目の内容を良く理解しており、試験において優れた成績を修めている。非常に優秀。特に問題はない。
2.01～3.00	A～B 評価を平均的に修得	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験において標準的な成績を修めている。問題はないが、学期ごとに下がっている場合は注意が必要である。
1.01～2.00	B～C 評価を平均的に修得	授業科目の内容は理解でき、試験において合格と認められる低いレベルの成績を修めている。本人の学修姿勢によっては、急激に不合格科目が増えることもあるので、注意が必要。
0.50～1.00	不合格科目、失格、欠席が多い	授業科目の内容は理解できているが、試験において最低限度の成績を修めている。学習面、生活面で問題を抱えている場合が多く、学修状況や生活面での指導が必要になる。
0.5 未満	不合格科目、失格、欠席が特に多い	授業科目の内容の理解が乏しく、多くの試験において最低限度の成績を修めていない。 学習面、生活面で問題を抱えており、学修状況での継続的な学修指導や生活面での指導が必要になる。

## 2) 大学院

本学の定める学位授与の方針に基づき、文学研究科博士前期課程及び修士課程並びに食物栄養科学研究科修士課程（以下「修士課程」という）の修了要件は、別府大学大学院学則第 38 条で「当該課程に 2 年以上在学し、専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする」と規定している。さらに、「別府大学大学院文学研究科、食物栄養科学研究科履修規程」（以下「大学院履修規程」という）で修得しなければならない単位は、表 3-1-6 に示すとおり各専攻区分に従い 32 単位以上を修得することを規定している。単位の認定方法は、筆記試験、口頭試験または研究報告によって評価される。その成績評価は、試験等による成績を 0 点から 100 点の範囲において表 3-1-7 のとおり 5 段階で評価し、「C」評価（60～69 点）以上を合格として単位を認定している。

表 3-1-6 博士前期課程、修士課程の専攻ごとの単位修得方法

<文学研究科>

区分	歴史学専攻博士前期課程
選択	特殊研究 2 科目 8 単位以上
	演習 同一科目 8 単位以上
	テーマ研究 2 科目 8 単位以上
「演習」を除く科目について、他専攻の科目を担当教員の許可を得て履修することができる。他専攻の科目を履修し、取得した単位については 12 単位まで認める。取得した単位は修了要件の総単位（32 単位以上）	

に含めることができる。	
区分	日本語・日本文学専攻博士前期課程
選択	日本文学、日本語学（演習を除く） 12 単位以上
	演習 同一科目 8 単位以上
他専攻の科目を、担当教員の許可を得て履修することができる。許可を受けて履修し、取得した単位については 12 単位まで認める。取得した単位は修了要件の総単位（32 単位以上）に含めることができる。	
区分	文化財学専攻博士前期課程
選択	特殊研究 2 科目 8 単位以上
	演習 同一科目 8 単位以上
	テーマ研究 2 科目 8 単位以上
「演習」を除く科目について、他専攻の科目を担当教員の許可を得て履修することができる。他専攻の科目を履修し、取得した単位については 12 単位まで認める。取得した単位は修了要件の総単位（32 単位以上）に含めることができる。	
区分	臨床心理学専攻修士課程
必修	10 科目 20 単位
選択	A から E の各群から 2 単位以上 計 12 単位以上
他専攻の科目を、担当教員の許可を受けて履修し、取得した単位については 12 単位まで認める。取得した単位は修了要件の総単位（32 単位以上）に含めることができる。	

< 食物栄養科学研究科 >

区分	食物栄養学専攻修士課程
必修	領域共通科目 4 単位、 テーマ研究 14 単位
選択	食品栄養科学領域、基礎栄養科学領域、実践栄養科学領域、発酵食品科学領域の領域から、選択した研究領域から 6 単位、その他から 8 単位以上、計 14 単位以上

表 3-1-7 成績の評価

< 大学院文学研究科、食物栄養科学研究科 >

評価基準	左に対応する評価	単位認定
90～100 点	AA	合格
80～89 点	A	
70～79 点	B	
60～69 点	C	
59 点以下	F	不合格

また、文学研究科博士後期課程の修了要件は、「本学大学院に 5 年（修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする」と規定している。大学院履修規程で修得しなければならない単位は、表 3-1-8 に示すとおり各専攻区分に従い 12 単位以上を修得することを規定している。

表 3-1-8 博士後期課程の単位修得方法

区分	歴史学専攻博士後期課程 日本語・日本文学専攻博士後期課程 文化財学専攻博士後期課程
選択	特殊研究 同一科目 12 単位



◆学位論文の作成、提出

修士の学位論文は、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等を担うための卓越した能力を有することを立証するに足るものでなければならない。博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなければならない。そのため、学位論文は、在学中に専攻科目の指導教授の指導を受け、研究を重ねながら作成するものとしている。

学位論文の提出資格、審査の方法、学力の確認等は「別府大学学位規程」において、修士論文は「修士課程（博士前期課程）に1年以上在学し、所定の授業科目について必修・選択あわせて20単位以上を修得している者」と規定し、また、博士の学位論文を提出できる者は、「博士後期課程に1年以上在学し、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込みのある者」としている。さらに、提出する学位論文は「修士論文提出要領」、「博士論文提出要領」に基づいて、作成、提出される。

◆学位論文の審査と最終試験

提出された学位論文は、大学院委員長（学長）及び研究科長によって研究科委員会に審査を付託し、指導教員を主査とし、別に副査を定め、当該研究科委員会の議を経て主査、副査を含む審査委員会を設けて審査する。審査委員会は、論文の審査及び提出論文を中心として専攻分野について精深な学識と研究能力を確認するため口述又は筆記によって最終試験（原則公開）を行うものとしている。博士論文は、「博士論文審査取扱規則」及び「大学院博士後期課程の博士論文の審査に関する内規」に基づいて、審査している。

以上の審査結果が大学院各研究科委員会に報告され、これを審議し、修了判定を行う。なお、審査が終了し、合格と認定された論文は、修士論文はそのタイトル・概要、博士論文はその全文を大学のHP（附属図書館資料検索ページ）を通じて公開している。

◆科目等履修生

科目等履修生の受入れは、大学院学則のほか「別府大学大学院科目等履修生規程」を定め、大学院入学資格のある志願者を当該研究科において選考し、学長が入学を許可している。履修を認められた授業科目については、単位認定試験を課し、合格した者には研究科委員会の議を経て所定の単位を認定し、願い出により成績証明書及び単位修得証明書を交付している。

◆研究生

研究生の受入れは、大学院学則のほか「大学院研究生規程」を定め、修士課程を修了した者又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認められる志願者を研究科委員会で選考し、学長が入学を許可している。研究生が研究を修了したときは、研究報告を提出させ、相当の成果を修めたと認められたときは、研究科委員会の議を経て学長が研究証明書を発行している。

◆長期履修生

長期履修生の受け入れは、大学院学則のほか「別府大学大学院長期履修生規程」を定め、大学院博士前期課程又は修士課程の1年次に入学を志願する者又は本学大学院に在

籍している者で、資格を有し、標準修業年限で修了することが困難であると認められた者は学長が履修期間の変更を許可している。

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

DP は見直しを行い、周知されているが、まだ教職員・学生ともに着実に浸透しているとは言えない。今後は折に触れ、各学科で DP に立ち戻りながら授業改善を行っていく。また、DP に基づいて改訂されたシラバスについても、形は整備されたが、記入内容がまだ十分ではないところもある。成績評価を厳密に行っていくためにも、シラバスの記入内容の精度を高め、学生がシラバスを確実に読む工夫を行っていく。

また、平成 30(2018)年度後期から学期 GPA 又は通算 GPA が 0.5 未満の者については、退学勧告を含め、より修学指導を強化するため、所要規則の改正を行った。今後は、この規則に基づき、よりきめ細やかな修学指導を行う予定である。

## 3-2 教育課程及び教授方法

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### 3-2-④ 教養教育の実施

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

#### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

**（教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシー（CP）を定め、周知しているか。）**

#### ◆カリキュラム・ポリシー策定のプロセス

3-1-①で述べた「3 ポリシーの策定・運用に関する基本方針」に基づき各学部・学科の DP を策定、それに沿ったカリキュラム・ポリシー（CP）を定めている。CP は学科ごと（学科によってはコースごと）に定められている。また、CP は、本学 HP 上で公開されており、周知がなされている。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

**（CP は、DP との一貫性が確保されているか。）**

#### ◆DP、CP の一貫性

3-1-①で述べたように、3 ポリシーの策定にあたっては、「3 ポリシーの策定・運用に関する基本方針」を定めた。策定の手順として、まず各学科現行科目の目的別の科目区分ごとに DP を策定し、DP を達成するための科目編成の方針を CP で示すという方針の元に現在の CP を策定した。従って、CP は DP との一貫性が確保されている。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

(・CPに即した体系的な教育課程を編成し、実施しているか。)

・シラバスを適切に整備しているか。

・履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。)

#### ◆教育課程の体系的編成

本学では、教育研究上の目的に基づきCPを定めており、周知がなされている。これからポリシーに基づいて順次性のある定型的な教育課程を編成するために、全学部学科でカリキュラムマップを作成している。これらのカリキュラムマップは、まだ公表されていないが、今後HP上で学生に提示する予定である。

#### ◆シラバスの整備

・DP、CPの策定に伴い、シラバスの記載様式を全面的に改訂した。現在のシラバスは、「平成30(2018)年度別府大学(大学院)シラバス記入要領」により、DPと対応しており、同時にCPに沿った内容になるよう作成されている。

・シラバスには、教育の質保証の観点から、学修時間の確保のため、各授業に必要な時間外学修の目安を教員が記している。

・学生に到達目標がDPの①教養力②専門力③汎用力(思考力・実行力・表現力・情報力)のどの部分と対応するのかを明確にした。

・到達目標をどの程度達成しているのかを正確に評価するために、評価の対象となる要素を明示し、その割合を明らかにすることで、評価の透明性・公平性を高めている。

・オフィスアワーや研究室の所在を示し、学生が教員に質問などに行きやすい環境づくりに努めている。

・学生が各自の学習成果を確認し、振り返ることができるよう、小テストやレポート、期末試験などの返却方法を明示し、公平性が保たれるようにしている。

・各教員のシラバスは、大学教務委員会および相互のシラバスチェックにより、記載内容に問題がないかどうかを点検している。

#### ◆単位制度の実質を保つための工夫

・上記のシラバスの説明にもあるように、学生の授業外学修時間を明示し、学生の学習の目安とできるようにしている。

・単位制度の実質を保つために、履修登録単位数の上限を定め、各学部学科履修規程に定めている。学則第26条の2に基づき、履修規程では「前学期又は後学期において履修登録できる教養科目(日本語科目を含む。)及び専門科目の単位数は、各年次ともに各学期24単位までとする。ただし、通年の授業科目の単位数は、二分の一を各学期に振り分けて計算する。」と定めている。

### 3-2-④ 教養教育の実施 (教養教育を適切に実施しているか。)

【教養についての概要】

教養教育については、真理を求め自由を愛する人間を育成するという本学の教育理念のもと、「幅広い分野についての知的探求心を育成し、現代の諸科学が追究している問題と基本的知識を習得し、急速に変貌しつつある現代社会の構造や動きを理解するとともに、このような急速な変化にもかかわらず恒常的に存在する自然と人間性と継承すべき優れた文化を理解する」ということを基本理念としている。

### 【文学部・国際経営学部】

教養科目は、「基礎ゼミ」「コア科目」に大別して構成されている。

「基礎ゼミ」は、平成 21(2009)年度から設けられた初年次教育のための科目で、1年次の演習科目「導入演習」(前期)、「基礎演習」(後期)に分かれており、学生の主体的・積極的な学びの姿勢を培い、意識の転換と、大学で学習していくための考え方やスキルを修得させることをねらいとしている。

「コア科目」は、教養教育の根幹をなすものであり、コア 1~5 で構成されている。

コア 1「学際科目」は、自校に対する理解と認識を深めるための「大学史と別府大学」、進路について考え準備していくための「キャリア教育」「インターンシップ」、社会の多方面の市民活動を考える機会を促す「NPO 論」等の科目が開講され、将来設計に向けた工夫を施している。

コア 2「人間と文化の探求」は、人間を探求し理解するための科目とすぐれた作品や遺産を理解するための科目である。

コア 3「現代社会の多面的理解」は、急速に変化する現代社会の構造や動向を、政治、経済、法などの多様な視点から考察するための科目である。

コア 4「科学と情報」は、自然の世界を科学的に理解するための科目、高度情報化時代において必要とされる情報処理能力や数学的統計学的思考を育成するための科目である。

コア 5「国際理解のための言語」は、国際化時代において異文化を理解し、相互理解を深めるためのコミュニケーション能力を磨くための科目である。

また、コア 5 の他に、英語の「外書講読」を開講している。

### 【食物栄養科学部】

教養科目については、「基礎ゼミ」「学際科目」「英語」「人間の探求」「現代社会の理解」「科学技術と環境」「情報処理」「運動と健康」「国際理解のための言語」の 9 分野に分けて編成している。

「基礎ゼミ」は、文学部、国際経営学部と同様に初年次教育のための科目であり、1年次の演習科目「導入演習」(前期)、「基礎演習」(後期)に分かれている。学生の主体的・積極的なまなびの姿勢を培い、意識の転換と、大学で学習していくための考え方やスキルを修得させることをねらいとしている。

その他の 8 つの分野は、時代のニーズに応じた幅広い教養を提供できるよう工夫している。

### 【教養教育に関する組織】

教養教育委員会は、1～2ヶ月に1回開催され、教養科目についての情報や問題点を共有し協議するとともに、教養科目の在り方について考察・検討してきた。具体的には次のことを行なってきた。

#### ■協議し検討してきたこと

- ・教養の教員間（コアごと）での話し合い・意見交換会の実施の必要を確認し、どのように実施できるか、検討してきたが未実施。
- ・教養の意義、教養の教育目標について協議検討してきた。（教養教育委員会レベルでは決定することができず、今後の教務委員会レベルでの教養教育改革の進展を待つとともに、より上部の組織における方針決定が必要である旨を確認したに留まる。）
- ・教養教育についての初年次用のパンフレット作成を検討。（今後の教養改革の進展と教養の意義・目的の方針決定に依存するため未実施）

#### ■実際に実施できたこと

- ・「教養教育に関するアンケート調査」を実施し、そこで出てきた問題点を検討し解決可能なことについては解決した。
- ・クラスの受講者数の適正化。すべてではないが解決可能なものについては調整を行なった。
- ・受講者が多い授業における、出席確認システム（バーコードリーダー「まめっぴ」）を導入した。
- ・情報科目担当教員間の情報交換会を実施した。それにより問題点・情報を共有し、情報教育の在り方を意見交換することで教育内容の共通化・統一化を模索した。その一環として平成30（2018）年度から共通テキストの使用を開始した。
- ・初習外国語科目担当教員間の情報交換会を実施した。それにより問題点・情報の共有と第二外国語科目の教育目標、教育の在り方について意見交換した。さらに単位認定制度に関して、現在の英語検定、フランス語検定に加え、中国語、韓国語、ドイツ語についても単位認定できるように検討中である。
- ・教養英語に関しては以下の様々な取り組みを行なってきた。
- ・英語プレイスメントテスト&成果測定テストを実施してきた。
- ・e-learning教材（ALC NetAcademy2）を授業へ導入した。平成30（2018）年度にNetAcademy Nextに更新した。
- ・自作教材「英語のワークブック」を作成し、使用・改訂してきた。
- ・TOEIC IPテスト、TOEIC公開テストについて学内の体制を整え実施してきた。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（・アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。

・教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。）山野先生

#### （1）授業内容・方法の工夫

学部・学科・課程ごとに、専門分野の探求を目指すと同時に、学生の興味に答えうる授業内容・方法を開発する工夫を行っている。特に、授業評価アンケートやミニツッペーパーを活用し、学生の興味、修学意識を把握し、授業方法に活かす工夫は、多くの教員によって行われている。また、アクティブ・ラーニングを重要視した取り組みや、地域交流活動を授業に活用する取り組みも行っている。

各学部・学科における授業内容・方法の工夫については、以下のとおりである。

## 1) 文学部

### 【国際言語・文化学科】

アクティブ・ラーニングの導入に関しては、コースごと以下のような試みが行われている。まず、日本語・日本文学コースでは、大分に関わる文学作品を取り上げることで、地域社会に関して知的関心を持つようにし、実際にその土地を訪れ理解を深めるように努めている。英語・英米文学コースでは、平成 27 (2015) 年、平成 29 (2017) 年、平成 30 (2018) 年とリメリック大学 (アイルランド) 短期英語研修 (2 週間) を実施し、学生が国際理解を深め、アクティブに英語学習に取り組む機会を増やしてきた。また、平成 29 (2017) 年度には、基礎演習、発展演習、専門演習の時間内において、県内在住留学生との英会話練習を複数回行い、学生が積極的に英語運用能力を高め、自ら英語力の重要性を認識する機会を持った。「別府大学特別強化事業費助成金 (学内 GP)」資金援助を受け、学生が自ら英語力を診断できるテスト (CASEC) を受験させ、高得点者には IELTS や英語検定などの受験料補助を行っている。芸術系の授業では、実際に美術館に赴き、実物を見せることにより美術・文化についての客観的な判断力を養うように努めている。平成 28 (2016) 年より毎年アメリカ・テキサス州のラマー大学から芸術コースの学生が本学を訪れ、本学学生と芸術交流を行っている。本学学生にとって、西欧美術を学ぶと同時に、アメリカ人に伝えることで、日本美術を再認識する機会となっている。また、マンガ・アニメーションコース (芸術表現コース) では全国公募の「大分ユーモアまんが大賞」(平成 28 (2016) 年まで) や「大分キャラクター大賞」(平成 29 (2017) 年から) を実施し、学生が自ら創作する意識を高めることを促している。

さらに学生が専門を学ぶ過程で生じた興味を活かせるように、副コースを設け、積極的に他のコースの授業を履修し、専門とは異なった視点を学ぶように指導している。

### 【史学・文化財学科】

日本史・アーカイブズコース及び考古学・文化財科学コースでは、実物に触れる授業を行って本物と偽物の違いなどを見る目を養い、地方公共団体のアーカイブズの整理現場や埋蔵文化財の発掘現場に数多く出向いて、実物資料を整理・分析・考察・報告する一連の作業を体験させることによって、実務者としての実力を養成するように工夫している。世界史コース及び環境歴史学・文化遺産学コースにおいても、現場・現地に出向き、地域行事等を実体験し、実物資料に触れる実習授業を設けたりして、実感をともなった理解を学生ができるように工夫をしている。自ら調査し、発表する積極性に重きを置いた活動も進めており、「発展演習」「専門演習」では、学生一人ひとりに課題について調査・報告させ、プレゼンテーション能力が身に付くよう配慮している。卒業論文執筆に

あたって必要な研究テーマ設定、資料収集、データ分析、それに基づくプレゼンテーションは、社会人としても有用な汎用的能力である。従って、早い段階からこのような能力を涵養することを期し、1年次の演習の段階から関心のある歴史上のテーマを考えさせ、それに基づいて資料を集め、レジュメを作成し、プレゼンテーションを行い、発表について全員で討論させている。

### 【人間関係学科】

地域社会を支える人材を育成できるように、多くの授業で地域社会と積極的に交流している。様々な分野で活躍する卒業生を招き、大学生活や仕事について語り合い、進路について考える機会を設けている。2年生の「発展演習Ⅱ」では、まちづくり活動に参加するなど、社会福祉法人で障がい者とともに活動している。さらに、地域において宿泊型フィールド・ワークを実施し、地域の文化やそこで生きる人々の暮らしぶりをヒアリングすることを通じて、地域から学ぶ機会を設けている。

社会福祉分野の実習科目の履修を希望する学生には、福祉施設等でのボランティアを義務づけている。「発達心理学Ⅰ」では、学生たちの子ども理解が深まるように、子どもの行動観察や公園で一緒に遊ぶことを予習として奨励している。

教育・生涯スポーツコースでは、学生が近隣の小学校へ出向いて継続的な学習サポートをする活動、地域スポーツ・障がい者スポーツの体験や取材活動などを行い、現場での実践力が身につくよう工夫している。

## 2) 食物栄養科学部

### 【食物栄養学科】

実践的な教育としては、まず管理栄養士としての知識・技能習得のため、1年次～3年次にかけて必ず調理を行う実習を配置している。1年次では「基礎調理実習」「調理実習」、2年次では「食品加工学実習」「応用調理実習」、3年次では「給食経営管理実習」「応用栄養学実習」を実施して調理技術、献立作成法（基礎・応用）、効率的な調理方法を3年次までに網羅的に習得できるように各担当教員が連携しながら各実習を実施している。

幅広い年齢層の人を対象とした栄養教育の実践教育では「栄養教育論実習」を初年次から配置して附属幼稚園の年少から年長の幼児を対象に栄養教育を実施し、管理栄養士業務の一端を早期に理解するためのプログラムを組んでいる。幼児期の発達や成長、主な問題点についての講義を行い、各グループでテーマを決定し、指導案を作成し、さらに栄養教育教材を作成して、実践させている。実践の後には、自己評価と他グループ評価を行い、実習内容を振り返らせている。さらに3年次後期に実施する「公衆栄養学実習」「実践栄養学実習」では、3年次までに修得した知識と技能の集大成として地域の高齢者を対象とし、学生が栄養調査、身体測定等を行い、栄養改善のためのプログラムを計画・実施して最終的に臨地校外実習を経て管理栄養士として社会で活躍するための知識と技能を修得させている。4年次では卒前教育として「総合栄養マネジメント演習」を配置し、主に県内の各界で活躍する管理栄養士を講師として招き、管理栄養士としての責務、社会貢献、心得を理解できるように支援している。以上のように4年間に渡り

各担当教員が綿密に連携して管理栄養士を養成するための有機的なプログラムを実践している。

平成 28 (2016) 年度から運用している新カリキュラム (1 年次～3 年次) では、自由選択科目を設置し、学生の興味やニーズに応じた科目を開講している。「スポーツ栄養」「食物アレルギー」「運動指導」「食・栄養と疾病の関わり」などのテーマに特化した科目を受講することにより、現場で活用することができる深い専門知識を修得できるよう工夫している。

また、入学予定の高校生に対して、入学後の学習及び大学生活が円滑に進むよう入学前スクーリング (生物・化学・数学 (計算)、管理栄養士の業務、在学生との交流など) を開催して入学前教育にも積極的に取り組んでいる。初年次では入学後に入学前教育で配布した課題に関する学力テストを実施し、さらに個人面談で得た情報を合わせて専門科目の学習習熟度を把握し授業についていけない学生については担任と担当教員を中心に苦手分野を克服するため導入演習やオフィスアワー等を利用して対応している。

### 【発酵食品学科】

1 年次前期の導入演習では、食品関係の企業訪問を行っている。後期の基礎演習では学生それぞれが地域の企業を訪問し企業研究をしたり、大分県衛生環境研究センターや大分県薬剤師検査センターの見学に行ったりした。基礎化学では、時々簡単な実験をしたり、分子模型を使用したり、学生に黒板を利用して解説を行わせている。また、理系科目の学力の底上げなどにも努めている。

### 3) 国際経営学部国際経営学科

2 年次の発展演習で、各ゼミのグループ対抗の「プレゼン大会」を実施している。企画、準備から、実施に至るまで学生に構想を練らせ、高い水準のプレゼンテーションが実施されている。この取組みが DP において、強調されている思考力、実行力、表現力、情報力の 4 項目を向上させることに貢献している。

最近の公務員や一般企業の採用では学力よりも学生がコミュニケーションなどの能力を高めるためにどのような経験をしたかどうかを問われる傾向にある。このため国際経営では、全教員関与による「地域創生プロジェクト」などの科目を設定し、積極的な受講を学生に促していくことにしている。

### 4) 教養教育と各課程

#### 【教養教育】

教養教育に関して企画立案を行う教養教育委員会では、教員相互の情報交換を図るために次の二つを年 1～2 回程度開催している。①情報教育担当教員による情報交換会。ここでは授業内容や方法についての情報が交換されており、平成 30 年度より教科書が統一されて授業が実施されている。②初習外国語 (第二外国語) 担当教員による情報交換会。ここでは授業の目的や内容、授業の方法、留学を支援する体制作りなどについて話し合われている。授業の一定の水準を担保し、授業の仕方の改善・工夫を促すためにも効果的な会合となっている。



大学全体で教養教育の英語を1年次必修科目としているが、学生の学習到達度に差があるのが実情である。このため、プレイスメントテストを行い、習熟度別に3クラス編成により開講している。学生の英語コミュニケーション能力の開発を目指し、スカイプを使用し、海外の大学等の教育機関と連携し、英会話の実践を授業の中で行っている(英語ステップアップ演習)。

#### 【教職課程】

今回の学習指導要領の改訂版では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが求められている。教育職員免許状を取得しようとする者には、そうした学びを実現できる資質・能力が育成されなければならない。まずは、教職課程履修者みずからが継続して主体的な学び、対話的な学び、深い学びができていなければならないだろう。たとえば、「教育職の研究」では、グループごとにテーマが設定され、ワークの後に、プレゼンテーションが行われる。事後のディスカッションに加えて、受講者は、eラーニングシステムを活用し、授業時間外でのコメントも求められる。また、「教育方法論」でも、グループワークが展開される。各グループの成果は、模擬授業により披露される。事後の質疑応答に加えて、模擬授業の方法・技術や内容などに関する評価アンケートが実施される。その集計結果は、当該グループに報告され、当該グループが自らの取り組みを振り返る際の材料となる。

#### 【司書課程】

3年次における図書館総合演習(現代図書館論)では、受講者に公共図書館、学校図書館、専門図書館の運営態勢についてその在り方を提案するグループ単位でのプレゼンテーションを行っている。その際にはプレゼンの内容を確認するべく、ルーブリックによる自己評価を試みている。さらに、学生それぞれの興味・関心に沿い、個人で発展的な課題を設定し、新たに図書館運営に関する提案モデルを作成し、図書館現場の動向を掴むための主体的かつ深い学びへとつなげている。

なお、夏季に開催している文部科学大臣委嘱司書講習では、現職図書館長や図書館運営事業者による特別講演を行っており、現場での図書館運営の動向を知るため、司書課程履修者の参加を促している。

#### 【学芸員課程】

学芸員課程では、博物館の施設・資料・組織・活動などについて、多数の写真資料を見せながら講義を行い、博物館の具体的なイメージをつかめるように教授している。また、博物館実習では映像を用いながら、実物の博物館資料の取り扱いをすべての受講生が体験的に学べるようにしており、また企画展の実施要項案の作成を課すなど、学芸員として即戦力となり得る教育を行っている。

#### 【文書館専門職(アーキビスト)養成課程】

文書館専門職(アーキビスト)養成課程では、3年次に実物の文書(地域史料や行政文書)を取り扱うアーカイブズ実習を行い、即戦力養成を重視した教育を行っている。前

期実習では、事前に地域史料(いわゆる古文書)整理の訓練を行った上で、夏期に集中合宿形式で、中津市教育委員会が所蔵している地域史料整理を行っている。整理は自分で判断して必要な文献調査も行うアクティブラーニングである。後期の実習は、事前訓練を行った上で、大分県公文書館で行政文書の整理とレファレンスの実習を行っており、やはり自己判断を伴うアクティブラーニングとなっている。

## 5) 大学院

教育方法については、大学院に独自の FD 委員会を置き、授業評価アンケートなどを実施し、その結果を検討し、改善に努めている。

大学院全体では、博士前期課程・修士課程の1年次終了期に、年次レポートを義務付け、研究の進展状況を指導教員、専攻が把握できるようにしている。加えて、学生を学会等に積極的に参加させ、発表、報告、論文掲載ができるように指導している。

また、各専攻では、独自の教育研究方法の向上に努めている。歴史学専攻では、院生独自の学術雑誌「ゆけむり史学」の発行を支援し、研究発表の場を提供して研究能力の向上に努めている。

日本語・日本文学専攻では、博士前期課程・後期課程の学生の研究会の場を設け、自主的な研究を促すとともに、修士論文を完成させた後期課程の学生による前期課程の学生への指導の場としている。また、修士論文を完成させた学生には、学会誌に投稿するように指導している。

文化財学専攻では、実践を重視する視点から、大学附属機関の文化財研究所が受託した調査事業の現場を実習現場として確保し、大学院のプログラムと研究所の受託事業が連動する形態をとっている。また、前期課程1・2年生の研究の状況を報告する発表会が院生研究会の主催で年2回開かれ、修士論文に向かって学生の自主的な研究が促進できる体制を確保している。

臨床心理学専攻では、独自の紀要「別府大学臨床心理研究」を発行し、学生には修了までに1回以上の投稿を義務づけている。

食物栄養科学専攻では、1年後期末に研究論文中間発表を公開で実施することを義務づけており、学生は指導教員以外の教員からも質問や助言を受け、研究の充実と向上に努めている。

### (2) 組織体制の整備と運用

教授方法の改善を進めるための組織体制は、全学的組織と学科単位の実行を通して、その整備を進めている。大学全体では、FD委員会を設置し、各学科からFD委員が発令され、委員会企画によるFD・SD研修会を行っている。例えば、授業評価が高かった教員の方法や工夫が発表され、意見交換が行われた。(平成28年12月11日・2月24日)。

また、地域交流活動を重視した授業の確立を目指し、FD・SD研修会において、その分野で著しい成功を収めている大学の学長の話聞く機会を持った。(平成30年3月5日)

他大学との意見交換にも参加し、他大学の取り組みを本学に活かす方法や、共同的取

り組みの可能性を模索している。

(大分県内大学等合同 FD/SD 合同フォーラム担当者会議【平成 30 年 7 月 19 日、9 月 11 日】、大分大学 FD 研修会【平成 30 年 8 月 1 日】)

各学部・学科の取り組みは以下の通りである。

## 1. 文学部

### 【国際言語・文化学科】

初年次教育と位置付けている「導入演習」「基礎演習」では、定期的に教員が会議を持ち、情報の共有を行うとともに、教授法の改善を議論している。また、オープンキャンパスの模擬授業を「他の教員の教授方法を参考にする機会」ととらえ、その後、意見交換を行っている。

### 【史学・文化財学科】

各学年での演習を重視し、初年度の「導入演習」「基礎演習」に関する学科 FD を行い、授業方法・内容の改善に努めている。

### 【人間関係学科】

3 月・8 月の学科 FD において、各教員による授業方法や工夫について報告し、学生に適した教育方法について検討し、授業改善と教育の質保証につなげる試みを学科の創設以来行っている。

## 2. 食物栄養科学部

### 【食物栄養学科】

毎年度末に教員が一同に会して授業内容のすり合わせを行っている。各専門科目の担当教員が、教科書や授業範囲の確認・調整、講義と実習の関連等について話し合い、関連科目が連動して学習効果をあげられるよう効果的で理解しやすい授業実施に向けて努力している。

### 【発酵食品学科】

4 月、7 月、8 月のオープンキャンパスと 6 月、9 月の学部公開セミナーの時の模擬授業について意見・感想を述べ、各自の授業の参考にしてている。

## 3. 国際経営学部

### 【国際経営学科】

成績評価、アクティブラーニングなど教育の質保証についての最善策を学科会議で議論し合っている。また、年 1 回ペースで発行している別府大学国際経営学会（国際経営学部の全教員、全学生が会員）の学会誌「Global Management」で、学生を主体とした課題解決型の教授方法などを紹介し、各教員が参考にしてている。

#### 4. 教養教育と各課程

##### 【教養教育】

教養教育の問題を改善していくために教養教育委員会を設置し、年に6～8回開催している。委員は学部、学科、授業科目分野などに基づいてバランスよく選出・任命され、教養教育全体について協議している。また各分野の委員が中心となり、それぞれの分野の教養教育の改善に努めている。たとえば、教養英語担当者においてはテキストの作成・編集・改訂、プレイスメントテスト、成果測定の実施などである。また情報教育担当者や初習外国語担当者においては、年に1～2回の情報交換会である。このように教養教育委員が中心となって、教養教育の各担当者と情報交換することにより、そこでの問題を教養教育委員会に吸い上げ協議検討する体制となっている。

##### 【教職課程】

年7回開催される教職課程委員会では、とくに主担当教員と、その他の教科に関する科目及び教職に関する科目の教員で実施される「教職実践演習」の方法や内容が協議される。日程の調整は言うまでもなく、教職課程履修者のグループ分けの在り方や、あるいはグループごとに行われた模擬授業の準備・計画・実施方法などの問題点などが検討され、次年度の「教職実践演習」の実施に向けた改善が図られている。

##### 【司書課程】

図書館情報資源、情報サービスに関わる演習の授業、絵本制作といった実技科目については、当年度の履修状況をふまえ、次年度のシラバス作成時に担当する教員で協議のうえ、使用予定のテキストやレジユメの加筆・修正を行っている。特に附属図書館で実施する演習では、授業開始後も担当教員間で図書館に所蔵している参考図書（レファレンスツール）を絶えず確認のうえ、相互に授業内容の把握に努めている。

##### 【学芸員課程】

学芸員課程では各分野の講義と実習に関して情報交換を行い、内容の重複を防ぐと共に、授業レベルの向上を目指している。

##### 【文書館専門職(アーキビスト)養成課程】

文書館専門職(アーキビスト)養成課程では、年2回の課程委員会および関連教員の間で随時に、授業内容の確認と情報交換を行い、重点内容や順次性についての調節を行っている。

#### 5. 大学院

大学院教育においては、学生の研究能力を担保することが極めて重要である。教育目標達成状況については、授業評価アンケートを実施し、その結果を集計・分析することで検証することになっている。また、毎年、入学時に、学生に対して、研究に取り組むべき姿勢を説明するとともに、大学院教育の到達点を示しているが、研究指導を担当する教員は、当該学生の指導の中心となって、履修上の相談に乗り、学生の能力向上に資す

るよう配慮した教育に努めている。教育方法については、FD 委員会を置き、FD 研修会を開催するとともに年に1度意見交換会を設け、それぞれの専攻の立場から学生の研究能力向上のための取り組みを話し合うなどして授業改善等に努めている。

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

①大学全体、②各学科・各課程、③他大学との連携を、3つの柱として授業改善に努めていきたい。まず、大学全体のFD・SD研修においては、これまで通り、授業改善の視点を盛り込んだ研修会を有効な形で実施していく。そこでは、3ポリシーに常に照合しながら、具体性と実効性を伴う議論を行っていく必要があるだろう。次にそれらの議論を各学科でのFD活動を通じ、さらに細分化された議論へと発展させ、各教員が目的や目標に関して意見を一つにしなが、授業改善案を構築し、実効性を上げていくことが重要となると認識している。また、他大学との意見交換を頻繁に行い、それを本学FD活動にフィードバックすることで、授業改善について有効な議論を行っていく。

## 3-3 学修成果の点検・評価

### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### (1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

#### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

（学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先のアンケートなどにより、学修成果を点検しているか。）

#### 1. 学生の学習状況や意識調査に基づく評価

本学では、3つのポリシーを踏まえ、学修達成度の判定基準により学習成果を適切に評価するとともに、GPAにより学修の状態を明確にし、各教員が成績評価基準を共有することによって、適切な成績評価を行っている。その結果、それぞれの学部・学科が定める学位授与の方針に沿った学習成果を修めた者に対し、卒業を認定し、学位を授与している。

また、学科ごとに担任教員が中心となって個々の学生の学修状況を把握し、問題があるときには個別に指導する体制をとっている。加えて、教養の必修科目である英語の担当教員が定期的に学生の修学状況を学科に知らせる体制も整えている。

成績発表時には、各学科で、各学年・クラスごとに学生を集め、担任教員が一人ひとりの学生に面談を交えて成績表を手渡している。単位取得状況や学修に関して問題を抱えている学生については、別途、個別の面談を実施して問題解決に向けた指導を行っている。本学では、このような厳密な成績評価と、学生への日常のきめ細かな指導で、個々

の学生の学修状況と教育目的への到達状況を把握し、それを学科教員で共有し、学修指導の改善に生かすように努めている。

学生の修学に対する意識調査は、自己発展チェックシートを各学期の開講時に学生に記入させることで、行っている。実際の評価と照合することで、評価の妥当性の根拠とし、学生の自己評価との差異を、評価方法の検討材料にするように努めている。平成30（2018）年度からは、このチェックシートを電子化し、学生の自己評価を通時的に、学科を横断する形で点検する形が可能となった。

## 2. 資格取得状況や就職状況に基づく評価

資格の取得状況に関しては、各課程委員会が定例会議において学科教員との連携を図り、資格希望者と実際の取得者の推移を確認している。また、その会議において、学生の修学状況について意見交換を行うことで、効率的な指導を行っている。

本学では教員免許状、学芸員、司書、栄養士免許のほか、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士の国家試験受験資格など多くの免許・資格を取得できる教育課程が編成されている。この各免許・資格の取得状況を通じて、教育目的の達成状況を把握し、点検・評価の指標の一つとして活用している。近年の免許・資格等取得者数は表3-3-1及び表3-3-2に示す通りである。

表 3-3-1 免許・資格等の取得者数（人）

		H27 年度	H28 年度	H29 年度
免許状・資格等 (卒業時)	高等学校教諭一種免許	54	44	55
	中学校教諭一種免許状	27	29	31
	栄養教諭一種免許状	8	5	10
	高等学校教諭専修免許状	0	1	2
	中学校教諭専修免許状	1	2	1
	栄養教諭専修免許状	0	0	0
	司書	54	61	65
	司書教諭	13	8	9
	学芸員	59	49	48
	日本語教員	0	3	0
文書館専門職	9	12	8	

表 3-3-2 社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士免許の取得者数

		H27 年度	H28 年度	H29 年度
社会福祉士	新卒合格者（人）	5	4	7
	合格率（％）	50.0	36.4	58.3
	全国合格率（％）	26.2	25.8	30.2
精神保健福祉士	新卒合格者（人）	4	4	2
	合格率（％）	57.1	57.1	50.0
	全国合格率（％）	61.6	62.0	62.9
管理栄養士	新卒合格者（人）	44	59	60
	合格率（％）	84.6	89.4	93.8
	全国合格率（％）	44.7	54.6	60.8

例えば、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士等の資格取得については、学科ごとに日常の指導や成績評価などの結果を基に、学生の学修上の弱点を明らかにし、特別に課外授業を設けて弱点を克服するためのさまざまな指導を行っている。食物栄養学科

では、専門科目の担当教員どうしが授業内容の検討会を開き、学修上の弱点等を踏まえて、授業改善の方策を協議している。また、定期的に模擬試験を実施し、学生が身につけた力を点検・評価し、更なる学修指導に役立てている。

また、就職・進学状況も教育目的の達成状況の点検・評価の指標の一つとして活用している。これらの免許・資格取得状況や就職・進学状況は、各学科やキャリア支援センターの連携のもとに毎年度「別府大学の就職状況」として整理・公表し、教育内容の改善に生かしている。例えば、教職、学芸員、司書等の資格を生かした専門職への就職希望者、あるいは大学院進学希望者に対しては、それぞれ学生が関係する学科等の教員が中心となって指導、助言を行っている。その結果、教員、公務員、学芸員、司書、栄養士、管理栄養士等の資格を生かした就職を果たす学生は、臨時採用や嘱託職員も含め、例年、100人近くを数える。

学芸員資格の修得者については、正規職の学芸員や文化財担当者などとして就職している状況は、平成25(2013)年度は13人、平成26(2014)年度は9人、平成27(2015)年度は15人、平成28(2016)年度は19人、平成29(2017)年度は6人であり、非常に高いといえる。また、大学ブランディング事業で、九州の文化財専門職員の組織化を行っており、卒業生たちとの密接な情報交換を行っている。

就職状況に関しても、就職委員会において、就職状況や学生の活動状況が詳細に説明され、学科とキャリア支援センターが連携しながら指導を行う体制が整っている。就職後は、キャリア支援センター教職員や学科就職委員が、大分県内を中心に就職先を訪問し上司らと面会することで、学生の学習成果が就職で活かされているかを確認している。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。)

#### 1) 全学的取り組み

本学では、平成13(2001)年度から「学生による授業評価アンケート調査」を毎年実施している。アンケートの中では、学生本人の受講姿勢(出席状況、シラバス利用状況、予習・復習状況)及び授業に対する評価(授業内容・授業方法・授業進度・教材の適切性、教員の熱意等)を聞き出すとともに、自由記述(授業の良い点、改善してもらいたい点等)を求めている。このアンケート結果に基づいて、専任教員は「授業改善プラン」を作成している。また、授業方法(板書やパワーポイント、配付資料、学生によるプレゼンテーション、コメントカード、グループディスカッション等)の効果等を分析し、情報を共有している。さらに、学部長・学科長に所属教員の評価結果を伝え、学科教員への指導を促している。

このほか、平成24(2012)年度から、ミニッツペーパーを導入し、毎回の授業の中で学生の意見等を聞き出し、直ぐに授業改善等に反映させている。このような取り組みによって、授業及び学修指導を点検し、改善に向けたフィードバックに努めている。

## 2) 各学部・学科、大学院における取組み

### 1. 文学部

#### 【国際言語・文化学科】

本学科では、免許・資格に係る教科教育の達成度を、学科の専門教育における目標達成の目安と考えている。現在、日本語・日本文学コースでは、教員免許取得の対策として、学生に授業を模擬実践させる取組みを行っているが、当コースの教員は学生の模擬授業を評価・指導するとともに、それを自らの教育内容にフィードバックさせている。また、英語・英米文学コースにおいては、学生に TOEIC や CASEC を受験させ、その得点状況をもとに、当コースの教員が学生に個別指導を行うほか、それを自らの教育改善に役立てている。

#### 【史学・文化財学科】

本学科では、3年次生を対象にアンケート調査を行い、1・2年次の経験を含め、授業履修上の問題点を指摘してもらい、その結果を授業改善に役立てている。また、当学科においても教員免許取得のための学生による「模擬授業」を実施しており、当学科の教員は授業についての評価・指導を通して、自らの授業改善をはかっている。

#### 【人間関係学科】

本学科では、既卒者を招き、在学生を対象に学科教育について語ってもらう機会を設けている。学生による授業評価アンケートの結果や卒業生の声を、各学期に実施する学科 FD 研修会で分析・評価し、授業方法の工夫など学科教育の改善に活かしている。

### 2. 食物栄養科学部

#### 【食物栄養学科】

本学科では、管理栄養士国家試験に合格できる知識や能力を身に付けさせるために、担当教員たちで作成した模擬試験や業者模擬試験を定期的実施して学生の実力を把握している。各教員は模擬試験の結果から設問ごとの正解率を分析し、学生たちが苦手としている問題を把握し、授業の改善に繋いでいる。オープンキャンパス、学部セミナーや地域公開講座などで模擬授業を行った際には、参加した他の教員から授業内容や授業方法について感想や意見を学科会議等で担当した教員にフィードバックして授業改善に役立てている。また、個々の教員が独自に、記名や無記名で授業内容に関するアンケート調査を実施したり、意見を自由に書いてもらい授業改善に役立てたりしているほか、担当科目のレポートや小テスト、試験結果から学生の理解度を判断し、理解が深まっていないと思われる科目については補講や重点項目をまとめた資料を配布するなどして学生の学力向上に活かしている。

#### 【発酵食品学科】

全学で実施している「学生による授業評価アンケート調査」に基づいて授業改善プランを作成し、授業の改善を行っている。また、本学科では主要な講義科目に対応する 8



つの学生実験科目があり、講義で説明した重要な項目について、実験を通して理解を深めるシステムを採用している。これらの実験結果については、レポートを提出させ、その内容から学生の理解度を判断し、授業の改善に役立てている。また、講義の直後に内容の理解できないところ、さらに聞きたいところをミニツツペーパー等を用いて提出させ、次回の講義で詳細に説明する方式の授業を行うなどの工夫をしている。

### 3. 国際経営学部国際経営学科

本学科では、1年次の導入演習から少人数のゼミ制度を確立し、複数の教員が担任を務めている。このゼミ活動において学生との対話を重視し、学生たちの普段の授業等に関する意見を聴取する機会が多い。こうした対話から授業に対する要望等を聞き取り、教員間で情報を共有するとともに各教員は授業改善を図っている。

加えて各教員はミニツツペーパーの活用に努め、学生の授業に対する意見や授業内容に関する質問を受け付けている。さらに、ミニテストあるいはレポートをこまめに実施することにより担当授業に対する学生の学修動向ならびに理解度をチェックし、自らの教育内容に反映させることによって授業改善を図っている。

### 4. 教養教育と各課程

#### 【教養教育】

教養教育の学修成果については、「学生による授業評価アンケート調査」による各科目の評価に対して、各教員が「授業改善プラン」に基づき改善を進めている。本学では、学修成果の確認は学科ごとに主に行われており、教養教育の学修成果もその中に含まれるため、教養教育独自の学修成果の把握は行っていない。

教養教育委員会では、各教員グループによる改善のための話し合いが行われている。例えば、教養英語担当者グループでは連絡協議会を年に1回開催し、普段の授業や共通テストの結果、TOEICの結果などを教員間で情報共有し、どのような改善が可能かを話し合っている。特に、プレイスメントテスト、各学期末に行っている成果測定テスト（共通テスト）の3つのテストの比較分析を通して、各担当教員は学生個々の長所短所を把握し、自らの授業改善に役立てている。

情報教員グループの意見交換会も適宜開催されており、テキストに関する評価・選定、パソコン必携化に関する議論、情報教育の必修化に関する問題点などが話し合われている。第二外国語教員グループでは、現在のカリキュラムが抱えている問題点、たとえば、第二外国語の授業数が少なすぎて、留学に対応できる語学力の養成が困難であることなどが話し合われており、改善に向けた要求も今後行っていくことになっている。

#### 【教職課程】

『教職履修カルテ』を独自に開発し運用している。各教職課程履修者は、これを自ら作成・管理することにより、養成段階での学修を振り返ると同時に、今後の課題を見つけ出せる。カルテは、教員免許状取得に必要な科目ごとに記されるが、記述内容は、当該科目担当教員により点検される。必要に応じて当該教員がコメントを記入することも可能である。履修者本人と当該教員の双方向的な評価により、各履修者は、学修の振り

返りが深まったり、新しい課題が発見できたりする。当該教員にとっては、教授方法の改善に資する材料が得られるし、個別の学修指導を行う際の参考にもなる。

また、教育実習が終わってから実施される事後の指導では、教育実習を終えた教職課程履修者に対して、毎年のようにアンケートが実施されている。毎回の実施結果は、教職課程委員会が編集・発行する『教職への道』に掲載されている。アンケート結果は、教職課程運営の改善に役立てられてきた。

#### 【司書課程】

担当教員が各々の授業のなかで学生に課すレポートでの所感、ミニツツペーパーの自由記述欄で得られた授業改善に関わるコメントを課程内で集約し、レジュメ化のうえ教員間で共有している。これをもとに、各教員はグループ討議や個人・グループ発表を進めるうえでの問題点、および授業内容で理解が深まりづらい箇所を検証し、授業改善に努めており、学生の授業意欲の促進や学力の向上へとつなげている。

#### 【学芸員課程】

学芸員課程では、博物館の施設・資料・組織・活動などについて、授業ごとに学生に書いてもらっているミニツツペーパーの意見をもとに、多数の写真資料を見せながら講義を行い、博物館の具体的なイメージをつかめるように教授している。また、博物館実習では、学生の意見を直接聴取して、映像を用いながら、実物の博物館資料の取り扱いをすべての受講生が体験的に学べるようにしてきた。また企画展の実施要項案の作成を課すなど、学生のアイデアを具体化できる課題を出している。時間はかかるが、やりがいのある課題であるとの学生の意見も多く、学芸員として即戦力となり得る教育を行うことが可能になっている。

#### 【文書館専門職(アーキビスト)養成課程】

文書館専門職(アーキビスト)養成課程では、年2回の課程委員会および関連教員の間で随時に、ミニツツペーパーの内容検討や、各授業の成績分布なども検討して、授業内容、授業方法、授業難易度の設定、重点化、授業科目の見なおしについて議論し、改善や調節を図っている。

## 5. 大学院

FD委員会を置き、FD研修会を開催するとともに年に1度意見交換会を設け、それぞれの専攻の立場から学生の研究能力向上のための取り組みを話し合うなどして授業改善等に努めている。

### (3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法については、平成30(2018)年後期より、アセスメント・ポリシーが整備され、ポリシーに従って厳格・公平な成績評価を行うとともに、順次その他の評価基準によるアセスメントを実施することで、より組

織的な点検・評価ができるようになる予定である。

自己発展チェックシートの電子化の導入を契機に、教科、教員、学科を横断する形で幅広く学習状況を点検・把握し、教員間の議論を深めることで、さらに客観的で質の高い評価を行えるように努力していく。

同系統の専門分野や、同一教員が行う授業に関して、科目の年次進行に応じて、「授業評価アンケートが正確に授業内容や方法にフィードバックできているか」を学生に問う機会を盛り込んでいく。

### **【基準3の自己評価】**

本学では、平成29(2017)年度にDP、CPの見直しを行い、策定・周知した。いずれも本学の教育目標に基づき、DPとCPとの一貫性も保たれている。また、DP・CPの策定に合わせてシラバスも刷新し、到達目標の評価要素を明示し、評価の透明性・公平性を保つ仕組みができた。また、授業内容についても、各学科や教員が学生主体の授業となるよう工夫を凝らしてきているが、さらに改善を進めるため、FD委員会が中心となって、授業方法改善のためのFDも行っている。

以上のように、ポリシーやシラバスの整備はほぼできあがりつつあるが、まだ教職員に完全に浸透しているとは言えず、これから事あるごとにDPやCPに立ち戻って、学科や各授業の在り方を見直していく必要がある。

また、学修成果の点検・評価については、授業評価アンケートや上に述べたような各学科・課程での取り組みの中で行ってきた。しかし、今後は全学的な組織的取組が必要なため、アセスメント・ポリシーの整備に着手している。現段階では、アセスメント・ポリシーの策定は完了したが、アセスメントの具体的作業にはまだ取りかかれていない。平成30(2018)年度の後期から、順次アセスメントを行うことにより、学修成果の点検結果を各学科や教員にフィードバックすることができるようになる。その結果をどのように学科の教育の見直しに活用していくかがこれからの重要課題である。

## 基準 4 教員・職員

### 4-1 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

##### （学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか。）

別府大学においては、学長の下に学長任命の教務担当、学生担当、入試担当、就職担当の学長補佐が置かれ、学長の権限を分掌し、教学マネジメントが各分野に以下のように十分に発揮できるよう体制をつくりあげている。

教務担当の学長補佐の下には、教務委員会が置かれ、事務については教務部が担当し、教務事務部長、教務課長等が教務委員会に加わっている。学生担当学長補佐の下には、学生委員会や留学生委員会が置かれ、事務について学生部が担当し、学生委員会には、学生事務部長、学生課長等が加わり、留学生委員会には、留学生課長等が加わっている。

入試担当学長補佐の下には、入試委員会が置かれ、事務については、入試・広報部が担当し、入試委員会には、入試・広報部長、入試・広報課長等が加わっている。就職担当の学長補佐の下には、就職委員会が置かれ、事務については、キャリア支援課が担当し、キャリア支援課長等が就職委員会に加わっている。学生募集や就職については、特別な体制をつくり、募集では、理事長・学長の下に入試統括本部長、副本部長を置き、就職では、学長の下にキャリアセンター長（就職担当学長補佐が兼務）、副センター長を置き、強化を図っている。

一方、大学には学部単位に教授会、大学院は研究科単位に研究科委員会が置かれ、平成 21（2009）年までは、ここにおいて大学運営の主要な決定がなされてきた。しかし、平成 21（2009）年度の大学の改革に合わせて、学長を議長とする大学評議会、大学企画運営会議が設定されると、ここが大学の意思決定の方向を審議する中心となった。さらに、平成 26（2016）年度末に大学評議会が廃止されると、大学企画運営会議が大学意思決定にかかわる機関の中軸となった。ここは、文学部長、食物栄養科学部長、国際経営学部長、大学院文学研究科長、大学院食物栄養科学研究科長と学部の 6 学科の学科長、教職課程長および 4 人の学長補佐、大学事務局の局長・事務部長で構成され、現在では、大学の意思決定の方向が議論され、学長が決定する場と位置付けられ、大学企画運営会議の議案などを審議するために、法人の定例役員会の後に学部長会議、また必要に応じ、学部長・学長補佐会議を開催している。学長が主催する大学企画運営会議の決定、審議事項を受けて、教授会が開催される。学部・学科の運営のために、大学企画運営会議の後の週に学部企画運営会議が開かれ、さらに各学部の学科会議は具体的な駆動計画を決め実

施する体制となっている。

また、平成 28（2016）年度からは、学部長は選挙で選出されるのではなく、学部で推選された候補者を学長が吟味し任命を行っている。これにより、学長が主催する大学企画運営会議が大学の意思決定の最高機関となり、学長のリーダーシップが十分に発揮される体制となった。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

（・使命・目的の達成のため、教学マネジメントを構築しているか。

- ・大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。
- ・副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
- ・教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
- ・教授会などに意見を聴くこと必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。
- ・大学の意思決定及び教学マネジメントが大学の使命・目的に沿って、適切に行われているか。）

大学の使命・教育目標、具体的には中期計画を実現するため、学長の権限を教務、学生、入試、就職担当の学長補佐（学長任命）に分掌させ、これらを包括的補佐する副学長の規定はあるが、現行では副学長は置いていない。また、各学部については、学長の統督の下、各学部教授会推薦を受け学長が選任した学部長が運営を行っている。

大学の主な審議機関は大学企画運営会議、教授会（連合教授会・合同教授会）、学部企画運営会議、各種専門委員会等がある。すでに述べたように、平成 26（2014）年度末に学則、教授会運営規則の改正が行われ、平成 27（2015）年 4 月から施行された。ここで学長のリーダーシップは明確にされ、教授会は決定機関から審議機関に変更された。それに伴い大学評議会が廃止され、大学の教育研究の決定については学長が議長を務める大学企画運営会議が大きな位置を占め、大学の意志決定は、審議機関の審議内容を踏まえた学長によってなされるようになった。

教授会は、3 学部それぞれに置かれ、学部には所属する専任教員で構成されている。教授会は学部長が議長として招集し、これまで諸規則の制定・改廃、学生の入学・卒業・休退学、厚生補導・賞罰、成績評価・卒業判定、教員の人事など教育研究に関する重要事項を審議・決定してきたが、「学校教育法および国立大学法人法の一部改正法」（平成 26 年公布、27 年施行）と「学校教育法施行規則および国立大学法人法施行規則の一部改正省令」（平成 26 年公布、27 年施行）の趣旨「教授会が審議機関であること等を法令上明確化することによって、学長のリーダーシップを確立し、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築する」を受けて、学則、教授会の運営規定を改正し、学長が大学運営の最終的な責任者であること、教授会を教育研究の決定機関ではなく、審議機関であることを明示した。それに伴って、学部を越えた全学的事項の決定機関であった大学評議会は意味を失い、廃止された。

教授会は、月 1 回の定例教授会のほか、入試の日程に合わせて行われる入試判定教授

会、前期・後期末に行われる卒業判定・資格認定教授会等がある。3 学部合同で審議すべき議題がある場合には、連合教授会を開催している。また、短大とともに審議すべき事項がある場合は、大学・短大の合同教授会を開催している。大学院には教授会にあたる組織として研究科委員会が置かれ、研究科に共通する重要事項を審議するために全学的組織として大学院委員会が置かれている。

大学企画運営会議は、学長、研究科長、学部長、学長補佐、図書館長、学科長、教職課程委員会委員長、大学事務局長のほか事務局の役職者で構成されている。月1回の定例会議では学長が議長となり、大学の基本的な戦略や特定事項についての企画、連絡調整が行われており、大学の当面する課題や教授会・研究科委員会で審議すべき事項について協議している。この会議で協議された事項は、各学部・学科・専攻で開かれる学部企画運営会議・学科会議、専攻長会議・専攻会議において調整や説明・周知が行われるほか、その中の重要事項は定例教授会・研究科委員会の議題としてまとめられ、提案される。

また、全学的運営組織として、教務委員会、教養教育委員会、各課程委員会（教職課程・司書課程・学芸員課程・文書館専門職（アーキビスト）養成課程）、学生委員会、就職委員会、入学試験委員会、入学試験実施委員会、オープンキャンパス委員会、FD委員会、学術研究委員会、広報委員会の各種専門委員会が設置されている。このほか、大学・短大合同の専門委員会として、司書課程委員会、国際交流委員会、留学生委員会等が設置されている。

この各種委員会で企画・協議された重要事項は、教授会に付議され、全学的な協議を経て学長によって決定される。また、主要な委員会は、それぞれの分野に応じて学長補佐が委員長となり、企画運営会議等で全学的な調整や協議が効率的に行われている。

大学の意志決定組織は上述のような仕組みで整備されており、学長の主催する大学企画運営会議を中核に学部企画運営会議、学科会議、専攻長会議、専攻会議及び各種専門委員会において企画・調整・議案化された課題が、教授会・研究科委員会において審議されるというプロセスで相互に連携しつつ運営されており、学長のリーダーシップの下すべての組織が十分に機能している。なお、学部企画運営会議及び学科会議は、各学部・学科内の教育研究に関わる意思決定組織として、大学企画運営会議等の議事内容等を適切に伝達・協議しつつ、さらにそれぞれの学部・学科固有の課題について独自の意志決定を行っている。

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

**（教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割が明確化にしているか。）**

教学に関わる主たる教員組織としては、大学企画運営会議、教授会、大学院研究科委員会、教務委員会、学生委員会、留学生委員会、入試委員会、就職委員会がある。

大学企画運営会議は、大学事務局の教務事務部長が学長の下で審議・連絡事項を整理し、大学事務局長、教務事務部長、学生部長、入試・広報部長、キャリアセンター長、広報室長が加わっている。

各教授会や大学院研究科委員会は、学部長の下、大学事務局の教務課長が審議・連絡事項を整理し、大学事務局長、事務局の部長および課長、課長補佐などが参加している。

教務委員会は、教務担当学長補佐の下、大学事務局の教務課長が議題を整理し、教務部長、教務課長、教務課職員が参加している。

学生委員会は、学生担当学長補佐の下、大学事務局の学生部長が議題を整理し、学生部長、学生課長、学生課職員が参加している。

留学生委員会は、学生担当学長補佐の下、留学生課長が議題を整理し、留学生課長、同課職員が参加する。

入試委員会は、入試担当学長補佐の下、入試・広報課長が議題を整理し、入試・広報部長、同課長以下の職員が参加する。

就職委員会は、就職担当学長補佐（キャリアセンター長兼務）の下、就職課長が議題を整理し、キャリアセンター副センター長、就職課長が参加する。

学生募集については、法人主催の募集会議があり、学長の下にある募集統括本部長が運営を行い、理事長、学長、理事、法人事務局長、学部長、大学事務局長、募集統括副本部長などが参加し、募集事務については、入試・広報部が担当する。

### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、平成 27（2015）年度の学則等の改正で組織の役割が大幅に見直され、学長のリーダーシップのもと、大学活動のマネジメントが確立し、企画・運営がスムーズに行われる体制が整備された。しかし、次の 2 点において改善が必要と考えられる。一つは日々押し寄せてくる煩雑な仕事に追われて、本来の大学の方針に立ち戻って企画を練ることが難しくなっている点である。大学企画運営会議その他の会議においても、常に 5 年計画など本学の方針の確認と遂行のための協議を行えるよう、年に一度だけでなく、少なくとも各学期の始まりと終わりには振り返りを行っていく。第二に、企画運営会議の主なメンバーは各学部、学科、課程の長であり、それぞれが各学部、学科、課程との連絡調整を行うことになるため、企画運営会議で話し合われたことが教授会を経る必要がないものの場合、時に学科に正確に伝わっていないケースや、周知が行われていないケースが見受けられる。大学の戦略や企画といった重要事項を、事務局も含め、大学の構成員が正確に把握することは、大学の改善・発展のために欠かせないことである。今後は、学長のもと、分掌された各部局や学部・学科・課程が情報を共有化し、大学の使命、目的を実現するためにすみやかに対応できるよう組織の体制を整えていく。

## 4-2 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

（・大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。

・教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。）

本学は、3学科の文学部、2学科の食物栄養科学部、1学科の国際経営学部の3学部で構成されている。本学の教員組織は、大学設置基準の定めるところにより、教育課程を適切に運営するため、各学部・学科に必要な専任教員を配置している。大学設置基準上の必要な専任教員数は全体で71人であるが、現員は95人となっており、必要専任教員数を24人超えて配置している。なお、2学部以上に開講する教養科目を担当する教員は、各学科に分属して配置され、教養教育を適切に運営している。専門分野の教員については、主要科目には専任教員を配置して教育課程を適切に運営している。

別府大学における専任、兼任の教員数についても、専任教員数（別科を除く）は95人、兼任（非常勤）教員数は112人（別科を除く）となっている。また、専任教員1人あたりの在籍学生数は、学部、学科によって区々となっているが、文学部は約17.3人、食物栄養科学部は約18.8人、国際経営学部は25.8人となっており、3学部を単純平均すると約21.1人である。教育課程の遂行にあたっては、諸資格の取得等の関係から開講科目数も増大しており、兼担、兼任への依存度が高くなっている。

年齢別の教員構成は、66歳以上の教員が全体の4.2%（教授：7.3%）、51歳～65歳までの教員が全体の52.6%、26歳～50歳までの教員が全体の27.4%となっている。また、教員の職位別でみると教授が全体の57.9%となっている。

特に、平成24（2012）年度では66歳以上が10.2%であったが、平成30（2018）年度では4.2%と若返りを進めることができている。

以上のことから、資格関連科目を開講する必要から兼任教員への依存度が高くなっているという課題はあるものの、各学科には必要な数の専任教員が配置され、専門分野が適切に教育できる体制が整えられており、教員の職位構成、年齢構成についても概ねバランスが取れていると考えている。

教員の採用・昇任は、「学校法人別府大学採用・昇格に関する規程」に基づいて行っており、採用は同規程第3条第1号、昇任は同規程第6条第1号に基づいて「資格審査教授会の審査を受けて資格を認定された者」を対象に行っている。また、資格審査教授会における審査手続きは、大学は「別府大学教員資格審査規程」「別府大学教員資格審査基準」、大学院は「別府大学大学院教員資格審査規程」「別府大学大学院教員資格審査基準」にそれぞれ規定している。

教員の採用は、原則として公募により行っている。教員の採用を希望する学部・学科は、担当授業科目・職位・年齢等についての提案を学長に提出し、人事調整会議において協議し、理事長の承認を得て、公募を開始する。

学部長・学科長等は、提出された応募書類をもとに、教員資格審査基準に沿って候補者を絞り込み、学長に報告する。その後、候補者への面接（模擬授業を含む）を行い、1人以上の候補者を決め、理事長・理事（学長・所属学部長を含む）の面接を行い、採用を決定する。他方、学長は、候補者の教員資格を審査し、職位（教授・准教授・講師・



助教等)を決定するため、資格審査教授会(専任教授で構成)に資格審査委員会の設置を提案し、3人の審査委員(主査1人)を選定する。その後、主査は審査結果を資格審査教授会に報告し、審査教授会はそれを審議し、学長が決定する。学長は、審査結果を定例役員会に報告し、正式に採用者を決定した上で、理事長が発令する。採用者が大学院を担当する場合は、上述の手続きに併行して、指導教員・教員に係る審査を研究科資格審査教授会で行い学長が決定する。

昇任人事もほぼ同様の手続きであり、審査基準を満たしているとの認識に基づき、本人が申請する。

採用・昇任に際しては、研究業績のみならず、教育上の能力や職務上の能力に関する書類も提出させており、近年は、事前に提出した本学での教育への抱負に基づいて審査委員等による面接や模擬授業などを必ず課している。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### (FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。)

FD活動については、平成19(2007)年度にFD委員会を設置し、それ以来、教員の資質・能力の向上に向けた種々の取組みを行ってきた。

その活動の一環として、平成20(2008)年度より学内外の講師による3学部合同のFD研修会を開催し効果を上げている。内容は、教育内容・教育方法、就職活動支援、学生募集や入試など多岐にわたっている。開催回数は、平成29(2017)年度までの4年間で年平均約8回であり、テーマや時期に左右されるものの、毎回60~80人(うち15~25人は事務職員もSD研修として参加)が出席している。

平成29(2017)年度以降は、教育の質保証や厳格な成績評価に関する視点を重要視し、特に平成30(2018)年度の研修会では、その主題で議論を深めている。

なお、各学科でも、授業改善のための学科FD研修会を開催しており、平成23(2011)年度からは学科におけるFD研修の状況を年度末にFD委員会に報告することとしている。

大学院については、大学院教員は学部が本属となっていることから、学部と一体になって行っている。

##### (3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

各教員の専門を横断した討議を行うことで、異なる視点から自らの授業を見つめ直す機会をFD・SD活動に盛り込む。小グループ(例:教養英語担当者)で行っている、授業の方向性や方法を確認する連絡会議を、全学的に広げていく努力を行う。

他大学との意見交換や研究会、FD等の開催もさらに積極的に進め、他大学の取り組みを積極的に参考に参考にする姿勢を強めていきたい。

#### 4-3 職員の研修

##### 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向

## 上への取組み

### (職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。)

#### (1) 4-3の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

#### (2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

大学をめぐる環境が厳しさを増す中で、これからの大学事務職員には、IR情報を活用した教育等の改善、質の保証策等専門的知識を持ちつつ、教員と協働して積極的に大学改革を牽引していく力量が求められる。このためには、職員の成長を支援する研修等の育成制度を充実させる必要がある。

大学では、職員の資質向上について、平成23(2011)年にSD委員会を設置し、委員会で前年の研修の確認を行った上で、当該年の研修の実施方針・計画を策定し、必要な研修を実施している。

大学での研修は、(1) 3つのポリシーに基づく大学の取組の自己点検・評価と内部質保証に関するもの(2) 教学マネジメントに関わる専門的職員の育成に関するもの(3) 大学改革に関するもの(4) 学生の厚生補導に関するもの(5) 業務領域の知見の獲得を目的とするもの(総務、財務、人事、企画、教務、研究等)を実施している。

また、大学では、FD委員会が中心となって毎年8回~10回FD研修会を開催しているが、その内容は関係する事務職員も参加して共有すべきものであることから、これをSD研修会としても位置付けて、積極的に参加を促している。

事務職員のみが参加するSD研修会も開催しており、平成29(2017)年度には、「教学マネジメントに」に関する研修会(9/15)、「業務領域の知見の獲得」に関する研修会(6/28)を開催し、それぞれ、12人、81人の事務職員が参加した。

学外研修については、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会等が主催する事務局長相当者研修会、初任職員研修会及び中堅職員研修会並びに教務事務、学生指導、就職指導及び経理事務等に関する研修会に職員を積極的に参加させ、知識や技能を含めた資質の向上を図っている。また、大分大学が主導して行う県内大学合同の若手職員研修会にも毎回6~7人の若手職員を参加させている。さらに、県内の大学コンソーシアムの研修や競争的資金に関する各種セミナー・説明会等にも積極的に参加させている。

その他、教員を対象とし、大学運営に関わる研修(大学運営に関する理事長、学長講話、就職指導に関する専門家講話等)も開催している。

また、法人が行う学内研修は、年度当初の辞令交付式後に行う学校法人別府大学新任教職員研修会、情報共有と意識啓発を目的に毎年5月頃に全事務職員対象に行う「学校法人別府大学事務職員研修会」、大学・短大の新任教職員を対象にした「大学・短大新任教職員研修会」、県私学協会主催の「大分県私立大学・短期大学協会教職員研修会」などがある。

#### (3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

大学をめぐる環境が厳しさを増す中、大学経営も更に厳しくなることは自明である。

これからの大学職員（教員を含む）には、IR情報を活用した教育等の改善策や、質の保証策等専門的知識を持ちつつ、積極的に大学改革を推し進める必要がある。このためには、職員の成長を支援する研修等の育成制度を充実させる必要がある。

今後とも、SD委員会を活性化し、職員の資質向上について、研修の実施方針・計画を策定し、具体的な養成を考慮した研修を計画していく。

#### 4-4 研究支援（新規）

（研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

「基準項目 4-4 を満たしている。」

#### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

（快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。）

別府大学においては、研究活動を推進するために、平成30年度から総務・研究推進課を設けるなど、様々な外部資金の導入策を構築し、以下のような研究環境の整備を図ってきている。

(1) 「学内 GP」の制度により、研究を公募し、科研費などのさまざまな外部資金導入に結び付く可能性のあるものに基礎研究資金を配分し、競争的資金である科研費等の獲得を増やして行くことを目指している。

(2) 別府大学の特徴ある研究分野に国の補助金を得て研究環境を整備し大学の研究ブランド力を高める努力を行っている。

食物栄養科学研究科の研究では、文部科学省の研究支援事業である私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「発酵王国大分が育む地域農水産物を活用した新規加工・発酵醸造食品の高次開発・分析技術基盤の構築」（平成27年度～29年度）を獲得し研究を進めてきた。これによって、多くの研究設備の整備が行われ、大分県の農水産物や香粧原料について、科学的視点からそれら生物資源の有効利用方法を検討し、素材特性を最大限に生かしながら加工・製品化まで食品や香粧品の幅広い新規開発に取り組み、さらには他の研究機関との各種共同研究を通じて、地域や産業の活性化に寄与する研究を進めている。

また、文学部を中心に、私立大学研究ブランディング事業「九州における文化遺産保護研究の拠点形成のための基盤整備」（平成28年度～30年度）を獲得した。本事業では、熊本・大分地震の文化財の再建・保護問題と別府大学が輩出してきた文化財専門者の存在を背景に、九州地方を中心に、自治体等と連携しつつ、文化遺産の保存、保護への技術的研究、技術の再教育事業等を進め、地域の災害等の緊急時、恒常的文化財保存力の向上を図る体制基盤を確立することを目指した。これを実現するため、最先端の測量機器、分析機器等の設備が導入された。

(3) 別府大学文化財研究所や食物栄養科学部では、自治体や企業と連携して受託研究や共同研究を推進し、それによって大学の研究力を高め、地域貢献に寄与するとともに、研究資金を確保し、研究環境の整備を進めてきた。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### (研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。)

・本学では、「学校法人別府大学における研究活動行動規範」において、研究に関わる者の責任を明らかにし、社会の信頼に応えられる行動をするよう求めている。また、文部科学省の研究活動の不正行為防止についてのガイドラインに基づいた体制を整備し、毎年の実施状況を報告している。以下のような研究に関わる規則を定め、必要に応じて改訂版を加え、厳正に運用している。

- (1) 研究活動行動規範
- (2) 研究活動不正行為防止等に関する規程
- (3) 競争的資金等の取扱いに関する規程
- (4) 科学研究費助成事業事務取扱規程
- (5) 研究倫理審査規程
- (6) 遺伝子組換え実験安全管理規則
- (7) 動物実験に関する規則
- (8) 別府大学動物実験緊急時対応マニュアル
- (9) 別府大学・別府大学短期大学部研究倫理審査規程

・組織としては次の委員会を置いている。

研究倫理審査委員会：本委員会は、3ヶ月ごとに年4回、約1週間の申請期間に受理した研究計画書及び関連書類について、人を対象とする研究に関する研究計画が倫理的・科学的に適正かどうかを研究計画書や対象者への説明文書などの資料をもとに審査を行っている。審査は、申請者による研究計画についての説明を受けた後、委員からの質疑応答を行い、申請者が退席した後、委員で審議している。審議結果については、申請者に提示し、修正等があれば計画書の修正後の再提出なども行っている。なお、委員は、学内の教員6名、事務職員1名に加え学外者1名の計8名で構成している。

動物実験委員会：本委員会は、随時申請を受け付けており、受理した動物実験の研究計画書がガイドライン及びこの規定に適合しているかを申請者からの概要の説明を受けた後、委員で審議している。審議結果については、申請者に提示し、修正等があれば計画書の修正後の再提出なども行っている。その他、実施状況及び結果、動物実験研究施設等及び実験動物の飼養保管状況、教育訓練状況などを審議又は調査し、学長に報告、助言又は具申している。なお、委員は、学内の教員4名、事務職員1名の計5名で構成している。

遺伝子組換え実験安全委員会：遺伝子組み換え実験の実施に関わる安全確保に関する事項の審議を行っている。

それぞれの委員会の審査については記録を残している。また、動物実験については自

己点検・評価報告を作成している。

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

各教員への研究旅費の配分は、研究旅費を中心に学部属する教員には1人あたり15万円を支給し、大学院にも所属する教員は20,000円が加算される。

「学内GP」という申請による学内研究資金があり、研究テーマを6月に申請してその内容・申請金額の妥当性を吟味し選定し、科研費獲得や、海外での研究表、出版などの支援を実施している。

大学の研究機関に自治体などの外部から委託された調査研究費はその研究にふさわしい個人または複数の研究者に配分され研究が実施される。

#### (3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

本学の特色ある分野である食物栄養科学部の発酵食品分野や文学部の文化財分野では研究環境が整備され、着実に研究力が向上してきた。しかし、他の分野では、研究環境整備が遅れているところも多い。そこで、文学部や国際経営学部では、機器備品の整備よりは、研究を活性化し、競争的資金獲得につながるように、「学内GP」の資金を増やし充実することも重要である。設備についても、法人の努力とともに外部資金の援助を導入しながら更なる充実を図る。

#### 【基準4の自己評価】

本学の組織は、学長を中心に、大学企画運営会議のもとに大学の基本的な方針が決定され、教授会その他の会議にて調整・周知が行われる。教員についても適切な配置が行われており、問題はないと思われる。教職員のFD・SDについても、適切に行われており、出席率も高く、教職員の資質向上に役立っていると考えられる。

研究支援に関しても、「学内GP」を通じて、科研費の取得支援、海外学会発表の旅費支援などが行われており、応募者も多くなっている。ただ、本学の研究支援の体制に関しては、研究活動への具体的な資源の配分状況を示す資料や、教員や学生への満足度調査アンケートを行うなど、よりきめ細かな支援を行うための精査が必要である。

## 基準 5 経営・管理と財務

### 5-1 経営の規律と誠実性

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

（組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。）

#### 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

（使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。）

学校法人別府大学(以下、「本法人」という。)は、建学の精神に基づき、その使命を達成するために、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関、監事を監査機関として位置づけ、学校法人別府大学寄附行為(以下、「寄附行為」という。)、学校法人別府大学知的財産ポリシー、学校法人別府大学産学官連携ポリシー、学校法人別府大学利益相反ポリシー及び学校法人別府大学管理運営規則並びにそれに基づく関連規程により事業を執行している。

また、組織倫理に関しては、学校法人別府大学職員就業規則において服務規律を明確にし、学校法人別府大学個人情報保護に関する規則、学校法人別府大学公益通報規程等を定め、適切な運営に努めている。

なお、本法人の教育機関としての社会的使命と目的は、寄附行為第 3 条に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基に、人間教育を中心とした教育を行い、地域社会並びに国際社会の発展に貢献できる有為な人材を育成することを目的とする。」と明確に記されている。

これを継続的に努力・実現するために、平成 29(2017)年 3 月の理事会・評議員会において、総合 5 ヶ年計画「学校法人別府大学第 2 期中期計画(平成 29(2017)年 4 月から平成 33(2021)年 3 月)」(以下、「中期計画」という)を策定した。

この計画では、4 つの重点目標として、教育力の強化、地域連携の推進、組織ガバナンスの強化、経営基盤の強化を掲げ、さらに中期的な達成を実質的なものとするために 2 つの基本方針として、人事の基本方針、財務の基本方針を定めている。これにより、教育研究の継続的な努力、人事・財務の安定と規律の維持を図っている。

また、中期計画については、冊子にまとめて全教職員に配布し、全員がこの計画を共有し、その達成に向けて一致協力して取り組めるようにした。さらに、保護者や一般市民の理解を深めてもらえるよう、大学の HP に中期計画を掲載・公表し、公共性を有する教育研究機関として、規律ある姿勢と誠実性を内外に表明している。

#### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

（・環境や人権について配慮しているか。）

・学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

本学では、地球環境保全に配慮した省エネルギーや省資源対策に積極的に取り組み、デマンド監視装置の設置、空調機の集中管理による温度設定、クールビズ・ウォームビズの励行、照明のLED化、人感センサーによる照明の制御、省エネタイプの空調機への更新、備品の再利用の促進、近距離通勤者の自家用車通勤の自粛、ゴミの分別収集、グリストラップの清掃の励行などを実施している。

毎月開催される事務会議では、四半期ごとに、光熱水費の実績を全体及び部門別に示すとともに、冷暖房運転開始前月には、設定温度等の周知を行い、節電意識の向上に努めている。

喫煙については、受動喫煙防止法に基づき、学内分煙措置を講じている。

人権の尊重については、FD・SD研修会を開催し、啓発に努めているほか、女性職員の活躍推進にも力を入れ、学校法人別府大学女性活躍推進行動計画を示し、働きやすい環境づくりを進めている。

また、ハラスメントについては、教職員等が個人としての尊厳を尊重され、男女共に快適な職場・修学できる学園環境を確保することを目的として、平成14(2002)年に「セクシャルハラスメント防止・対策等関連機関の組織及び運営に関する規程」を制定するとともに、防止対策等にも適切な対応を行っている。

施設の安全対策としては、平成22(2010)年度より緊急性の高い耐震工事を進め、平成30(2018)年3月31日現在の耐震化率は96.4%となった。なお、平成26(2014)年11月に、本学の第2体育館が別府市から災害時の避難所の指定を受けたが、その後、平成28(2016)年4月に発生した熊本・大分地震では、第2体育館や耐震改築後の校舎が、学生や地域住民の避難場所となり、その役割を十分に果たした。

安全確保については、本学では、火災、地震及び風水害等その他の災害の予防と人命の安全、並びに被害の軽減を図ることを目的に、「学校法人別府大学防災・防火対策規程」を定め、自衛消防隊を組織し、大規模地震を想定した避難訓練を毎年実施し、学生及び教職員の安全確保を図っている。

また、平成23(2011)年3月の東日本大震災を教訓として、地震及び火災等の危機管理体制の見直しを図るため、若手職員を中心としたプロジェクトチームを設置し、災害対策マニュアルや防災ハンドブック(ポケット版)を作成して学生や教職員に配布し、活用に供している。

安全対策としては、その他にも守衛や寮監の配置、監視カメラの設置、警備会社に警備を委託する等行っているほか、別府警察署と連携して、大学近辺での不審者によるつきまとい等の被害の防止及び防犯意識の向上を目的とした防犯パトロール隊を学生有志の協力のもとに編成し、実施している。

衛生面の配慮については、学校保健法及び労働安全衛生法に基づき、衛生委員会を設置し、新型インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症の感染予防等の活動を適正に実施するとともに、教職員及び学生等のメンタルヘルスを含む包括的な健康支援を推進している。また、平成28(2016)年度からは改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度を導入し、教職員の健康保持に努めるとともに働きやすい職場づくりを進めている。

### (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本法人は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令を遵守し、中期計画に沿って、着実に改革・改善等を推進し、経営基盤の安定化に努めている。

平成 29(2017)年からスタートさせた第 2 期中期計画を着実に進めたい。各年度の事業計画・事業報告によって達成度を評価し、PDCA サイクルを稼働させ、法人と大学との緊密な連携により、4 つの重点目標(教育力の強化、地域連携の推進、組織ガバナンスの強化、経営基盤の強化)を達成させる。

また、環境や安全への配慮では、特に施設の安全対策として緊急性の高い耐震工事については、早期に耐震化率 100%を目指したい。人権への配慮も積極的に推進し、特にハラスメントにおいては、セクシュアル・ハラスメントに限定せず、キャンパスで発生し得る幅広いハラスメントを対象とするよう取り組みたい。

## 5-2 理事会の機能

(理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。)

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(・使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。)

・理事の選任及び事業計画の確実な執行など、理事会の運営は適切に行われているか。)

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1) 理事会

理事会は、寄附行為第16条にその任務や運営等が規定され、管理運営規則第22条に法人の最高意思決定機関として明確に位置付けられている。定例の理事会は、寄附行為第16条及び別府大学理事会会議規則に基づいて、毎年3月、5月、12月に開催している。臨時の理事会も同規定に基づいて、必要がある場合にその都度理事長が招集し開催している。3月の理事会においては、寄附行為第34条により翌年度の事業計画案及び予算案等に係る重要事項が審議される。5月の理事会においては、前年度の事業報告書案及び決算案に関する審議が行われるほか、監事から前年度の監査報告が行われる。12月の理事会においては、主に補正予算案の審議が行われる。理事会の開催に際しては、冒頭で会議開催要件を満たしていることを確認するとともに、議事録を作成する旨の確認を行うなど適切な運営に努めている。

3月の理事会の開催前には、理事長から評議員会に対し、寄附行為第21条に基づいて、翌年度の事業計画案及び予算案等についてあらかじめ意見を求めている。また、5月の理事会開催後には、評議員会に対し前年度の事業報告書及び決算の報告を行っている。12月の理事会の開催前には、理事長から評議員会に対し、当該年度の補正予算案に係る意見を求め、その上で理事会において審議のうえ決定されている。以上のように私立学



校法及び寄附行為に基づいて適切な運営を行っている。

理事の選任は寄附行為第6条に規定されている。また、定数については寄附行為第5条に9人以上13人以内と規定され、現在13人が選任されている。寄附行為第6条第1項第3号に定める理事については、多様な意見を採り入れるため、2人の理事を外部から選任し、学内者に偏ることのない構成としている。

なお、大学の懸案事項等が質量ともに増大するなか、外部理事及び外部監事の知識や経験を生かし、さらに強い責任感をもって法人運営に参加してもらうことを目的に、年3回の理事会出席時に対する謝礼を止め、毎月の役員報酬を支給することとした。

出席については、寄附行為第16条第10号に「書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」と規定している。なお、平成29(2017)年度における理事数は13人で、3回開催された理事会のそれぞれの出席状況は、5月13人、12月13人、3月13人で、その実出席率は100%であり、理事の理事会への出席状況は適切である。

理事会の開催については、寄附行為第16条に「理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定し、また、議決権の行使については「出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と規定するなど、意思決定のプロセスについても適切に規定され、運営されている。

なお、本法人では、理事長について、「法人を代表し、その業務を総理する」と寄附行為第11条で定めるとともに、管理運営規則第24条において「法人を代表し、理事会の決定事項の執行にあたる」と定めている。理事長は、この規定に基づき、理事会で決定された法人業務に関する重要事項を適切に執行している。また、寄附行為第17条に「法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項の他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる」とし、この業務の決定に際しても定例役員会（正式名称は学園理事・評議員委員会。以下「定例役員会」という）に付議し、広く意見を求めた上で最終的に理事長が決定するなど意思決定の透明性と堅実性を確保している。

## 2) 定例役員会

本法人では、意思決定の戦略性・機動性・透明性を確保するなどの観点から、管理運営規則第23条に基づいて定例役員会を設置し、週に1度開催して緊急性のある事項や法人業務全般にわたる日常的な重要案件など理事会から付託された事項等を審議している。この定例役員会は、理事長、理事、学長、学部長、学長補佐（短大）、募集統轄本部長、中・高等学校長、小学校長、看護専門学校長、法人事務局長、大学事務局長及び短期大学部事務局長により構成されている。この定例役員会を通して理事長が日常的に法人全体へのリーダーシップを発揮することを可能にしている。また、理事会の審議案件等の企画立案や多方面にわたる意見交換など、戦略的、機能的な対応も可能にしている。さらに、幅広い部署の長で構成された所属長会議では、現場からの課題の汲み上げと即効性のある意思決定を可能としている。さらに定例役員会の決定事項が各部署の長から教授会や事務会議等を通じて各教職員へと速やかに伝達されており、法人と大学が一体となった機能的な管理運営を可能にしている。

このように、法人における意思決定は機動的に行われ、決定事項は各教職員へ速やかに伝達され、実行に移されている。さらに、監事や公認会計士の監査により改善・是正等が図られるなど PDCA サイクルによるマネジメントプロセスを通して適切な運営が図られている。

### 3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 17(2005)年 4 月の私立学校法の改正に伴い、法人のガバナンス機能の強化・充実に努めている。私立大学を取り巻く環境が急速に変化する中で、社会情勢に迅速かつ的確に対応し、安定した経営を行うためには、意思決定機関としての理事会機能を一層強化し、戦略性、機動性のある管理運営体制を確保する必要がある。18 歳人口の再減少期を迎え、現在 13 人の理事について、今後、学校法人の組織や規模等の見直しに応じ、さらに戦略性、機動性を活かせる構成とする必要がある。

### 5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

- （・監事の、理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。
- ・監事は、理事会及び評議員会などへ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べているか。
- ・評議員の評議員会への出席状況は適切か。）

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

##### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

- （・意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。
- ・理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。
- ・教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。）

#### 1) 法人と大学との意思疎通と連携

法人の最高意思決定機関である理事会（寄附行為第 16 条）には、大学から学長、文学部長、食物栄養科学部長、国際経営学部長、募集統括本部長及び大学事務局長が理事として出席している。学長は、大学の代表として、教員人事や教授会の重要決定事項等を説明し、教授会での重要な審議事項などについて報告を行い、大学と理事会との情報の共有と意思決定の円滑化を図っている。

法人で週 1 回開催される定例役員会には、大学から学長、学部長、募集統括本部長及び大学事務局長が出席し、法人幹部職員や短大・附属学校幹部職員とともに業務全般にわたる日常的な重要案件などを審議している。この定例役員会では、大学と法人の情報

交換と協議がなされ、課題の汲み上げと活発な協議により、速やかな意思決定が行われている。さらに定例役員会の決定事項は、出席者を通じて各部署へと伝達されており、法人と大学の円滑なコミュニケーションに基づいた運営が図られている。

また、毎月1回開催される所属長会議や、役員から一般職員までの幅広い構成員で構成されている事務会議においても、職員の提案等が反映され、運営の改善に活かされている。

また、大学にあっては、評価基準3-3で述べた大学企画運営会議、学部企画運営会議、学科会議、専攻長会議、専攻会議及び各種専門委員会等が、教員の意見を汲み上げる機能を果たしている。さらに、事務職員からの提案等については、事務局長や事務部長が大学企画運営会議や主要専門委員会に出席し、各事務部署からの提案等を反映させる仕組みとなっている。

なお、法人・大学の重要会議における幹部教職員の出席は表5-3-1のとおりである。

表5-3-1

会 議	理事 長	理 事	学 長	研 究 科 長	学 部 長	学 長 補 佐	図 書 館 長	学 科 長	事務局長	
									法人	大学
理事会	○	○	○		○				○	○
評議員会	○	○	○		○				○	○
定例役員会	○	○	○		○				○	○
教授会	△	△	○	○	○	○	○	○	△	(○)
大学評議会			○	○	○	○	○			○
大学企画運営会議			○	○	○	○	○	○		○
大学院委員会			○	○						(○)
人事調整会議			○	○	○	○				○
資格審査教授会			○	○	○				(○)	

(注1) ○は構成員、(○)構成員ではないが出席、△構成員ではないが年1回程度出席。

## 2) 大学内の各部門間におけるコミュニケーション

大学の意思決定組織は、4-1-②で述べたとおり、大学企画運営会議、学部企画運営会議、学科会議、専攻長会議、専攻会議及び各種専門委員会において企画・調整・議案化された課題が、教授会、研究科委員会及び大学評議会における審議・決定というプロセスで相互に連携しつつ運営されており、組織間でのコミュニケーションは円滑に行われている。

理事会や定例役員会等で決定・伝達された情報は、これらの組織を通じて滞りなく教職員に周知されており、法人・大学全体を通じた機動的で円滑な組織運営ができています。また、教職員個別に連絡すべき事項については、Web上にグループウェアが整備され、各教職員にメールアドレスが与えられて利用されているほか、教員には個人用メールボックスが設置され、日々盛んに利用されており、円滑なコミュニケーションに役立っている。大学事務局では、週1回の朝礼を行い、教授会や定例役員会の重要事項が伝達されるほか、各事務部署間の報告や連絡調整が行われている。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

- ・法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。
- ・監事の選任は適切に行われているか。
- ・評議員の選任及び評議員会の運営は適切に行われているか。

#### 1) 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンス

5-3-①で述べたとおり、本学の最高意思決定機関である理事会は、法人幹部職員 3 人、大学幹部職員 6 人、短大学長 1 人、附属高校長 1 人、外部有識者 2 人（以上理事）の計 13 人で構成され、併せて監事 2 人が出席している。法人及び教学からの提案事項については、率直な意見交換や協議が活発に行われており、法人と教学との相互チェックが有効に機能している。また、法人業務全般にわたる日常的な重要案件を審議する定例役員会は、法人幹部職員 3 人、大学幹部職員 6 人、短大幹部職員 3 人、附属高校幹部職員 1 人、附属小学校幹部職員 1 人、附属看護専門学校幹部職員 1 人の計 15 人で構成されている。ここにおいても、理事会同様に率直な意見交換や協議が活発に行われており、法人と教学との相互チェックが働いている。

#### 2) 監事及び公認会計士によるチェックとガバナンス

監事については、寄附行為第 7 条に基づいて、教職員・評議員以外の者から評議員会の同意を得て理事長が選任している。監事には 2 人の非常勤監事（1 人は税理士）がおり、年間 3 回開催される理事会及び評議員会に出席している。監事は、その主な職務として、寄附行為第 15 条に基づいて、決算原案についての監事監査会を開催し、会計帳簿書類を閲覧・照合するとともに、理事及び財務責任者から決算概要の聴取を行い、業務執行や財産の状況を監査している。監査の結果については、監事が理事会及び評議員会に出席し、監査報告が行われている。さらに、公認会計士による監査時に監事、企画・監査室が立会い、相互に意見交換を行うなど監査機能の充実・強化を図っている。

また、本法人においては、監事による業務監査及び会計監査のほかに、前述のとおり公認会計士による会計監査を受けている。この会計監査は、年間延べ 37 日行われ、取引内容、会計帳簿書類、備品等実査、決算書類等による監査が定期的に行われている。また、公認会計士は、独立性を確保しつつ、経営責任者に対して運営方針や将来構想等を聴取するなどの監査も行っている。さらに、監事と相互に意見交換を行うことにより、公認会計士から監事の監査意見への反映等も適切に行っている。

#### 3) 評議員会によるチェックとガバナンス

評議員会については、寄附行為第 19 条及び学校法人評議員会会議規則に基づいて、定例評議員会を毎年 3 月、5 月、12 月に招集している。臨時評議員会は、必要がある場合に、その都度理事長が招集している。

3 月の評議員会では、私立学校法第 42 条及び寄附行為第 21 条に基づき、理事会開催前に翌年度の事業計画案及び予算案等に係る意見を求めている。5 月の評議員会では、

理事会開催後に前年度の事業報告書及び決算の報告が行われるほか、監事から前年度の監査報告が行われている。12月の評議員会では、理事会開催前に当該年度の補正予算に係る意見を求めている。このように評議員会は、私立学校法及び寄附行為に基づいて適切なチェック機能を果たしている。

評議員は、寄附行為第23条に基づき、評議員会が選任した職員5人と卒業生4人、各学校の学長・校長等12人、理事会が選任した学識経験者7人、合わせて定員28人で構成している。(平成29(2017)年度は、明豊高校長が明豊中学校長を兼務しているため現員27人である。)評議員の現員27人は、理事定数13人の2倍を上回っているほか、多様な意見を採り入れるため6人の評議員を外部から選任し、学内者に偏ることのない構成としており、評議員会のチェック機能が有効に働くようにしている。

平成29(2017)年度における評議員会の出席状況は、5月26人、12月26人、3月26人で、その実出席率は約96.3%であり、出席状況は良好である。

#### 4) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

本法人においては、理事会・定例役員会や各種会議・委員会等を通じて、法人と大学の円滑なコミュニケーションの下に緊密な連携、迅速な意思決定を図っており、その過程では相互のチェック機能も有効に機能している。

一方、大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、迅速な意思決定を行うために必要に応じて学内規程を見直し、更なる事務の効率化・合理化を進めていく。また、大学においては、教職員の経営への参加意識を高めるため、課題に応じたワークショップの開催、研修などを行う。さらに、学校法人全体のコンセンサスの形成を円滑に行うため、法人部門と大学部門との意思疎通を十分に図り、透明性の高い運営を行うこととし、毎年度、学校法人の経営状況について理事長から教職員に説明している。

### 5-4 財務基盤と収支

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### (1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

##### (2) 5-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

##### (中長期的な計画に基づく財務運営を行っているか。)

本法人は、平成14(2002)年度に3年間の第1期中期財務計画を整備し、その後3ヶ年毎に中期財務計画を整備し、平成23(2011)年度には、日本私立学校振興・共済事業団が行った量的な経営判断指標等に基づいて経営の実態を把握・分析し、その改善策等を盛り込んだ第4期中期財務計画を整備した。また、平成24(2012)年3月には、これまで以上に計画的・効率的な経営を進め、安定した経営基盤を確立するために、第4期中期財務計画を包含した第1期の「学校法人別府大学中期計画」を策定するとともに、年度ごとの事業計画・事業報告を作成し、その進捗と成果を管理し評価し、計画的で安定的

な経営に生かしてきた。

これらの過去の実績のもと、本法人は、さらに安定的な経営と教育研究の向上を図るため、平成 29(2017)年 3 月の理事会・評議員会において、総合 5 ヶ年計画「学校法人別府大学第 2 期中期計画」を策定した。この計画には、教育研究の推進等と並んで、財務内容の改善に関する計画が盛り込まれており、教育研究機関としての財務面での安定性を含んだ総合的な計画となっている。

また、この中期計画に沿って各年度の事業計画を策定し、年度末にその実績を事業報告書として取りまとめ、その達成度を評価し、見直し等が必要な事項には改善を施すなど PDCA サイクルに基づいたマネジメントプロセスにより、強固な経営基盤の確立に向けた取組みを着実に進めている。

また、この中期計画の達成を実効性あるものとするため、中長期的な行動指針として人事基本方針と財務基本方針を策定している。

人事基本方針では、財政状況等を踏まえた適切な人事管理、柔軟性・機動性のある教職員組織の構築による人件費の削減、経営基盤の安定化を進めることとしている。財務基本方針では、学生納付金・寄附金等の自己収入の安定的な確保、収支バランスの改善、人事基本方針に基づく人件費の抑制等を図ることとしている。

本法人は、これら中期計画や事業計画・事業報告、人事・財務の基本方針により、中長期的な視点に立った経営改善を着実にを行い、経営基盤の安定化を図っている。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(・安定した財務基盤を確立しているか。

・使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。

・使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力が行われているか。)

高等教育機関として教育研究活動を継続的に発展させるためには、経営が安定し、財務状況が健全でなければならない。これを実現するポイントは、第 1 に事業活動収入で事業活動支出が賄われている状態、つまり基本金組入前当年度収支差額の黒字を維持することであり、第 2 に将来の設備投資に備えた内部留保と安定した支払資金を確保することである。

学校法人別府大学は、昭和 46(1971)年度に学校法人会計基準による計算書類を作成して以来、平成 29(2017)年度まで 48 年連続して基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）の黒字を続け、安定した収益力を維持している。平成 29(2017)年度事業活動収支決算は、事業活動収入合計 48 億 69 百万円、事業活動支出合計額 43 億 55 百万円、基本金組入前収支差額 5 億 14 百万円となっている。さらに、平成 16(2004)年度以来 14 年連続して借入金のない経営を続けており、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく経営状態は、全 14 区分のうち最上位の「A1 正常状態」に相当する。

支払資金は、平成 29(2017)年度末で 46 億 6 千万円あるが、これは平成 29(2017)年度の経常的な資金支出（退職金、奨学費及び引当特定預金を充当した施設関係支出・設備関係支出を除く）43 億円を上回り、さらに、短期の支払余力を表す流動比率も 370.9%であり、一般的な指標である 200%を上回っている。

内部留保は、第3号基本金引当特定資産を8億円、将来の設備投資に備えた減価償却引当特定預金等と第2号基本金引当特定資産を計68億円、退職給与引当特定預金を10億8千万円積み立てている。

これらの支払資金や内部留保が、別府大学の継続的な教育研究環境の整備や安定した人件費、教育研究経費等の支払いを担保している。そして、これらの資金については、「学校法人別府大学資産運用規程」に従い、安全を重視した運用を行っている。

事業活動収支計算書における財務比率の状況は、次の表5-4-1「事業活動収支計算書関係比率」のとおりである。法人全体の平成29(2017)年度の状況は、事業活動収支差額比率は10.6%と日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」で公表されている「事業活動収支計算書」の系列別の全国平均を上回り、ここ数年改善傾向にある。人件費比率は、法人全体で59.3%、大学部門で54.7%と60%以内に収まっている。教育研究経費比率は27%前後、管理経費比率は9%前後で推移している。人件費比率、教育研究経費比率等は、全国平均値と比較してみると、まだ改善が望まれる状況である。

表5-4-1 事業活動収支計算書関係比率 (%)

財務比率	27年度	28年度	29年度	全国平均
学生生徒等納付金比率 ~	61.6	62.0	59.7	83.5
寄附金比率 △	0.5	0.6	0.8	1.1
補助金比率 △	24.1	24.7	25.9	0.8
人件費比率 ▼	61.6	58.5	59.3	52.8
人件費依存率 ▼	100.0	94.3	99.4	63.3
教育研究経費比率 △	27.4	27.0	26.0	33.3
管理経費比率 ▼	9.2	9.5	9.4	8.8
基本金組入後収支比率 ▼	99.1	100.8	103.8	104.7
事業活動収支差額比率 △	7.8	8.1	10.6	4.6

(注) 全国平均の比率は、日本私立学校振興・共済事業団が集計した平成28(2016)年度の私立大学(系統別-複数学部-文他複数学部152法人)の全国平均値である。また、財務比率欄の印は、△は高い方が良い、▼は低い方が良い、～はどちらともいえないことをそれぞれ示している。

貸借対照表関係比率の財務状況は、次の表5-4-2のとおりであり、日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」で公表されている「貸借対照表」の系列別の全国平均値と比較してみても安定した財務基盤が確立されている。

表5-4-2 貸借対照表関係比率 (%)

財務比率	27年度	28年度	29年度	全国平均
固定比率 ▼	90.9	90.2	90.6	98.9
固定長期適合比率 ▼	87.2	86.3	86.7	91.5
固定資産構成比率 ▼	82.9	82.7	82.6	86.7
流動比率 △	350.4	411.3	371.0	252.2
流動資産構成比率 △	17.1	17.3	17.4	13.3
総負債比率 ▼	8.8	8.3	8.8	12.4
負債比率 ▼	9.6	9.0	9.6	14.2
固定負債構成比率 ▼	3.9	4.1	4.1	7.1
流動負債構成比率 ▼	4.9	4.2	4.7	5.3
繰越収支差額構成比率 △	0.7	0.8	0.6	△14.2

## 別府大学

(注) 全国平均の比率は、日本私立学校振興・共済事業団が集計した平成 28(2016)年度の  
 大学法人（医歯系法人を除く）の全国平均値である。また、財務比率欄の印は、△は高  
 い方が良い、▼は低い方が良いことをそれぞれ示している。

外部資金の確保は、財政基盤の安定化を図るための重要な収入源となることから、法人及び大学をあげて継続的な努力を行っている。寄付金収入については、寄付金比率（寄付金／帰属収入）の直近 5 か年平均は 0.65%であり、全国平均値（平成 28(2016)年度医歯系法人を除く）3.0%と比較しても低い状況となっている。このため、「教育研究振興資金」の募集活動を積極的に展開しており、学校法人として特定公益増進法人の指定を受けるとともに、租税特別措置法を踏まえ、寄附者個人が所得控除ではなく、より有利な税額控除の適用を受けることができるよう、寄付金の件数を増やす方向で寄付金募集活動を展開している。

補助金収入については、平成 27（2015）年度に文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に採択され 3 年度間で計 4,472 万円の補助を受けている。さらに平成 28(2016)年度に文部科学省の「私立大学等研究ブランディング推進事業」に採択され、まだ事業途中ではあるが 2 年度間で 9,500 万円の補助金を受けている。私立大学等改革総合支援事業については、タイプ 1（教育の質的転換）に平成 26(2014)年度、平成 28(2016)年度、平成 29(2017)年度に採択され、タイプ 2（地域発展）に平成 28(2016)年度及び平成 29(2017)年度に採択されており、私立大学等経常費補助金としては、学生数が減少する中で、平成 28(2016)年度及び平成 29(2017)年度は、表 5-4-3 のとおり 3 億円を超える補助金を得ている。

また、科学研究費補助金については、学内の説明会や研修会等を実施し、その獲得に向けた取り組みを充実させるとともに、文部科学省の公的研究費の管理・監査ガイドラインに基づき、学内規程や管理・監査体制を整備するなど、研究活動の不正防止や公的研究費の不正使用防止に努めている。このような努力の結果、表 5-4-4 のとおり、採択件数及び配分額とも概ね現状を維持している。

表 5-4-3 「私立大学等経常費補助金の推移」

学校	年度	一般補助 千円	特別補助 千円	合計 千円	学生数 人	順位 位	学校数 校
大学	H25 年度	202,190	52,314	254,404	1,946	259	563
	H26 年度	231,357	62,745	294,102	1,810	232	568
	H27 年度	206,121	49,573	255,694	1,770	269	566
	H28 年度	214,141	112,861	327,002	1,748	210	570
	H29 年度	259,150	64,421	323,571	1,696	209	573

表 5-4-4 「科学研究費の件数と交付金額の推移」 (単位：千円)

年 度	採択件数	直接経費	間接経費	配分額合計
平成 25 年度	12	9,800	2,940	12,740
平成 26 年度	12	12,100	3,630	15,730
平成 27 年度	11	9,400	2,820	12,220
平成 28 年度	10	6,200	1,860	8,060
平成 29 年度	11	9,400	2,520	11,920



### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も安定した経営と健全な財務状況を継続するためには、収入では、運営の主財源である学生納付金と経常費補助金を安定的に確保することが重要である。大分県内からの進学者を安定的に確保するため、学生募集戦略会議を中心に大分県内の高等学校や附属学校である明豊高等学校との連携を強化していく。経常費補助金については、交付内容等の分析・報告に基づき、教職員が一体となり、増額に向けて積極的に取り組んでいく。

支出では、中期計画及び事業計画をもとに、収支バランスに配慮し、限られた財源を有効に活用するために、戦略的で効率的な予算配分を行うことが重要である。各事業に優先順位を付けて重要事業に重点的に配分し、組織に刺激と活力を与えていく。

中期計画の最終年度である平成 33(2021)年度において、財務比率の目標を、①事業活動収支差額比率 5%以上、②人件費比率 60%以下、③人件費依存率 93%以下とする。

## 5-5 会計

**（予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。）**

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

#### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

**（学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。）**

本学では、予算編成スケジュールに基づき、理事長のもとに組織された予算編成企画会議において、予算の原案を立案する。立案された原案は、定例役員会の承認を経て予算案として具体化し、評議員会の審議を経て理事会で決定している。この予算編成は、毎年度 2 回実施することとし、当初予算の編成を 1 月から 3 月にかけて行い、補正予算の編成を 9 月から 12 月にかけて行っている。また、予算編成は、中期計画及び翌年度の事業計画を踏まえ、法人部門の担当部署からは人件費及び施設整備費の予算計画書が提出され、また、大学等の各部門からは学事計画書（年間の教育研究計画）及び教育研究機器の購入計画等が提出される。この提出された各計画書を法人事務局財務部で取りまとめの上、予算編成方針に基づき、中期計画における収支見通しなどを踏まえつつ、各事業に優先順位を付け個別事業の予算化を図っている。さらに期間中の予算執行においては、一層の効率化と経費削減により大幅な収支の改善に努めている。また、施設・設備の整備計画については、学校法人全体の財政に大きな影響を与えるため、資金計画と事業の優先度を十分勘案し整備を進めている。

予算成立後は、財務部から各部門の責任者に対して直接、詳細な予算内容の説明を速や

かに行い、同時に決定額についても通知している。予算の執行にあたっては、経理規程施行細則（予算の執行手続）及び契約事務取扱細則等の関係規程に基づき適正に執行するとともに、月次試算表を経理責任者である法人事務局長及び統括責任者である理事を経て理事長に報告している。会計年度終了後は、2 か月以内に決算案を作成し、監事による監査を受け、その意見を付し、定例役員会で事業報告書案とともに決算案を審議した上で、理事会で審議・決定した後、評議員会に報告している。

## 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

### （会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。）

本法人は、公認会計士による会計監査並びに監事による業務監査及び会計監査を受けている。公認会計士による会計監査は、年間を通して延べ37日行われており、理事会の議事録、取引内容、会計帳簿書類、備品等の実査及び決算書類等による監査が定期的に行われている。また、公認会計士は、独立性を確保しつつ、その立場から経営責任者に対して運営方針や将来構想等を聴取した監査も行っている。

一方、監事には2人の非常勤監事（うち1人は税理士）がおり、決算原案に基づき監事監査会を開催し、会計帳簿書類を閲覧・照合するとともに、理事及び財務責任者から決算概要を聴取し、業務執行や財産の状況を監査している。また、この結果については、年間3回開催される理事会及び評議員会に出席して監査報告を行っている。さらに、公認会計士による監査時に監事が立会い、相互に意見交換を行うなど監査機能の充実・強化を図っている。

このように、予算成立後の執行過程においても、月次試算表等を通じて理事長による検証がなされるなど様々な角度から検証を行い、改善・是正等の措置を踏まえて予算を執行している。

なお、内部監査については、平成26(2014)年4月に理事長直属の企画・監査室を設置し、理事長の命を受けて、本学各部署の業務及び経理について、適法性及び合理性の観点から公正・不偏かつ客観的な立場で評価を行い、業務や経理処理に問題がある場合は指摘し、改善を求めている。また、内部・監査室以外に、内部牽制機能の強化方策として、「別府大学・短期大学部における競争的資金等の取扱いに関する規程」等を整備し、物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行う検収センターを置くなど競争的資金等の適正な管理を強化した。このほか、「会計事務の適正な執行について(理事長通知)」により、法人の会計事務に携わる教職員に内部牽制体制の確保や意識の向上等について周知徹底するとともに、会計事務の在り方や会計に携わる教職員の姿勢に対してもその適正性を求めている。

財務の情報公開については、予算成立後、速やかに予算書と事業計画を財務部内において閲覧に供するとともに、HPにおいて広く公開している。また、決算については、理事会・評議員会で承認された後、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録総括表、監事監査報告書、事業報告書をHPに掲載し公表している。また、学園広報誌「Be-News」及び学内掲示板に収支計算書、貸借対照表、監事監査報告書、事業報告の概要を掲載・掲示している。また、私立学校法に基づき、これらの計算書類、監事監査報告書、事業報告書を財務部において閲覧に供している。

### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理の適正な実施及び会計監査の体制整備と厳正な実施については、引き続き、公認会計士による会計監査並びに監事による業務監査及び会計監査や監事による検証はもとより、月次試算表等を通じて理事長による検証を適切に行うとともに、「会計事務の適正な執行について（理事長通知）」により、法人の会計事務に携わる教職員に内部牽制体制の確保や意識の向上等について SD 研修会等を通じて周知徹底する。

また、情報公開については、学校法人のアカウンタビリティ（説明責任）を強化するため、事業報告書に学部別、学年別在籍学生数を明記する。今後、さらに社会のニーズに応えられるよう、多くの図やグラフを活用したより分かりやすい説明内容となるよう創意工夫し、改善を図る。

### 【基準 5 の自己評価】

学校法人別府大学は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令の遵守を明確に定め、中期計画及びその基本方針に沿って、着実に改革・改善等を推進し、経営基盤の安定化に努めている。

中期計画に関しては、平成 29(2017)年から「学校法人別府大学第 2 期中期計画」をスタートさせ、各年度の事業計画・事業報告によって達成度を評価し、PDCA サイクルを稼働させ、強固な経営基盤の確立に向けた取組みを着実に進めている。

また、本法人は、昭和 46(1971)年度に学校法人会計基準による計算書類を作成して以来、48 年連続して基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）の黒字を続け、安定した収益力を維持している。平成 29(2017)年度事の基本金組入前収支差額は 5 億 14 百万円となっている。さらに、平成 16(2004)年度以来 14 年連続して借入金のない経営を続けており、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく経営状態は、全 14 区分のうち最上位の「A1 正常状態」に相当する。

外部資金の確保についても、文部科学省の私立大学等研究ブランディング推進事業や、私立大学等改革総合支援事業、科学研究費補助金の獲得に努めている。

## 基準 6 内部質保証

### 6-1 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（・内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

・内部質保証のための責任体制が明確になっているか。）

##### (1) 内部質保証のための恒常的な組織体制

本学では、大学企画運営会議が、教学マネジメントの一環として、教育研究について行う自己点検・評価及び第三者評価に関することについて企画・立案を行う。大学企画運営会議では以下のような内部質保証のための自己点検・評価および改善・改革案の策定を担っている。

##### 1) 第 2 期中期計画に基づく自己点検・評価

別府大学・別府大学短期大学部による「第 2 期中期計画 平成 29 年度-平成 33 年度(全学生の人的成長と就職(社会的自立)を目指して)」では、3つの重点施策として、

- ①3 ポリシーに基づいた教育の内部質保証(継続的な教育改善)の確立
- ②学生面談と学生カルテによる面倒見のよい個別指導
- ③就職を保証する大学ブランドの構築

を掲げている。企画運営会議はこの計画の実施責任組織として、中期計画及び年度計画の進捗を管理し、各担当の学科・委員会・センター等に取り組みの進行を督促し、実施結果の評価を行う。

##### 2) アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価

平成 30(2018)年度後期に整備されるアセスメント・ポリシーの組織体制は「3 ポリシーの策定・運用に関する基本方針」において以下のように立案しているが、企画運営会議が中心となって調整を行う。

- ①「科目区分会議」(各学科の到達目標ごとの科目区分の担当教員がメンバー)で達成度の総合評価を行う。科目区分会議の代表者は、学科長に報告。
- ②学科長は学科全体の学修成果(DP)の達成度を取りまとめ学部長・学長に報告。
- ③学科長は評価結果及びそれを基にした改善方針をとりまとめ、毎年度決められた時期に大学企画運営会議に報告する。
- ④学長、副学長、学部長、教務担当学長補佐は、評価方法や評価結果の妥当性、評価結果が改善に結びついているかなどについて各自でチェックし、問題がある場合には指導・助言を行う。

### 3) 学長諮問会議による第三者評価

年1回以上開催される学長諮問会議では、本学の教育、研究、社会貢献及び国際交流等に関する事項やその他本学の運営に関する事項について外部評価員が助言を行う。大学企画運営会議は助言に基づき、大学運営の改善を行う。

### 4) 3ポリシーを踏まえた大学等の取組に関する学生との点検・評価会議

学生との点検・評価会議では、3つのポリシーを踏まえた大学の取組に関する適切性について第一のステークホルダーである学生の視点から点検・評価を行う。学生からの意見は、大学運営会議で大学運営の改善に生かされる。

### 5) 大学機関別認証評価

7年毎の認証評価においては、大学企画運営会議のもとに自己点検評価WGを設置し、基準に基づき自己点検を行い、大学企画運営会議で改善策を策定する。

## (2) 内部質保証のための責任体制

本学は、学則第2条に「教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めるとともに、別府大学大学企画運営会議規程第2条七において「教育研究について行う自己点検・評価及び第三者評価に関すること」について、大学企画運営会議が全学的な視点から企画、審議し、学内の各部局を連絡調整する責任を負うことを定めている。

## (3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

大学企画運営会議は、これまで認証評価や自己点検・評価では実績を積み重ねてきているが、アセスメント・ポリシーについては、これから本学の自己点検・評価全体の仕組みの中に定着させていかななくてはならない。そのために、アセスメントを行いながら、企画運営会議を中心に調整を行い、内部質保証の質を高めるための体制づくりを行っていく。

## 6-2 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2の自己判定

「基準項目6-2を満たしている。」

#### (2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

（・内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

・エビデンスに基づく、自己点検・評価を定期的実施しているか。）

#### (1) 6-2の自己判定

### (1) 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価

基準 6-1 で述べたように、本学では、大学企画運営会議を中心に、内部質保証のための自己点検・評価を実施している。以下、各点検・評価について述べる。

#### 1) 第 2 期中期計画に基づく自己点検・評価

本学は、平成 24(2012)年 4 月からの 5 ヶ年計画「教育研究発展計画 2012-2016 (別府大学 未来へのアプローチ)」において、本学の使命(ミッション)と目標・大学像(ビジョン)、それを実現するための重点目標と具体的な行動計画を明確に掲げ、毎年の「活動計画」「活動報告」をもとに自己点検・評価を行い、その結果を翌年度の「活動計画」に反映することとし、5 ヶ年計画に基づいた PDCA サイクルによって改善・改革を着実に進めていく体制を整備した。平成 29(2017)年度からの「第 2 期中期計画(全学生の人間の成長と就職(社会的自立)を目指して)」においても同様の「活動計画」「活動報告」に基づく改善・改革を進めている。

#### 2) アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価

平成 30(2018)年度後期に整備されるアセスメント・ポリシーでは、学修成果(到達目標)の達成度評価を、厳格で客観的・公正な成績評価に加え、以下の 6 つの基準から選択した複数の方法により多角的・総合的に評価することになっている。

- (1) ポートフォリオ学修支援システムでの「学生による評価」
- (2) 口頭試問での「教員による評価」
- (3) まとめ試験による「客観評価Ⅰ」
- (4) アセスメントテストによる「客観評価Ⅱ」
- (5) 卒業生調査による「卒後評価」
- (6) 地元社会・産業界からの「外部評価」

今後、選択した基準に基づき、各学科で評価結果を取りまとめ、学修成果の達成度を数値的に評価できるようアセスメントの方法を整備していく。

#### 3) 学長諮問会議による第三者評価

年 1 回以上開催される学長諮問会議では、自治体や教育界、企業などから外部評価員を招き、本学の大学運営に関して忌憚ない意見を述べてもらうことにより、自己点検では見逃すかもしれない部分について評価を受ける。

#### 4) 3 ポリシーを踏まえた大学等の取組に関する学生との点検・評価会議

学生との点検・評価会議では、大学の取組や学修環境などについて、学生の視点から評価を受けることで、教職員の側では気づかない改善点を明らかにし、大学教育の改善を行っていく。

#### 5) 大学機関別認証評価

大学企画運営会議の設置した自己点検評価 WG で、基準に基づき自己点検を行い、満たされていない点について大学企画運営会議を中心に、大学全体で改善を行っていく。

## (2) エビデンスに基づく定期的な自己点検・評価

平成 24(2012)年に二巡目の認証評価を受審後、平成 27(2015)年度からは以下の 3 項目を目的として自己点検評価書を作成し、エビデンスに基づく定期的な自己点検・評価を行ってきた(「平成 27 年度自己点検評価書」「平成 28 年度自己点検評価書」「平成 29 年度自己点検評価書」)。

①公共性の高い高等教育機関として社会的な説明責任を果たす(学校法第 109 条第 1 項)

②認証評価のための基礎情報を提供・蓄積する(学校法第 109 条第 2 項)

③大学が自らの教育・研究活動の質の向上のために課題を把握し改善方策を探る。

これらの自己点検評価書は、別府大学・別府大学短期大学部 IR 推進委員会が中心となって分析したデータ及び 6-1 で述べた 5 ヶ年計画の「活動計画」「活動報告」に基づいた自己点検・評価である。平成 21(2009)年度以降の自己点検・報告書はすべて別府大学 HP 上で公開している。

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析 (現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。)

本学では、IR 室は設置していないが、別府大学・別府大学短期大学部 IR 推進委員会を設け、各部署からの報告を基に、自己点検評価のためのデータ分析等を実施している。

### 1) 日常的なデータ収集

日頃から大学事務局が中心となって学生数や教員数等の基礎データを収集・整理し、その共有に努めている。例えば各学部・学科、研究科・専攻等の在籍者数は、学生課において毎月 1 日に表に整理し、幹部教職員に配布している。また、教員の業績は、文部科学省の様式に準じた個人調書を毎年度始めに収集・整理している。

### 2) 学生による授業評価アンケート

平成 14(2002)年度からは「学生による授業評価アンケート」を実施し、学生の授業評価や授業に対する意見を把握・分析し、報告書に取りまとめて毎年公表している。

### 3) 学生満足度調査

平成 21(2009)年度と平成 28(2016)年には「充実した楽しい学生生活を送るための満足度調査」を行い、学生の要望や不満を把握・分析し、全教職員で共有した。

### 4) 卒業生アンケート

平成 30(2018)年度から、卒業後の学生に、本学で学んだことについて社会に出た後どのように役立っているのかを問うアンケート調査を実施している。卒業後の学生の評価を収集・分析することにより、授業等のさらなる改善が見込める。

### 5) 各学科・課程、各種委員会の活動報告・計画書

各学科・課程や各種委員会等の活動については、毎年度活動報告・計画書を収集し、

教員に配布・共有している。

#### 6) 地域連携・社会貢献資料集

本学が力を入れている地域連携・社会貢献に関しては、平成 22(2010)年度から「地域連携・社会貢献資料集」を作成し、活動内容の現状把握と情報の共有に努めている。

#### 7) ポートフォリオ学修支援システム

平成 30(2018)年度後期から運用予定のポートフォリオ学修支援システムでは、これまでの紙媒体の自己発展チェックシートに代わり、電子媒体を使って学生が自己評価などを入力することで、データ収集が容易になり、これまで以上に自己点検・評価に資する資料が得られるものと期待している。

本学では、これらの現状把握の成果を自己点検・評価に繋げており、事務局が取りまとめる定量的データと相互に補完的な役割を担って本学の自己点検・評価の基礎となっている。

#### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 30(2018)年度に整備したアセスメント・ポリシーの運用を着実に進め、最終的には数値的に評価ができるようなシステムを構築する。また、今後とも学生数や教員業績、各種調査等の基礎データを確実に把握・収集・分析し、自己点検・評価に活かしていく。IRについては、組織的には整っているが、まだ分析を行う人員が足りているとは言えない状況のため、今後 IR に携わることのできるスタッフを養成する。

### 6-3 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（・三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その結果が教育の改善・向上に反映されているか。

・自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果の活用により、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能しているか。）

##### (1) 3つのポリシーを起点とした内部質保証

平成 29(2017)年度の新たな DP・CP・AP の策定時に「3 ポリシーの策定・運用に関する



基本方針」では3つのポリシーに基づく確立すべき内部質保証の案を示し、それに従って着実に3つのポリシーに基づくPDCAサイクルを整備してきた。

### 1) 3つのポリシーの連動性とその評価

本学のAPおよびCPはDPに基づいて策定されている。DPに示された到達目標を基盤に、学生を受け入れ、CPに基づいた教育を行うことにより、到達目標を達成できる。実際に到達目標を達成できたのかを確認するために、平成30(2018)年度にはアセスメント・ポリシーを整備した。アセスメントが実際に動き出すことにより、P(到達目標の設定DP)→D(教育課程の編成、実施CP)→C(到達目標の達成度を検証CAP)→A(教育課程の見直し)というPDCAサイクルによる質保証のシステムが完成する。このサイクルの中で、目標を達成するための絶え間ない見直し作業と改善を通じて、教育の改善・向上が見込まれる。

### 2) 各部署が果たす役割

このサイクルの中で、各部署がそれぞれの役割を果たすことにより、確実な改善につながる。

学科：DPに基づくCPに沿って授業を実施し、その学修成果を点検する。点検のベースとなるのは各学科科目の科目区分ごとの到達目標とそれを直接教えている教員である。点検の結果、問題点を改善することにより、授業やカリキュラムの見直しにつなげていく。

学部：各学科のアセスメント結果と改善の報告をもとに、学部全体の教育に問題がないかのチェックを行う。

企画運営会議：各学科から提出された評価結果と改善方針をチェック、問題点がある場合は検討を行う。またシステム全体の機能性について問題がないか話し合い、問題点があればシステムの改善に向けた検討を行う。

学長、学部長、教務担当学長補佐：評価方法や評価結果の妥当性、評価結果が改善に結びついているかなどについて、チェックを行い、問題がある場合は指導・助言を行う。

また、6-1で述べたように、3つのポリシーに基づく内部質保証の確立は、本学の第2期中期計画の重点施策にも盛り込まれており、中期計画のPDCAサイクルの中でも3つのポリシーに基づく教育改善が行われている。

### (2) 5か年計画による自己点検・評価

既述のとおり、平成24(2012)年4月からスタートした5か年計画(第2期5か年計画は、平成29(2017)年3月の教授会で配布し周知されている)では、使命、目標・大学像、行動計画を明確に掲げ、行動計画ごとに担当組織を定め、毎年度「活動計画」と「活動報告」をとりまとめ、それをもとに大学企画運営会議において自己点検・評価を行い、その結果を翌年度の「活動計画」に反映することとしている。「活動報告」「活動計画」には、6-2で述べたような多角的な点検・評価の結果も当然のことながら含まれてくる。このように本学では、5ヶ年計画に基づいた本学独自のPDCAサイクルを確立し、教育の質の向上や業務改善を恒常的に図り、自律的な大学改革を推進することとしている。

### **(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）**

今後、大学を、とりわけ地方都市で安定的に経営するためには、教育に関して地域社会から高い評価を得ることが必須の条件であり、そのためには、大学自ら主体的に教育研究活動を改善・充実していかなばならない。本学は、このような認識に立って、3つのポリシーとその評価による教育の内部質保証システムの確立と、5か年計画の「活動計画」「年度報告」に基づいた全学的な自己点検・評価を2本の大きな柱として、PDCAサイクルを有効に動かし、自律的で計画的な大学改善・改革につなげていく。

#### **【基準6の自己評価】**

本学では、認証評価などをきっかけに、内部質保証のための組織体制を整備し、自己点検評価書を作成してきた。また、自己点検評価だけでなく、5か年計画をベースとした年度ごとの「活動計画」「活動計画」の報告により、学科や委員会などの各部署が自己点検と改善を自分たちのこととして行う仕組みが整ってきた。

一方、学修成果の質保証については、平成29（2017）年度にDP、CP、APの3つのポリシーの改訂版を行い、平成30（2018）年に本学の教育の中で、DPに基づく到達目標を学生たちが達成できているかを評価するためのアセスメント・ポリシーの整備を行った。今後は、このポリシーに沿ったアセスメントを着実にを行いながら、その精度を高め、教育の改善に活用するための仕組みづくりを行っていく予定である。

大学自らが主体的に行うこうした質保証の取組を地道に続けていくことで、本学の教育全体の向上につながっていくものと確信している。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(平成29年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	入学定員に対する平均比率	備考
文学部	国際言語・文化学科	志願者数	146	133	163	114	160		
		合格者数	143	124	156	109	155		
		入学者数	88	84	75	63	83		
		入学定員	120	120	120	100	100	70%	
		入学定員充足率	73%	70%	63%	63%	83%		
		在籍学生数	402	361	346	299	303		
		収容定員	570	480	480	460	440		
		収容定員充足率	71%	75%	72%	65%	69%		
		志願者数	205	179	187	190	184		
		合格者数	191	171	170	184	169		
		入学者数	104	87	82	96	97		
		入学定員	120	120	120	100	100	84%	
		入学定員充足率	87%	73%	68%	96%	97%		
		在籍学生数	429	403	375	369	366		
	収容定員	520	480	480	460	440			
	収容定員充足率	83%	84%	78%	80%	83%			
	志願者数	113	89	120	111	145			
	合格者数	111	86	113	102	136			
	入学者数	65	50	50	63	83			
	入学定員	80	80	80	70	70	84%		
	入学定員充足率	81%	63%	63%	90%	119%			
	在籍学生数	267	230	224	227	233			
	収容定員	380	340	320	310	300			
	収容定員充足率	70%	68%	70%	73%	78%			
	学部合計	志願者数	464	401	470	415	489		
		合格者数	445	381	439	395	460		
		入学者数	257	221	207	222	263		
入学定員		320	320	320	270	270	84%		
入学定員充足率		80%	69%	65%	82%	97%			
在籍学生数		1,098	994	945	895	902			
収容定員		1,470	1,300	1,280	1,230	1,180			
収容定員充足率	75%	76%	74%	73%	76%				

学部名	学科名	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	入学定員に対する平均比率	備考		
食物栄養学科	食物栄養学科	志願者数	140	123	143	137	123				
		合格者数	105	99	123	119	114				
		入学者数	81	65	83	85	56				
		入学定員	70	70	70	70	70	106%			
		入学定員充足率	116%	93%	119%	121%	80%				
		在籍学生数	300	287	298	317	287				
		収容定員	294	294	294	294	294				
		収容定員充足率	102%	98%	101%	108%	98%				
		志願者数	79	64	77	59	34				
		合格者数	79	64	76	58	34				
		入学者数	37	34	38	32	11				
		入学定員	60	60	60	50	50				
		入学定員充足率	62%	57%	63%	64%	22%	54%			
		在籍学生数	117	129	134	141	121				
収容定員	250	250	250	240	230						
収容定員充足率	47%	52%	54%	59%	53%						
食物栄養学科	学部合計	志願者数	219	187	220	196	157				
		合格者数	184	163	199	177	148				
		入学者数	118	99	121	117	67				
		入学定員	130	130	130	120	120	83%			
		入学定員充足率	91%	76%	93%	98%	56%				
		在籍学生数	417	416	432	458	408				
		収容定員	544	544	544	534	524				
		収容定員充足率	77%	76%	79%	86%	78%				
		国際経営学部	国際経営学科	志願者数	82	111	131	143	137		
				合格者数	80	100	123	140	134		
				入学者数	65	78	91	115	103		
				入学定員	120	120	120	100	100	83%	
				入学定員充足率	54%	65%	76%	115%	103%		
				在籍学生数	394	365	352	359	386		
収容定員	560			520	480	460	460				
収容定員充足率	70%			70%	73%	78%	84%				
志願者数	82			111	131	139	137				
合格者数	80			100	123	136	134				
入学者数	65			78	91	111	103				
入学定員	120			120	120	100	100	82%			
入学定員充足率	54%			65%	76%	111%	103%				
在籍学生数	394			365	352	359	386				
収容定員	560	520	480	460	460						
収容定員充足率	70%	70%	73%	78%	84%						

<編入学>

学部名	学科名	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考	
文学部	国際言語・文化学科	入学者数(2年次)							
		入学定員(2年次)							
		入学者数(3年次)	11	14	1	1	7		
		入学定員(3年次)	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名		
		入学者数(4年次)							
		入学定員(4年次)							
	史学・文化財学科	入学者数(2年次)							
		入学定員(2年次)							
		入学者数(3年次)	3	0	1	1	1		
		入学定員(3年次)	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名		
		入学者数(4年次)							
		入学定員(4年次)							
	人間関係学科	入学者数(2年次)							
		入学定員(2年次)							
入学者数(3年次)		6	1	8	1	7			
入学定員(3年次)		10	10	若干名	若干名	若干名			
入学者数(4年次)									
入学定員(4年次)									
学部合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	20	15	10	3	15			
	入学定員(3年次)	10	10	0	0	0			
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0			
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0			
国際経営学部	国際経営学科	入学者数(2年次)							
		入学定員(2年次)							
		入学者数(3年次)	15	26	8	4	16		
		入学定員(3年次)	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名		
		入学者数(4年次)							
		入学定員(4年次)							
学部合計	入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	15	26	8	4	16			
	入学定員(3年次)	10	10	0	0	0			
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0			
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0			

#REF!

食物栄養科学部	食物栄養学科	入学者数(2年次)											
		入学定員(2年次)											
		入学者数(3年次)	4	6	3	3	1						
		入学定員(3年次)	7	7	7	7	7						
		入学者数(4年次)											
		入学定員(4年次)											
		入学者数(2年次)	0	2	1	0	1						
		入学定員(2年次)	5	5	5	若干名	若干名						
	入学者数(3年次)												
	入学定員(3年次)												
	入学者数(4年次)												
	入学定員(4年次)												
	発酵食品学科												
	学部合計		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	0	0			
入学定員(2年次)			0	0	0	0	0	0	0				
入学者数(3年次)			4	8	4	3	1						
入学定員(3年次)			12	12	12	7	7						
入学者数(4年次)			0	0	0	0	0						
入学定員(4年次)			0	0	0	0	0						

研究科名	専攻名	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	入学定員に対する平均比率	備考
文学研究科（博士前期課程・修士課程）	歴史学専攻	志願者数	1	0	1	4	0		
		合格者数	1	0	1	3	0		
		入学者数	1	0	1	3	0		10%
		入学定員	10	10	10	10	10		
		入学定員充足率	10%	0%	10%	30%	0%		
		在籍学生数	5	3	3	3	4		
		収容定員	20	20	20	20	20		
		収容定員充足率							
		志願者数	2	1	2	2	1		
		合格者数	2	1	2	1	1		
	日本語学専攻 日本	入学者数	2	0	2	1	1		12%
		入学定員	10	10	10	10	10		
		入学定員充足率	20%	0%	20%	10%	10%		
		在籍学生数	5	1	2	3	2		
		収容定員	20	20	20	20	20		
		収容定員充足率							
		志願者数	6	8	6	5	8		
		合格者数	6	8	6	5	7		
		入学者数	6	7	6	5	7		
		入学定員	10	10	10	10	10		62%
文化財専攻	入学定員充足率	60%	70%	60%	50%	70%			
	在籍学生数	14	14	15	13	14			
	収容定員	20	20	20	20	20			
	収容定員充足率								
	志願者数	6	25	8	18	23			
	合格者数	4	10	5	6	6			
	入学者数	3	8	5	6	6			
	入学定員	10	10	10	10	10		56%	
	入学定員充足率	30%	80%	50%	60%	60%			
	在籍学生数	11	10	13	11	13			
収容定員	20	20	20	20	20				
収容定員充足率									
研究科合計	志願者数	15	34	17	29	32			
	合格者数	13	19	14	15	14			
	入学者数	12	15	14	15	14			
	入学定員	40	40	40	40	40		35%	
	入学定員充足率	30%	38%	35%	38%	35%			
	在籍学生数	35	28	33	30	33			
	収容定員	80	80	80	80	80			
	収容定員充足率	44%	35%	41%	38%	41%			

研究科名	専攻名	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	入学定員に対する平均比率	備考
文学研究科（博士後期課程）	歴史学専攻	志願者数	0	0	0	0	0	0	
		合格者数	0	0	0	0	0	0	
		入学者数	0	0	0	0	0	0	0%
		入学定員	3	3	3	3	3	3	0%
		入学定員充足率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
		在籍学生数	1	1	0	0	0	0	0
		収容定員	9	9	9	9	9	9	0%
		収容定員充足率	11%	11%	0%	0%	0%	0%	0%
		志願者数	1	1	0	0	1	0	0
		合格者数	1	1	0	0	1	0	0
		入学者数	0	0	0	0	0	0	0
		入学定員	3	3	3	3	3	3	13%
	入学定員充足率	0%	33%	0%	33%	33%	33%	0%	
	在籍学生数	4	4	4	4	2	2	2	
	収容定員	9	9	9	9	9	9	9	
	収容定員充足率	44%	44%	44%	44%	22%	22%	22%	
	志願者数	0	0	0	0	0	0	0	
	合格者数	0	0	0	0	0	0	0	
	入学者数	0	0	0	0	0	0	0	
	入学定員	3	3	3	3	3	3	0%	
	入学定員充足率	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
	在籍学生数	1	0	0	0	0	0	0	
	収容定員	9	9	9	9	9	9	9	
	収容定員充足率	11%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
	志願者数	1	1	1	1	1	1	0	
	合格者数	1	1	1	1	1	1	0	
	入学者数	0	0	0	0	0	0	0	
入学定員	9	9	9	9	9	9	4%		
入学定員充足率	0%	11%	0%	11%	11%	11%	0%		
在籍学生数	6	5	4	4	2	2	2		
収容定員	27	27	27	27	27	27	27		
収容定員充足率	22%	19%	15%	15%	7%	7%	7%		



学部名	学科名	項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	入学定員に対する平均比率	備考		
食物栄養科学研究科	食物栄養学専攻	志願者数	2	3	1	1	1				
		合格者数	2	3	1	1	1				
		入学者数	0	3	0	1	1				
		入学定員	10	10	10	10	10		10%		
		入学定員充足率	0%	30%	0%	10%	10%				
		在籍学生数	2	3	4	2	2				
		收容定員	20	20	20	20	20				
		收容定員充足率	10%	15%	20%	10%	10%				
		-----									
		研究科合計	志願者数	2	3	1	1	1			
			合格者数	2	3	1	1	1			
			入学者数	0	3	0	1	1			
			入学定員	10	10	10	10	10		10%	
			入学定員充足率	0%	30%	0%	10%	10%			
在籍学生数	2		3	4	2	2					
收容定員	20		20	20	20	20					
		10%	15%	20%	10%	10%					